

防整技第16047号
令和3年9月24日
一部改正 防整技第15122号
令和6年6月27日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長 殿
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

若年建設系技官育成のためのOJTの手引きの送付

標記について、管下の建設工事に従事する職員の育成のために管理者用資料として活用されたい。

なお、若年建設系技官育成のためのOJTの手引きの送付（防整技第10216号。29.6.30）は、令和3年9月24日限りで廃止する。

添付書類：別冊第1及び別冊第2

写送付先：整備計画局施設計画課長、施設整備官、提供施設計画官

別冊

管理者用資料

若年建設系技官育成のためのOJTの手引き

令和6年7月

施設整備官

趣 旨

この手引きは、防衛省に採用された技官のうち、地方防衛局調達部に配属されて建設工事に従事する職員（以下「建設系技官」という。）であって概ね5年目程度までの若年者（以下「若年技官」という。）を対象としたOJTに関することについて記したものである。

OJTは、官公庁・法人等を問わず、組織的社会では広く共有されているものであるが、組織又は個々人によって理解や実施状況に大きな差異があると考えられ、調達部に所属する管理者においても同様の状況であると思料されるところである。

また、OJTについては各種研修において、その重要性が論ぜられ、職場での実践を促されているものの、何らかの具体的な方法についての教示等はなされていないのが実情であろう。これは、防衛省内に限っても多種多様な業種があるため、個別具体的な指導方法まで論ずることが困難であるためと推察される。

この手引きは、このような実情の下、概念レベルに留まっているOJTというものを、調達部の技術担当課の業務に特化して、業務内容に踏み込んで解説を試みるものである。

この命題に対して、仮に管理者経験5年以上の建設系技官10人が書き下ろしたとするならば、10種類の手引きが出来上がると思われる。それは、それぞれの管理者は部下への指導方針や方法について、それぞれの考えを持っており、かつ正しいことが一つとは限らないからである。

この手引きの活用にあたっては、このことに十分に留意して頂きたい。若年技官の能力向上の一助となれば幸いである。

平成29年6月

施設技術管理官 杉山真人

目 次

趣 旨	・ ・ ・ ・ ・	1
第1章 総論	・ ・ ・ ・ ・	4
1 O J Tとは何か	・ ・ ・ ・ ・	4
2 O J Tの効果	・ ・ ・ ・ ・	4
第2章 管理者としての心構え	・ ・ ・ ・ ・	5
1 人材育成への配意	・ ・ ・ ・ ・	5
2 個々の能力の把握	・ ・ ・ ・ ・	5
3 係員本人との共有	・ ・ ・ ・ ・	6
4 計画性、継続性	・ ・ ・ ・ ・	6
5 本質的な業務目的を理解させる	・ ・ ・ ・ ・	7
6 思考能力を鍛える	・ ・ ・ ・ ・	8
7 勉強の方法を教える	・ ・ ・ ・ ・	8
8 直接指導、間接指導	・ ・ ・ ・ ・	9
9 評価とフォロー	・ ・ ・ ・ ・	9
第3章 様々な業務における留意点	・ ・ ・ ・ ・	10
1 課内業務	・ ・ ・ ・ ・	10
2 局内他課との調整	・ ・ ・ ・ ・	11
3 施設ユーザーのニーズの把握	・ ・ ・ ・ ・	11
4 受注者との打ち合わせ	・ ・ ・ ・ ・	12
5 現場での履行状況確認	・ ・ ・ ・ ・	14
6 許認可等の事務手続き	・ ・ ・ ・ ・	15
7 いわゆる設計変更	・ ・ ・ ・ ・	16
8 その他の業務	・ ・ ・ ・ ・	17
第4章 防衛施設技術研修とO J Tの関係	・ ・ ・ ・ ・	17
第5章 地方局で行う補完的集合教育	・ ・ ・ ・ ・	18
結 び	・ ・ ・ ・ ・	19
(参考) 記録シートを用いたO J Tの方法	・ ・ ・ ・ ・	20

第1章 総論

1 OJTとは何か

一般に、OJTとは、”On the Job Training”の略で、日常的な業務を通じて、必要な知識、技能や思考方法などを意識的、計画的、継続的に高めていく取り組みのことである。

よって、OJTを実施するということは、何か特別な教育プログラムのようなものを考えて職場で実施するというものではなく、あくまで「日常的な業務を通じて」行うものである。

では、①OJTを意識せずに日常業務を行っている場合と、②意識的に何らかの方法で部下を教育・指導している場合とでは、若年技官の知識、技能や思考方法などの習得やスキルアップに何か違いが出るのだろうか。前述の一般的な定義に照らしてみると、①の場合には計画性と継続性がないということになる。

日常的な業務は、概ね何らかの成果物を目指して行っているものであり、①の場合、上司の部下に対する指導は成果物（又はその途上のもの）を介して行われる。極言すれば成果物が正しい内容であれば、部下がその内容を理解していないとしても、理解させる目的をもった指導は行われないのである。このことは外注した設計図面の決裁過程をイメージすれば理解できよう。このケースでは上司の視点は、課としての成果物の完成であって部下の能力向上ではない。

②の場合では、上司の意識のなかには部下の教育があり、何らかの計画性を帯びているとすれば、どのような指導となるであろうか。例示してみたい。

- ・ 年度当初、土木課長が2年目係員に対し「君の係では今年度、道路工事が多いから舗装と路面排水の設計に関しては完全マスター目指して勉強するように。係長は良く指導するように」と指示。
- ・ その後の図面決裁で、課長は図面全体を見つつも、舗装工事の部分については設計基準に立脚した口頭試問的な質疑に時間を割く。
- ・ 理解不十分と判断される部分について、係長に指導を指示。

上記①②いずれのケースでも、設計図面の決裁という日常的な業務を行っているに過ぎず、業務成果（図面の課としての意思確定）としては同一の結果である。異なることは、課長と部下が、指導する又は指導される内容・目標を共有し、課長は指導を、部下は勉強をそれぞれ意識的・重点的に行っている点である。

2 OJTの効果

OJTとして部下への指導を日常業務のなかで行った場合、意識的に行わない場合に比べれば、業務成果は変わらないのに、なにがしかの時間を必要とする。部下は勉強の時間、課長は指導に要する時間である。OJTの意識をもって日常的業務を行うのか否かについては、課としての業務量などを勘案した各管理者の考えにより判断されるべき

ものであるが、①要する時間は日常の業務時間に溶け込まれていること、②ある部下が一つの弱点を克服したとするならば、次回から同様の業務に関しては、指導の必要がないこと留意すべきである。

また、ある部下が、弱点克服以降、同様の業務を担当した場合、その業務に充てる時間はより短くなり、かつ誤りのない成果物が期待できるようになることが一般に言える。これこそが教育効果であり、本人と課という組織に還元されるのである。

更に、部下の能力向上は、その部下により高い能力を必要とする業務を担わせることが上司の視野に入ってくるのである。

第2章 管理者としての心構え

1 人材育成への配慮

課としての業務成果は課員によって生み出され、課員はそれぞれの職階に応じた水準の仕事任せられている。係員以外の職階については、個々人の経験年数と能力を評価されて、より上位の職に就いていくプロセスのなかで、自分が就いた新たな職の為すべき仕事のイメージを持ち、求められる仕事の水準について、個人差はあるものの理解していよう。

一方、特に若年技官にとっては、業務の範囲は上位職に比べれば限定的であるものの、入省後、未知なる業務を次々と経験していくのである。当然のことながら職場は学校ではないので、新たな仕事について授業などは無く、上司の指導の下で担当する業務を通じて、仕事のノウハウを覚えていくのである。

よって、若年技官にとって、上司は唯一頼れる存在である。各種基準類や関係法令等について、完全な独学で学ぶ場合と、上司の教導の下で学ぶ場合とでは習熟期間に差がでることは自明である。また、指導の方法は上司によって大きく異なるが、より丁寧な指導を可能な範囲で時間を割いて行うことが望ましいことも理解できよう。

2 個々の能力の把握

入省直後であれば、係員の業務実施に関する能力は横一線であるが、年月を経てくると同様な業務内容を行っていても実力に差が生じてくることを、上司は現実のこととして織り込んでおく必要がある。また、同一の技術担当課に配属されていても、性質の異なる業務を担っていれば、同年次入省の係員であっても、個々業務についての実力評価以前の差異が生じている。

よって、若年技官の指導にあたっては、個々人の経験や当該業務に関する能力を十分に把握しておくことが極めて重要である。

3 係員本人との共有

上司が係員の能力を把握するにあたり、「何が得意で、何が不得手なのか」を係員本人と共有しておくことが重要である。

例えば、上司が日常業務を介するなどして係員の弱点を見いだして、本人に告げずにその部分の指導を強化することを想定してみよう。この場合、その係員は何を感じるであろうか。指導を行う際の言葉遣いや態度にもよるが、係員は、理想的に「熱心に指導してくれる」と感じるか、「上司が厳しくなった」と感じるかいずれかであろう。係員が后者であると感ずる場合の教育効果は、前者に比べると大きく低下する。係員が「自分のために指導してくれている」という意識を持てないからである。上司がせっかくOJTを意識した指導を行っているのに、結果は1(1)で述べた①のケースの「上司の視点は課としての成果物の完成」と受け取られかねない。

繰り返すが、係員の指導にあたっては、今後指導していく内容について本人と共有しておくことが肝心である。

なお、係員との共有には、本人との話し合いと合意形成が不可欠である。その場には、特に何らかの「紙」を要するわけではないが、防衛施設技術研修の細部事項に添付されているセルフチェックシートを活用することも一助となるであろう。

4 計画性、継続性

ここで改めてOJTの一般的な定義の一部を抜粋する。

「日常的な業務を通じて、必要な知識、技能や思考方法などを意識的、計画的、継続的に高めていく取組み」

上司が、OJTを意識的に行うとして、係員の能力を把握して本人と共有化すれば、次のステップは方法論となる。OJTの具体的な方法は、対象とする係員の担当業務を踏まえて管理者の考えで決めるべきものであるが、「計画性、継続性」の観点で留意すべきポイントを示す。

- － 数多いであろう指導すべきことのうち、何に重点を置くのか、またはどういう優先順位とするのか。
- － 課題（弱点）克服をいつまでに目指すのか。
- － 指導の対象とする業務内容について、例えば「入門」から「到達レベル」までどのような手順を経て指導していくのか。
- － 具体的にはどの仕事（事案）のなかで指導を行うのか。
- － 直接的にはどの上司が指導を行うのか。
- － 係員が自らどのように勉強したら良いのか。
- － 目標に到達していると判断されたとき、どのように伝えるのか。
- － 新たに得た知識・技能等の定着状況をどのようにフォローしていくのか。

5 本質的な業務目的を理解させる

係員は、最も下の職階であるが、いずれは係長、専門官、課長補佐へと昇任していくことが期待される職員である。また、ある業務（例えば設計審査や積算）について、同様な手法で何年か繰り返し仕事を行っていけば、係員それぞれに「この仕事はこのようにするものだ」といった考え方又は流儀といったものが出来ていき、その後はその考え方が良くないものであったとしても、矯正には相当なエネルギーを要することとなる。

若年技官の教育・指導において最も大切なことは、

- ① その仕事の行政機関としての目的や位置付けに関し、正しく理解させること
- ② ①を踏まえて正しい業務処理方法を身に着けさせること

である。

これらの指導と実務を通じて経験を積んだ係員は、係長の職に就いても何ら動ずることもなく、基本がしっかりしているので必要に応じて応用動作をとることも出来るし、部下への的確な指導も期待できよう。

例えば、比較的単純な係員の仕事とされる設計業務の数量計算書のチェックがある。この仕事の「キモ」は何であろうか。数量計算書は、設計図面に描かれた工事目的物が如何ほどの金額で出来上がるのか算定するに必須なものであると共に、それが故に絶対に誤ってはいけないものである。仮に設計・積算・監督業務の乏しい若年技官が、渡された数量計算書を、電卓と赤鉛筆を持って隅々まで計算チェックをすれば、その計算書は本当に誤りが無いのであろうか。

数量計算書は、工事価格算定に必要な施工段階での型枠や仮設物なども対象としており、ある意味、設計図面よりも多くの情報が盛り込まれているものである。数量計算書のチェックをさせるのであれば、正しいチェック方法を指導する必要がある、所要の能力としては、設計図面の正しい理解、施工手順・所要仮設物の把握、積算手法への留意など広範囲な能力を必要とする業務である。これらの「キモ」を知らない係員の単純作業では心許ない結果となるのである。

ここでは数量計算書のチェックを題材に論を進めたが、課内のすべての業務について「キモ」は存在し、それを意識させないで係員が成した業務成果は「結果オーライ」となることはあっても、当該業務について真の理解と処理能力を得たことにはならないのである。

以上のことは、換言すれば「その仕事の本質的な目的を教える」ことに尽きるのである。この対極をなすものは、目先の方法論に特化した教え方である。部下の育成の観点で比較した場合の結果については論ずる必要はないであろう。

2(1)で、人材育成への配意として「より丁寧な指導を可能な範囲で時間を割いて行うことが望ましい」と述べたが、ここで述べた「その仕事の本質的な目的を教える」こともこの範疇のものである。教えるためには、日常の業務のなかで、目の前の仕事を題材に、ちょっと足を停め、やや脇道に逸れて解説して理解させ、本道に戻るという丁寧

さと時間の使い方を要する。

6 思考能力を鍛える

ここでは、若年技官の思考を誘導することに時間を割くことで、考える力を伸ばしていくことについて述べる。「思考を誘導する」と「考えさせる」は似てはいるが、プロセスが異なる。

日常業務のなかで、係員を指導するタイミングは、①係員が上司にわからないことなどを質問したとき、②係員の業務成果（又は途上のもの）を上司が決裁（確認）するときが典型であろう。いずれの場面でも正しい答えが存するが、上司はときとして正解を直ちには教えないケースがある。共通的な状況としては時間的に切迫していないことであり、共通的な上司の思考として部下の教育を意識していることが挙げられる。

①の場面では、「自分で考えろ／調べろ／勉強しろ」という（係長の）発言が一つの典型であり、②の場面では、「ここは間違っているからやり直し」という（上司の）発言が典型であろう。いずれも係員本人が自力で解決してスキルアップすることを望んでいる。しかしながら、所要の解決能力を有するベテラン係員であればいざ知らず、若年技官の場合には、これらの発言は指導の領域に入っているとは言えない。指導とは「目的に向かって教えみちびくこと（広辞苑）」であるから、上司の発言を受けた係員が、解決に向けて具体的に次の行動に移ることが出来るようなアドバイスをしなければならないのである。

そのためには、①の場面では、何につまずいているのか、どこまでは理解してどこからがわからないのか、②の場面では、（間違っている部分について）なぜそのように考えたのか、別の考え方はないのか等々、その係員が正しい方向に進めるように、障害となっている部分にスコープを当てて、係員の言葉に耳を傾けた上で、係員の経験値と能力に応じた教示を行う必要がある。このような思考の誘導は、時間を要するし、上司として忍耐力や粘り強さが求められるものであるが、係員の考える力を伸ばす有効な方法である。

上記の内容は、指導状況をある程度限定したなかで論を進めているが、これら以外にも思考能力を高めていく方策は日常業務の工夫により生み出すことは可能である。その場合の留意点としては、思考の自由度を奪わないことと思考の発散を抑止することを念頭に置き、基本方針や大きな方向性を示すことが肝要である。

少なくとも建設系技官の場合、若年時代には多くのことを吸収して成長していく伸び盛りである。この時期には様々な業務をこなしていくための知識を蓄積させると共に、課題等を解決していくための考える力を付与していくことが非常に重要である。

7 勉強の方法を教える

若年技官の場合には、「何がわからないのかわからない」といった場合も多いので、

各人の知識や経験年数に応じて、紐解くべき基準類や書籍の指定、着眼点や留意点などの教示が必要である。「勉強しろ」の一言では、効果的な勉強につながる指導とは言えない。

勉強の仕方についての各論はここでは割愛するが、一つだけ記しておく。

「数学の教科書を読むだけで、数学力が向上する人はいない。」

8 直接指導、間接指導

この手引きは管理者向けのものであるが、果たして全ての指導は課の管理者としての課長職がなすべきものであろうか。答えはイエスである。管理者である以上、課内の全ての責任は課長職が負っており、日常業務を通じて行われるOJTについても然りである。ただし、係員に対する個別の指導を課長職が直接的に行うことを言っているのではなく、課長職の方針に基づく指示を受けた係員の上司（係長や補佐等）による間接的な指導についても、管理者としてマネジメントすることを述べているのである。「補佐に任せてある」、「係員の指導・教育は係長の仕事」といった態度は、管理者としてあるべき姿ではない。

ここで、課長職による直接指導とその部下による間接指導の使い分けについて、概念として述べておく。

指導を行う職員は、指導事項に関して正しい知識や考え方を持った者である必要がある。よって、当該業務の行政上の目的や位置付けといった、より大局的な事柄については、知識・経験が豊富な課長職が行うことが望ましい。他方、細部の技能レベルに属するものについては係長による指導が一般的であるが、係長の業務量や補職後間もない等の実情を勘案して指導すべき者を選定することも、職場のマネージャーとして必要な判断である。

また、一般に若年技官に対するOJT全体としては、課長職による直接指導は少なく、間接指導の比重が大きくなるが、指導する職員には計画的に又は随時に「ほうれんそう」を実施させ、管理者として状況を把握し、必要に応じて指示の変更や追加等を行い、適切な指導が継続されるように努めることが肝要である。

9 評価とフォロー

若年技官が日常業務を通じて取り組んだ課題については、いずれは目標に到達し、OJTの目標も達成される。このことは本人と上司のそれぞれで感じると想定される。しかしながら、目標設定時に双方の話し合いで共有していることなので、達成状況についても何らかの方法により共有し、「上司に認められた」といった達成感やOJTの成功体験を若年技官に意識させることが、モチベーションの向上と次なる課題へのチャレンジにも繋がることとなるであろう。

また、目標に到達しているとはいっても、盤石とまでは言えないと考えられるのであ

れば、その後の同種業務において意識的にチェックするなど、フォローしていくことが望ましい。

第3章 様々な業務における留意点

技術担当課の若年技官は、雑用を含め様々な業務を担っており、理屈では全ての業務をOJTの対象とすることが出来るが、実際には課として又は建設系技官としての主要な業務について、意識的に教育・指導を行うであろうから、第3章では第一義的に技術担当課の係員が携わる主要な業務を中心に、OJTを行う上での留意点などについて述べることにする。

1 課内業務

ここでは、課の事務室内で、専ら課の職員のみで行われる業務のなかで、新規発注用・変更契約用の設計図書のセット、工事価格の積算、工事等の成績評定について取り上げる。

(1) 設計図書のセット

入札参加者に交付する設計図書は種々あるが、技術担当課としては、図面と仕様書が主体なものとなる。図面の内容の理解等に関することについては、「受注者との打ち合わせ」の項にゆずり、ここでは割愛する。

仕様書は一般に、一般仕様、工事仕様、材料仕様に大別されている。いずれの技術担当課においても、仕様書全体としての「ひな形」を用いて、工事毎に適用する部分に○印を付し、必要な加筆を行うなど当該工事の実施に必要な細部事項を定めている。

これらは発注者・応札者双方で行われる工事価格の積算の根拠となるとともに、契約締結後には発注者と受注者双方を縛る契約内容を構成する。

もし、建設工事請負契約書と仕様書の関係を理解していない若年技官が、この作業を「比較的楽な仕事」などと考えているとすれば非常に危険である。この場合には、仕様書の意義・目的・効力・整合性といった基本的なことや、漫然と「ワープロ重ね書き」的な作業により誤った仕様で契約した場合のリスクなどについて十分に教育・指導する必要がある。

(2) 工事価格の積算

第2章で、方法論に特化した教え方が、部下の育成上好ましくない趣旨のことを述べた。積算業務はその典型であると共に、近年では積算業務のアウトプットが発注機関の行政目的を阻害する事態を頻発させている。入札不調である。当然、全てが官側積算に非があるわけではないが、少なくとも「原理主義」的な思考で、地域ごとの経済情勢などを一切勘案しない積算は、業務目的の本質論を理解していないと言わざるを得ない。

積算は何を目的とした業務なのか。何を追及すべき性質の業務なのか。積算基準、資材・労務の価格、実勢価格、予定価格、調査基準価格、応札価格、現場実行予算などのキーワードを用いて丁寧に説明し、あるべき論を理解させ、具体的な手法について教示・指導することが肝要である。

(3) 工事等の成績評定

工事・業務を受注し履行した企業にとって、評定点はじ後に参加する入札の際に重要な意味をもってくる場合があるので、評定にあたっては恣意性を一切排除し、慎重に客観性をもって行い、結果として説明責任を果たせるように指導する必要がある。

なお、技術研修の際に係員の研修生に教育用資料として配布している「新人監督官のための工事請負契約書の解説」の「コラム vol. 21 工事成績評定」に若年技官向けに取り組み姿勢等について記しているので参照されたい。

2 局内他課との調整

一般的に技術担当課にとって、局内での調整の相手方は調達計画課（建設計画官）が最も多く、次いで契約課（会計課契約部署）であろう。若年技官の視点でみると、課外との調整は「係長又はベテラン係員の領域」と考えていると思われるが、実情を観てみると、3、4年目で計画調整係との調整をこなしている者もいる。もちろん、内容はそう複雑なものではないと思われ、例えば自分の担当工事の契約額や工期の変更に關することや、発注スケジュールの変更調整などであろう。

若年技官にとっては荷が重いと感ずる仕事ではあるが、いずれはこなしていかなければならない業務であるので、やらせてみることも必要であろう。その時期は、個人差があるので一概に何年目とは言えないが、調整すべき対象工事等の内容を十分に把握し、調整事項の要点を簡潔に整理して発言できるようになっているか否かが一つの判断となるであろう。その場合であっても、同様な調整の仕方について、係長が手本を見せるなどの配慮が必要であろう。

3 施設ユーザーのニーズの把握

ここでは、駐屯地等における施設整備に際して、施設ユーザーのニーズ（部隊要望）を把握して、設計に的確に反映していくことについて論ずる。

まず初めに民間の場合を想定してみよう。ある企業が工場群を含む敷地内に1棟の工場の新設を計画したとする。その企業には施設管理部門があり、建物や道路などの施設の小規模な維持補修を外注により行っているが、新たな施設の設計を行う能力はない。しかしながら、社内では「施設屋」であることから、①新設する工場の運営を担当する部門と打ち合わせを重ね、工場の基本的な大きさや区画割り、機械類の設置位置、出入りする車両の導線などを取りまとめてイメージ図などを作成。②その後、契約した設計

事務所に資料を渡し考え方を説明。③じ後、設計事務所から技術的観点からの一部修正提案があり了承。④じ後、建物の階高、配置機械の寸法・重量、内外装仕様、換気、消火設備、電気使用量、車両寸法・重量等々の細部事項について、設計事務所が作業の進捗に応じて、随時訪れて打ち合わせを行い、設計図面を取りまとめた。

建設系技官であれば、この民間企業の例を駐屯地の施設整備に置き換えたイメージをもつことは容易であろう。置き換えたなかでのプレーヤーは、駐屯地業務隊の施設担当部署、施設のユーザー及び設計事務所（建設コンサルタント）の3者である。地方防衛局調達部はいない。ところが実際の施設整備のプロセスのなかには調達部の建設系技官が重要な役割を担うプレーヤーとして存在する。

①から④のプロセスなかで建設系技官がどのような役割を担っているのか、何を期待され、何をすべきなのかということを若年技官に教示して、業務を通じて指導しなければならない。ユーザーのニーズを把握する方法は、要望書等の受領、計画的な（秋・春）ヒアリング、随時の個別打ち合わせ、メール・電話等が挙げられる。目標は技術的合理性に裏打ちされた使い勝手の良い施設の建設であり、この目標に向かう努力を怠ってはならないのである。

なお、前出の「新人監督官のための工事請負契約書の解説」に、「コラム vol.25 防衛技官の存在意義」を記してあるので参照されたい。

4 受注者との打ち合わせ

工事又は業務の監督官の発令を受けている若年技官にとって、受注者との打ち合わせは頻度が多く、技術力不足や経験不足を自覚せざるを得ない若年技官としてのストレスを感じる日常的業務であろう。一方、受注者側にとっては、新人でもベテランでも監督官に変わりはなく、発注者側としては、正しい結論等を導き出す打ち合わせを行う義務がある。

よって、受注者との打ち合わせに関するOJTにおいては、事前に最低限の知識付与等の教育を行う必要がある。

(1) 工事の受注者との打ち合わせ

監督官として工事の受注者との打ち合わせの相手は、主として現場代理人、監理技術者（又は主任技術者）となるが、そもそもなぜ打ち合わせが必要なのであろうか。契約締結により工事目的物の出来姿や材料等仕様が定められ、特段の取り決めが無い事項については、建設工事請負契約書第1条に謳われている自主施工の原則により、受注者は施工を進められることとなっている。他方、同契約書においては何らかの事態が発生した場合等においては、発注者との協議を義務付ける諸規定を置いている。これらが受注者との打ち合わせの根拠である。

では、監督官は発注者のもつ権能を自らの権限で行使できるのであろうか。行使して良いもの（行使の委任を受けているもの）と認められていないもの（行使の委任を受け

ていないもの)があり、「工事監督の実施細目」の諸規定に基づき適切な業務処理を行わなければならない。このほかにも「ワンデーレスポンス」や公共工事適正化法等に基づく事務など、監督官が理解し実践しなければならないことは多いものである。

入省して6ヵ月経た技術担当課の係員を監督官に発令すること自体は当然のことであろうが、上記のような決まり事について何らの教育を施さずに現場代理人等との打ち合わせをさせるというようなことはあり得ない。少なくとも直面する仕事に必要な知識については、その都度、教示して勉強させ、監督官としての正しい業務処理方法を1つ1つ身につけさせて、スキルアップを継続していく必要がある。

(2) 設計業務の受注者との打ち合わせ

ここでは、主として打ち合わせを重ねて設計作業を進めていくプロセスをイメージして論ずる。

設計業務を受注している設計事務所（建設コンサルタント）の技術者（以下「技師」という。）との打ち合わせは、主として設計内容を固めていくことを目的として行われる。様々な場面があると思うが、技師と監督官のやりとりは、概ね次のパターンに分類できよう。

- ① 技師が説明し、監督官が納得の上で了承。
- ② 監督官が誤りなどを指摘し、技師が納得して修正すべく持ち帰り。
- ③ 監督官が正誤の判断を上司に仰ぎたいなどとして、判断を留保。
- ④ 監督官から特段の指摘もなく、技師が正しいものとして認識。

当該設計内容に精通したベテラン監督官であれば、上記①②のいずれかの状況で打ち合わせが進み、結果として誤りのない設計計算書と設計図面が出来上がるであろう。精通しているとまではいかない監督官であっても、自分の能力というものを良く認識している者は③の対応を取り得る。受注者側にとって④の状況は、じ後、大きな手戻りなどの最悪の事態となることが否定できない危険を内包している状況である。

技師と監督官の打ち合わせは、契約上、受注者と発注者の協議と位置付けられるものであるから、正しい結論等を導き出す能力がある支出負担行為担当官補助者（監督官）が対応する必要がある。

以上を踏まえると、十分な能力を持たない若年技官が、監督官として打ち合わせの場にいるためにはどうすれば良いのであろうか。方法は2つしかない。一つは上位の主任監督官の打ち合わせに同席すること。2つ目は、想定される打ち合わせ内容の確認や技術論に見合う能力を身に着けることである。OJTの観点でみると、前者の場合には打ち合わせ中又はじ後の主任による解説といった形態の教育と、その後の復習が中心になると考えられる。後者の場合には、例えば、打ち合わせ資料（設計計算書、図面等）の事前入手、勉強、確認、上司への質問等指導受けを経て成し得ることとなる。

いずれにしても、設計計算書や図面を的確に審査するという業務は、建設系技官にと

って根幹に関わる技術的能力であるので、個々の若年技官の経験、能力と担当事案の技術的内容を踏まえて、OJTの手法を考えることが肝要である。

(3) 施工監理業務の受注者との打ち合わせ

施工監理業務の受注者が工事現場に配置する技術者（以下「現場技術員」という。）は、監督官の補助事務を担う立場であって、監督官に成り代わって監督官権限を行使し得えないことから、「現場技術員に任せておけば、自分は現場に行かなくても良い」と曲解しているような若年技官に対しては、まず徹底的に教育し正しい認識を持たせる必要がある。

また、現場技術員が扱って良い業務は、(1)で述べた発注者が監督官に委任している権限の範囲に限定されていることであることや、工事受注者からその範囲を超える対応を求められた場合の対応手順等について、監督官と現場技術員が共有されていなければならない。これらは監督官側から指示・確認を要する事項であって、このためには委託契約書と業務仕様書の正しい理解を要する。

監督官業務は、監督官自身と現場技術員の複合体によって構成・実施しているという視点でみれば、現場技術員との打ち合わせや日々の連絡は必須であり、かつ監督官は現場の状況について常に把握しておく義務を負っているのである。

現場経験の乏しい若年技官にとって、現場技術員は、発注者サイドの立場の（個人差はあるが）ベテラン技術者である。「現場代理人に判断を求められても自分は良くわからないので、現場技術員がうまくやってくれば良い」といった思考は、若年技官の技術力不足を起因とするひとつの典型的な心理から生まれるものである。

5 現場での履行状況確認

特に問題が発生していない状況で、監督官が現場で行うべき本来の業務は、受注者の履行状況の確認である。確認すべきことは契約書を構成する設計図書に明示されており、総じて言えば施工方法、出来形、品質の確認となる。

実際には、これらの確認は委託している施工監理業務の現場技術員が行うことが多いと思われるが、委託する側である以上、委託しなくても実施し得る能力を有している必要がある。いずれ将来は、検査官の発令を受けて単独で工事目的物の合否判定の権限と責任を持たされるのである。また、監督官の立場とはいえ、完成後には埋め戻し等により不可視となる部分についての出来形等の確認は、完成検査に準ずる意義があるので留意が必要である。

監督官の業務として、工程の管理状況の確認も重要である。一口に工程表といっても、同一の工事で様々なレベルの工程表が存在する。建設工事の請負契約において、工期は請負代金額と並んで最も重要な契約事項である。監督官は、監理技術者（主任技術者）

が作成・管理するレベルの詳細な工程表を読み解く能力が持つことが望ましい。なぜならば、詳細な作業まで表現された工程表は、これまでの実績とその時点の現場状況と完全に合致しているからである。

工程管理は受注者の責務であるが、「大丈夫です。頑張ります。」といった受注者側の発言を鵜呑みにして上司に報告するのではなく、監督官として「工期にゆとりがあるのか、厳しいのか」ということを自分自身が工程表で判読できるように目指さなければならない。発注者は受注者から工事目的物の引き渡しを受け、部隊等の供用に支障がないようにする責務があるからである。

次に、工事の成績評定について述べる。成績評定は、監督官と検査官が評定を行うものであるが、これは単に完成時での評価のみならず、施工段階の工事受注者の取り組み等についても評価の対象としているものである。場合によっては、重要な施工段階や結節点で現場に赴かなければ客観的かつ自信をもったの評価は難しくなることもあるので、この点にも留意が必要である。

以上、やや踏み込んだ内容についても述べた。若年技官に対するOJTのうち、工事現場での業務スキルの向上は、指導する上司を含めた業務多忙等の理由により、最もエネルギーを要するものとなっている。しかしながら、「畳の上の水練」ということわざがあるが、「現場監督業務」の真のスキルアップも現場以外では出来ないのであって、また、上司の「たまには現場に行ってい！」の一言だけでは効果的・効率的な成長はおぼつかないことを念頭におき、現場でのOJT手法を考える必要がある。

6 許認可等の事務手続き

建設事業を進めるにあたり、法律や地元自治体が定める条例によって、各種の事務手続きを要するものがある。また、設計内容そのものに対して許認可権者が様々な指導を行うものが少なくない。これらの調整の相手方は、地方自治体が多く、国の地方出先機関というケースもある。

若年技官にとっては、局内の他課との調整よりもはるかにハードルが高いものであるが、事務手続きに必要な図面を含めた書類を担当課で整える必要がある場合には、設計を担当している若年技官を同行させ、設計内容を説明させることもあるであろう。

この場合の留意点としては、

- － 法令で定められる構造基準等を理解していること
- － その上で、設計内容をつまびらかに説明できること
- － 相手方の質問に理路整然と答えられること

が望ましいが、完璧とまではいかなくとも、上司のサポートがある前提であれば、若年係員に説明させることも人材育成の観点で有効であると思料される。

これらの留意点は、突き詰めて言えば、設計業務の監督官としての能力を高めれば満足する内容である。ただし、課内の上司への図面説明とは異なり、甘えは通用せず、説

明責任を果たさなければならないという状況であり、若年技官としてはプレッシャーのかかる仕事である。それが故に、事前の相当な勉強や確認を要するので、基準類や設計内容の理解に関して、必然的に集中力が増すなど、教育効果が非常に高まると考えられる。とは言え、説明する役割を担わせるのであれば、「転ばぬ先の杖」を十分に準備した上で、送り出す必要があろう。

7 いわゆる設計変更

(1) 設計変更の概念

まず初めに設計変更という言葉の概念について整理してみたい。設計変更という言葉は、実態として様々な意味で使われている。そもそも字面では「設計を変更する」の意であるから、①何らかの与条件の変更による設計思想・手法の変更、②与条件変更による設計計算のやり直しの類が狭義の意味であろう。次に契約上の設計図書の変更まで概念を広げると、設計変更とは③図面又は仕様書を変更することとなる。ここまでが、設計変更という言葉の概念であると思料される。しかしながら、実際には④設計図書の変更を伴わない契約書そのものの変更も「設計変更」と称している場合が多い。このケースに該当するものは、工期の変更、スライド条項に基づく請負代金額の変更などがある。

以上のように「設計変更」は広義には変更契約と同義として用いられており、変更契約書の工事名にも「〇〇工事第〇回設計変更」と記されている。

余談であるが、変更契約の伺いの書類などに記す変更理由に「現場精査」という語句を用いることがある。これを上記の概念に照らすと、①②には該当しないが③には当てはまるイメージのもので、張芝が〇㎡増えたといったような類であろうか。また「設計精査」という語句も用いられ、やや難解な表現であるが、例えば杭基礎が1根長くなり計算し直したといった場合で②の概念のものと言えよう。

(2) 契約変更の根拠

ここでは、(1)で述べた①から③までの図面等の変更を行う変更契約について、建設工事請負契約書と工事監督の実施細目の関係に触れる。

若年技官の視点では、設計変更は「変更の図面と仕様書をセットして、変更の数量計算をチェックして、積算すること」という作業として理解をしている者が多いであろう。

一方、契約書では、図面等の変更を行う変更契約に関して、設計図書不適合、条件変更、発注者による設計図書変更、請負代金額の変更に代える設計図書の変更といった内容が、それぞれ条として独立して規定されている。また、工事監督の実施細目においては、変更に係る監督官が行わなければならない事務について規定している。若年技官に対しては、設計図書の変更を要する事由とその対応方法について、関連する契約条項と共に教示し、体系的に理解させておく必要がある。

また、特に注意を要することは、いつの時点で変更契約を締結しなければならないの

かという点である。設計図書の変更内容は様々であるが、現場での施工は契約内容の履行であるから、施工は契約されている設計図書の範囲内に限定されている。よって、図面により指定された施工を行った結果として、例えば舗装や配管の施工数量が設計数量と異なった場合に精算するといった変更契約を除き、変更契約は施工に先立って行わなければならないという原則論についても、十分に理解しておく必要がある。

8 その他の業務

ここまで第3章では、技術担当課の係員が携わる主要な業務について、OJTを行う上での留意点などを述べてきた。これらの業務のほかにも、応札者の内訳明細書の点検業務、各種書類の決裁・供覧事務、情報公開に係る事務など係員が携わるものがあるが、いずれの事務についても、目先の方法論に特化した事務処理を排して、その事務の本質について若年技官が理解できるように教導していくことが肝要である。

以上、第1章から第3章までOJTについて、その意義や目的、管理者としての心構えを述べると共に、若年技官が携わる代表的な業務において指導すべきことなどの留意点について論じた。

以降の章では、OJTに関する直接的な論から離れ、OJTと防衛施設技術研修の関係と、若年技官の能力向上に資するためのこれら以外の教育手法について述べることにする。

第4章 防衛施設技術研修とOJTの関係

この章では、OJTの対象とする若年技官が受講している防衛施設技術研修の意義・目的について述べる。また、受講後の若年技官のあるべき業務への取り組み姿勢と所属組織のサポートの重要性について述べる。

防衛施設技術研修においては、係員は初任（新人）、初級（2年目）及び中級（4年目）の3段階で受講することとしている。研修が課長補佐までの全7段階であることを考えると、若年技官に対する研修は濃密である。この構成は、「鉄は熱いうちに打て」の格言通り、正確な知識と正しい業務処理方法を早期に身に付けさせることを企図している。

研修においてはシラバスに基づいて講義や演習を行っているが、これらを受講すればシラバスの各課目の能力が得られるわけではない。研修の目的は、実務をこなしていくために求められるスキルの水準、課題への取り組み方や保持すべき知識を示すことにより、各研修生が「自分は何が出来て何が出来ないのか」、「このような法令・規則がある

のか」というような自覚や気づきを促すものである。

また、研修の期間は各段階で異なるが最大5日間であり、シラバスの各課目を包含した研修プログラムとしているものの、課目毎に必要な全ての知識等を網羅的に付与出来るわけではない。

よって、若年技官が確実に能力を向上させていくためには、研修での講義・演習等を通じて得た知識、スキル向上のための思考術・方法論といった新たな経験について、定着させ又は類似業務へ応用していくなどの努力が必須である。OJTは、このような若年技官が取り組むべき姿勢を組織としてサポートするものである。

管理者は、サポートしていく以上、人材育成の観点で若年技官と接していかなければならない。留意すべきキーワードとしては、「粘り強く、繰り返し、怒らずに叱る、ときに褒める、反省を促す、発奮させる」といったものが挙げられる。

なお、技術研修で用いた教育資料については、本省・地方局からアクセスできる文書共有システム（通称「プロセンター」）に各研修後に収納しているので、技術研修における講義や演習等の内容について確認しておけば、効果的なOJTに資すると考えられる。

第5章 地方局で行う補完的集合教育

前章で述べたとおり、技術研修では、実務に必要な全ての知識やスキルの網羅的な付与には時間的限界がある。また、OJTはあくまで担っている業務を通じて行われるものであって、少なくとも「〇〇設計要領」を系統的に教育するといった形態ではない。入省後在職年数が少ない若年技官ほど「学校のように教えて欲しい」という欲求や、「忙しい係長に訊きづらい」といった気持ちを内包しているものと推察される。

ここで登場するのが、管理者が主導する集合教育である。これは、課長職等の管理者が所属する若年技官の実力を把握しつつ、①ある業務スキルに関して一定水準まで統一的に能力向上させることを考え、②集合教育により効率化を図り、③組織力の底上げを企図して実施するものである。技術研修とOJTとの関係で言えば、それらの中間的な位置付けであると云えるため、ここでは補完的集合教育と呼ぶ。

補完的集合教育は、多くは課長職の発案により自ら主催するケースが多い。また対象者は係員であって、ベテランを外すケースもある。発案するきっかけはそれぞれであろうが、前述（①～③）の効果は共通の目的であろう。

補完的集合教育の内容・形態は様々であり、情報が蓄積されているわけではないが、知り得ている過去に行われたものについて類型化して以下に掲げる。

・講義、勉強会

週一回程度（0.5～1時間）、課長職又は補佐が講師（司会）となって、設計基準や契約書の内容について学習するもの

- ・小演習（宿題）・添削・解説

（基調講義後に）設計計算などについての課題を与えて添削指導などを行うもの。

- ・プレゼン演習

説明責任を果たす能力を鍛えることを企図したもので、内容そのものよりも発表・質疑対応に重点を置くもの。

- ・現場実技研修

測量や計測といった監督官業務の基礎を実際の現場で行うもの。

これらに共通することは、主催者は特に誰かに命じられたわけではなく、人材育成の観点で自らが発意し教材等を準備していること、教育対象者に共通する課題を教育内容としていることが挙げられよう。

この手引きにおいては、OJTの定義のなかで「日常的な業務を通じて行うもの」としているが、上記の取り組みは、職場のなかで若年技官の実務能力向上を目指しているものであることから、広義にはOJTの範疇に入り、前述のとおり技術研修とOJTの中間的な位置付けである補完的集合教育であると云えよう。

結 び

組織では、毎年度、経験値の高い者が去り、未経験者が入ってくる。組織の力を落とさないためには、それぞれが成長していかなければならないが、成長の術を体得していない若者には助力が必要である。助力をしなければ成長は芳しくないものとなり組織力は低下する。

よって、特に若年の職員に対して、正しい仕事のやり方を教育しながら仕事に取り組みさせることは、新陳代謝を前提とする組織の宿命ともいうべきものである。

この手引きでは、若年技官の教育について、OJTを中心に、技術研修と補完的集合教育に触れ、若年技官が携わる実務に関する能力向上について論じた。

他方、長い目での建設系技官の育成という観点では、これら以外にも様々な方策が考えられる。例えば、各種学会や業界団体等が主催する講演会、講習会又は現場見学会等に参加させることは技術者としての視野を広げることに資するものであるし、専門性の高い資格の取得を促すことは、専門分野の系統的学習のきっかけを与えるものとなり得よう。これらは必ずしも実務に直結するものではないかもしれないが、人材育成の視点ではいずれも有益なものとなり得ると考えられる。

(参考)

記録シートを用いたO J Tの方法

本文の第2章のなかで、O J Tを実施する上での留意事項として、個々の能力の把握、係員本人との共有及び計画性等について述べているが、別紙の「O J T記録シート」は、これらの留意事項を念頭に作成したものであるので、参考とされたい。

OJT記録シート

別紙

1. シラバス 項目	シラバス番号		計画作成日		所属氏名		
	習得が必要な能力		報告確認日		指導者		
	課目		評価実施日		所属長		
2. OJT実施 計画	本人が記入						
	OJT課題						
	OJT目標						
3. OJT実施 報告	実施手順						
	OJT目標の達成状況						
4. OJT評価	本人又は指導者が、努力又は工夫したことなど						
	評価	達成度					

※1、2については、所属長と相談の上、本人が記入する。なお、「習得が必要な能力」及び「課目」の欄への記入に当たっては、シラバスの文言の一部を省略することができる。

3については、指導者が記入する。

4の評価は、指導者の意見を踏まえて、所属長が作成する。

【達成度の指標】

達成度：設定したOJT目標の達成状況を示す。

【指標の尺度】 5：十分に達成できた 4：概ね達成できた 3：半分程度達成できた 2：一部達成できた 1：達成できなかった

新人監督官のための工事請負契約書の解説



令和6年7月

防衛省整備計画局建設制度官
施設整備官

改訂 4 版について

監督官の皆さんが担当する防衛施設の建設工事は、自衛隊・在日米軍の訓練のみならず、戦闘機や艦船等の装備品の運用を伴うものであり、我が国の安全保障基盤を構築するものです。この建設工事を行うのは建設業界の方々であり、発注者である私たちとの間では「契約」という形で受注者となり、実際に汗を流して現場の作業を行っていただくことになります。この互いの関係を明確にする建設工事請負契約書は、「発注者と受注者は対等である」ことを前提に、発注者、受注者それぞれの権利と義務が書かれています。

平成 29 年 5 月に「民法」の改正案が成立し同年 6 月に公布されました。施行日については、「公布の日から起算して 3 年を超えない範囲において政令で定める日」とされ、令和 2 年 4 月 1 日が施行日と決定しました。民法における債権関係の規定（契約等）については、明治 29 年（1896 年）に制定された後、約 120 年間ほとんど改正されることがありませんでしたが、社会・経済の大きな変化に対応すべく見直しがされました。これを踏まえ、中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款の一部が改正されました。

このことから、当省でも建設工事請負契約書について所要の改正がなされ、本解説も、前回の改訂以降、契約条項に改定が生じたことから一部修正を加えて改訂することとなりましたが、基本的な部分は、「民法」をベースにした「契約」は「互いの約束事」であり、それは普遍的なものであることから、これまでの内容をそのまま踏襲しています。

是非、監督官の皆さんには、建設工事請負契約書の意図する「本質」を理解していただき、発注者・受注者のそれぞれの立場を尊重しあい、受注者と共にプライドをもって取り組んだ結果として、完成した工事目的物が「自分たちの作品」だと思えるような仕事ぶりを期待しています。

序 章 契約の基本と工事監督官の努め

第 1 章 契約締結から着工前まで（監督官と現場代理人、支担当との関係等）

第 2 章 基本的な契約履行の流れ（監督、検査、支払等）

第 3 章 一般的な契約変更の流れ（支担当と監督官の関係等）

第 4 章 検査と支払（前払金、部分払、中間検査、完成検査等）

第 5 章 特別な事象への対応（天災、紛争、工事中止等）

終 章 建設工事請負契約書が目指すもの

令和 3 年 8 月

契約制度企画室長

御 園 只 士

新規採用技官の皆様へ

4月1日に採用され、地方防衛局の建築課、土木課、設備課又は通信課に配属されている方は、10月には6ヶ月間の任用期間を了して、工事監督官の発令を受けることと思います。この工事監督官の発令を受けた職員は、建設工事請負契約書と関係法令等を遵守して仕事をしなければなりません。また、調達計画課に配属されている方もいずれは工事監督官になります。

新人であってもベテランの建設監督官でも、遵守しなければならないことは基本的に全く同じです。ですから、皆様方はこれから上司の指導を受けながら仕事をこなしつつ、数多くのことを学んでいく必要があります。特に建設工事を請け負う建設業者と取り交わす建設工事請負契約書の理解は必須であります。理解するためには、まず読まなければなりません。約60条からなる契約書をひたすら何度読んでみても容易に理解できません。その理由は皆さんに実務経験がないこと尽きるわけですが、難しい用語がたくさん出てくることも要因です。

そこで本解説では、①第1条から順番に解説するのではなく、工事の進捗とそれに応じた工事監督官の仕事の流れに沿って契約書の関係条文を解説していきます。②また、一般に解説本の類は、読者に間違った理解をされると困るので非常に精緻に正式な用語を用いて書かれています。本解説では皆さんにまずは基本的なことを理解して貰うことが目的ですので、本来は精緻な解説を要する事柄であっても、あえて割愛するか若干触れる程度に留めます。③難解な用語の解説などは「コラム」という形で挿入して解説します。

以上、本解説を作成する意図と構成の考え方を述べました。本解説は小職が業務の合間に執筆していきますので、順次少しずつ配信します。予定としては概ね1週間に1度程度、約3ヶ月を予定し、皆さんが工事監督官の発令を受けるまでには脱稿することが目標です。全体の構成は現時点では次のように考えています。

序 章 契約の基本と工事監督官の努め

第1章 契約締結から着工前まで（監督官と現場代理人、支担官との関係等）

第2章 基本的な契約履行の流れ（監督、検査、支払等）

第3章 一般的な契約変更の流れ（支担官と監督官の関係等）

第4章 特別な事象への対応（天災、紛争、工事中止等）

平成23年7月

建設制度企画官 杉山真人

本解説を読み始める前に、以下のものを用意しましょう。

【必ず用意するもの】

- 完成した工事の契約書
3 国債工事で金額変更した本物のコピー
- 「契約書のひな形」最新版
- 「工事監督の実施細目について」最新版

【出来れば用意して欲しいもの】

- 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

目 次

序 章 契約の基本と工事監督官の努め	1
1 請負契約の根幹	1
2 契約書に記されていることの概要	1
3 契約書の変遷	2
4 発注者と受注者は対等	2
5 工事監督官がなすべきこと	2
(1) 図面について	2
(2) 工事請負代金の額について	3
(3) 工期について	3
6 契約書を勉強していくに当たっての心構え	4
コラム vol.1 「収入印紙」って何？	6
第1章 契約締結から着工前まで	
1 入札・契約	7
2 監督官	7
(1) 監督官発令と通知	7
(2) 監督官の権限と書面主義	8
コラム vol.2 「支出負担行為担当官」って局長のことじゃないの？！	10
3 現場代理人等	11
(1) 現場代理人と技術者	11
(2) 現場代理人の権限	12
(3) 現場代理人等の現場常駐	13
コラム vol.3 法令について	15
4 総則を読もう	16
(1) 守秘義務	17
(2) 自主施工の原則	17
コラム vol.4 「共同企業体」って何？	19
5 履行保証のことを知っておこう	20
(1) 履行保証の必要性	20
(2) 役務的保証	21
コラム vol.5 ちょっと詳しい履行保証の話、なぜ役務保証なの？	23
6 一括下請負の禁止等	25
(1) 一括下請負の禁止	25
(2) 権利義務の譲渡禁止	25

7	工程表と内訳書	27
(1)	内訳書	28
(2)	工程表	28
	コラム vol.6 単歳と国債、繰り越し	29

第2章 基本的な監督業務

1	工事用地の確保等	30
(1)	発注者の義務	30
(2)	受注者の義務	31
2	関係工事の調整	32
(1)	調整が必要な理由	32
(2)	調整の主役は監督官	33
(3)	工事監理業務の技術者の役割	33
	コラム vol.7 建設業の業種について	34
3	下請負人	35
(1)	下請けとは	35
(2)	下請負人の通知請求とその意義	35
(3)	社会保険等未加入建設業者との下請契約の禁止	36
4	特許権等の使用	38
(1)	一般	38
(2)	発注者が指定する場合	38
(3)	受注者が任意で使用する場合	39
5	支給材料、貸与品、寄託品	39
(1)	支給材料	40
(2)	貸与品	41
(3)	寄託品	41
	コラム vol.8 施工体制台帳について	43
6	火災保険等	44
7	履行報告	45
	コラム vol.9 施工の順序と1日作業量	46
8	材料検査	47
(1)	工事材料の品質	47
(2)	材料検査	48
9	監督官の立会い	49
10	改造請求	50
(1)	改造の請求	50

(2) 破壊検査	51
コラム vol.10 材料仕様について	52

第3章 一般的な契約変更の流れ

1 設計図面と工事現場の不一致等	53
2 監督官による調査	54
3 設計図書の変更	56
4 請負代金額又は工期の変更	57
(1) 変更と費用負担	57
コラム vol.11 設計変更を局限化するための極意（その1）	58
(2) 請負代金額の変更方法	59
コラム vol.12 設計変更を局限化するための極意（その2）	62
(3) 工期の変更と発注者の費用負担	64
5 発注者の意思による設計図書の変更	65
6 請負代金額の変更に代える設計図書の変更	66
コラム vol.13 監督官としての請負代金額のマネジメント	68

第4章 検査と支払

1 前払金・中間前払金	69
(1) 前払金	69
(2) 中間前払金	70
(3) 請負代金額が変更された場合の対応	71
(4) 返還を要する前払金を返還しない場合の措置	74
(5) 前払金の使途についての制限	74
コラム vol.14 暴力団排除条項	75
2 部分払と既済部分検査	76
(1) 部分払の対象と支払額	76
(2) 既済部分検査の請求	78
(3) 既済部分検査と支払	79
3 中間検査	79
コラム vol.15 検査に立ち合って監督官は何するの？	81
4 指定部分と部分引渡し	82
(1) 指定部分の意味	82
(2) 検査と支払額	82
(3) 部分引渡しと管理権	83
5 部分使用	83

6	完成検査と請負代金の支払	83
(1)	完成検査	83
(2)	引渡し	84
(3)	請負代金の支払	86
	コラム vol.16 地方防衛局と現地部隊との関係	87
7	国庫債務負担行為に係る契約の特則	88
(1)	各年度の支払限度額	88
(2)	前金払の特則	89
(3)	部分払の特則	91
	コラム vol.17 工期が長い工事において留意すべきこと	94

第5章 特別な事象への対応

1	現場代理人等に対する措置請求	95
2	工事の一時中止	96
3	著しく短い工期の禁止	98
4	発注者の請求による工期短縮	98
	コラム vol.18 埋蔵文化財について	99
5	物価等水準の変動	100
(1)	スライド条項	100
(2)	単品スライド条項	102
(3)	インフレ条項	103
	コラム vol.19 指名停止って何？	104
6	災害防止措置	105
7	損害の負担（一般、第三者、天災）	106
(1)	一般的損害	106
(2)	第三者に及ぼした損害	107
(3)	不可抗力による損害	109
	コラム vol.20 現場における安全管理体制	112
8	受注者の代理人による代金受領	113
9	発注者の不払い	113
10	受注者の履行遅延、発注者の支払遅延	114
(1)	受注者の履行遅延	114
(2)	発注者の支払遅延	116
	コラム vol.21 工事成績評定について	117
11	受注者の履行不能と保証請求	118
12	契約解除権	120

(1) 発注者の解除権	120
(2) 発注者の任意解除権	123
(3) 受注者の解除権	124
(4) 契約解除に伴う措置	125
コラム vol.22 WT0適用工事って何?	130
1 3 賠償金、違約金	131
(1) 制裁金等の徴収	131
(2) 談合に対する措置	132
(3) WT0対象工事における違約金の特約	133
コラム vol.23 談合情報対応マニュアル	135
1 4 あっせん・調停・仲裁	136
(1) 建設工事紛争審査会	136
(2) あっせん	137
(3) 調停	137
(4) 仲裁	137
1 5 契約不適合責任	139
(1) 契約不適合責任とは何か	139
(2) 契約不適合責任の修補等の請求	139
(3) 契約不適合責任期間等	141
(4) 契約不適合責任の消滅・排除	143
1 6 情報通信の技術を利用する方法	143
1 7 契約書に定めのない事項	144
コラム vol.24 総合評価落札方式の神髄	145

終 章 建設工事請負契約書が目指すもの

1 片務性の解消	146
2 契約条件の明確化	146
3 契約条件の適正化	147
4 受注者の自主施工の促進	148
5 近年の標準約款の改正について	148
おわりに	150
コラム vol.25 防衛技官の存在意義	150
改訂を終えて	153
新人へのメッセージ	154

コ ラ ム 目 次

1	コラム vol. 1	「収入印紙」って何？	6
2	コラム vol. 2	「支出負担行為担当官」って局長のことじゃないの？！	10
3	コラム vol. 3	法令について	15
4	コラム vol. 4	「共同企業体」って何？	19
5	コラム vol. 5	ちょっと詳しい履行保証の話、なぜ役務保証なの？	23
6	コラム vol. 6	単債と国債、繰り越し	29
7	コラム vol. 7	建設業の業種について	34
8	コラム vol. 8	施行体制台帳について	43
9	コラム vol. 9	施行の順序と1日作業量	46
10	コラム vol. 10	材料仕様について	52
11	コラム vol. 11	設計変更を局限化するための極意（その1）	58
12	コラム vol. 12	設計変更を局限化するための極意（その2）	62
13	コラム vol. 13	監督官としての請負代金額のマネージメント	68
14	コラム vol. 14	暴力団排除条項	75
15	コラム vol. 15	検査に立ち合って監督官は何するの？	81
16	コラム vol. 16	地方防衛局と現地部隊との関係	87
17	コラム vol. 17	工期が長い工事において留意すべきこと	94
18	コラム vol. 18	埋蔵文化財について	99
19	コラム vol. 19	指名停止って何？	104
20	コラム vol. 20	現場における安全管理体制	112
21	コラム vol. 21	工事成績評定について	117
22	コラム vol. 22	WTO適用工事って何？	130
23	コラム vol. 23	談合情報対応マニュアル	135
24	コラム vol. 24	総合評価落札方式の神髄	145
25	コラム vol. 25	防衛技官の存在意義	150

条 文 目 次

第 1 条（総則）	16
第 2 条（関連工事の調整）	32
第 3 条（請負代金内訳書及び工程表）	28
第 4 条（契約の保証）	20～21
第 5 条（権利義務の譲渡等）	26
第 6 条（一括委任又は一括下請負の禁止）	25
第 7 条（下請負人）	35～37
第 8 条（特許権等の使用）	38
第 9 条（監督官）	7・9
第 10 条（現場代理人及び主任技術者等）	11～13
第 11 条（履行報告）	45
第 12 条（工事関係者に関する措置請求）	95
第 13 条（工事材料の品質及び検査等）	47
第 14 条（監督官の立会い及び工事記録の整備等）	49
第 15 条（支給材料及び貸与品）	39～40
第 16 条（寄託機械機器）	41～42
第 17 条（工事用地の確保等）	30
第 18 条（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）	50
第 19 条（条件変更等）	53～57
第 20 条（設計図書の変更）	65
第 21 条（工事の中止）	96
第 22 条（著しく短い工期）	98
第 23 条（受注者の請求による工期の延長）	64
第 24 条（発注者の請求による工期の短縮等）	98
第 25 条（工期の変更方法）	64
第 26 条（請負代金額の変更方法等）	59
第 27 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）	100～103
第 28 条（臨機の措置）	105
第 29 条（一般的損害）	106
第 30 条（第三者に及ぼした損害）	107
第 31 条（不可抗力による損害）	109～111
第 32 条（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）	66
第 33 条（検査及び引渡し）	84～85
第 34 条（請負代金の支払）	86
第 35 条（部分使用）	83

第 3 6 条 (中間検査)	79
第 3 7 条 (前金払)	70～74
第 3 8 条 (保証契約の変更)	72
第 3 9 条 (前払金の使用等)	74
第 4 0 条 (部分払)	76・78～79
第 4 1 条 (部分引渡し)	82
第 4 2 条 (国庫債務負担行為に係る契約の特則)	88
第 4 3 条 (国債に係る契約の前金払の特則)	89～91
第 4 4 条 (国債に係る契約の部分払の特則)	91～93
第 4 5 条 (第三者による代理受領)	113
第 4 6 条 (前払金等の不払に対する受注者の工事中止)	113
第 4 7 条 (契約不適合責任)	139～140
第 4 8 条 (発注者の任意解除権)	124
第 4 9 条 (発注者の催告による解除権)	120～121
第 5 0 条 (発注者の催告によらない解除権)	121～122
第 5 1 条 (発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	123
第 5 2 条 (公共工事履行保証証券による保証の請求)	118～120
第 5 3 条 (受注者の催告による解除権)	124
第 5 4 条 (受注者の催告によらない解除権)	124～125
第 5 5 条 (受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)	125
第 5 6 条 (解除に伴う措置)	125～129
第 5 7 条 (発注者の損害賠償請求等)	114・122～123
第 5 8 条 (受注者の損害賠償請求等)	116
第 5 9 条 (契約不適合責任期間等)	141～143
第 6 0 条 (火災保険等)	44
第 6 1 条 (制裁金等の徴収)	131
第 6 2 条 (違約金に関する特約)	132～133
第 6 3 条 (”)	134
第 6 4 条 (あっせん又は調停)	136
第 6 5 条 (仲裁)	137
第 6 6 条 (情報通信の技術を利用する方法)	143
第 6 7 条 (補則)	144

序 章 契約の基本と工事監督官の努め

1 請負契約の根幹

契約とはなんでしょうか。平たく言えば約束のことです。工事の請負契約の場合には「Aさんが、いつまでに、こういうものを造ってくれたら、Bさんは、いくらを金額を支払います」と約束をすることです^{※1}。法的には契約は口頭（口約束）でも有効ですが、家の物置程度ならばいざ知らず、何億円も必要な大きな建物の工事を口約束で済ませる人はいないでしょう。

そこで登場するのが契約書です。契約書で何を書く（約束する）のかは、（法令違反となるようなこと以外）自由ですが、内容について契約者双方の合意が必要です。

工事の請負契約のなかで最も重要な取り決め事は、工事請負代金の額、工期及び（何を造るかを示す）図面等が挙げられます。契約書の1ページ目には、誰と誰が、いくらで、どんな期間で工事を行うかを記載してあります。ちなみに大事な何を造るかですが、図面は用紙サイズも大きく量も多いので、契約書の付属図書として取り扱われます^{※2}。

2 契約書に記されていることの概要

契約書には第1条から第67条までの定めがなされています。これらをざっくりと分類すると概ね次のようなことが書かれています。

- ① 発注者と受注者の権利・義務に関すること
- ② 工事の進捗に伴って必要な事務に関すること
- ③ 契約内容の変更にに関すること
- ④ 検査と引渡しに関すること
- ⑤ 請負代金の支払いに関すること
- ⑥ 契約書に定めがないことについての対応に関すること

※1 請負契約は、民法第632条に規定されている。

第632条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

なお、民法上の契約の種類としては請負のほか、売買、貸借、雇用、委任等がある。

※2 設計図面と契約書の関係については、契約書第1条第1項に規定されている。

3 契約書の変遷

皆さんが手に取っている契約書は防衛省として定めているもの^{※1}ですが、その基となっているものがあります。それは公共工事標準請負契約約款といい、中央建設業審議会^{※2}というところが制定しています。詳細は割愛しますが、工事を発注する官公庁や地方自治体等は同標準約款をベースに各省庁等の工事特性等を練り込んで、それぞれ契約書の「ひな形」を作っています。

同標準約款は昭和25年に生まれ、様々な改正を経て現在に至っており^{※3}、各省庁等の「ひな形」もこれらの改正を踏まえ必要な改正を行っております。

4 発注者と受注者は対等

新人の皆さんに肝に銘じておいて貰いたいことは「発注者と受注者は対等である」ということです。このことは契約書の1ページ目にはっきりと記載されており、発注者の補助者である工事監督官は契約上これを守る義務が法的に発生します。

半世紀前であれば「カネを払う側（役所）が優越的立場であって当然」といった風潮があったのかも知れませんが、時代とともにこのような考えは次第に戒められ、「契約書に基づいて双方契約を履行し、定めが無いことについては対等に協議」することが現在のトレンドです。受注者に対して高圧的な態度をとる生きた化石のような監督官にならないように、表題のことは常に留意して下さい。

5 工事監督官がなすべきこと

工事監督官の仕事は多岐にわたりますが、契約書に軸足を置いて考えてみると、工事監督官の仕事は、本章の第1項で述べた3つの重要な取り決め事（工事請負代金の額、工期及び図面）に沿って工事が進捗しているか否かを現場に赴くなどして随時確認することです。詳しい話は第1章以降で述べますが、ここでは、この3つに関する工事監督官の仕事について簡単に触れておきます。

(1) 図面について

図面は、何を造るかが図示されているもので、きちんとした縮尺の下、形状・寸法が明示されているものです。また、図中又は「材料仕様」には使用する

※1 R2.12時点では、防整施（事）第129号。令和2年3月30日（事務次官通達）が最新。

※2 中央建設業審議会は、建設業法第34条～第39条（巻末資料）に規定されている。

※3 詳しくは「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第1部第2章標準請負契約約款の制定と改正を参照。

資材等の規格・材質などが決められています。加えて「工事仕様」には施工機械や施工の仕方を指定している場合があります。工事監督官はこれらの約束事を受注者が忠実に守って工事を進めているかを確認しなければなりません。現場においては、例えば、現場に搬入された材料は J I S 規格品であるかとか、土に埋めてしまうコンクリート構造物の寸法が正しいのか等々の様々なことを確認していきます。

また、ときには図面どおり工事が出来ない場合もあります。掘ってみたら想定外の地中障害物が出てきてしまって、受注者の技術者から「監督さん、どうしましょうか？」などと尋ねられます。新人監督官にとってはピンチかもしれませんが、こういった場合の対応方法（契約内容の変更）も契約書の中で定められています。詳しく第 3 章で述べます。

(2) 工事請負代金の額について

金額そのものは既に決定（契約）しているので、淡々と工事が進捗している間は工事監督官がどうこうするという性質のものではありませんが、(1)の最後に述べた契約内容を変更する必要がある場合には、その内容（図面の変更）に応じて金額を変更しなくてはならず、工事監督官の出番となります。事務の内容としては例えば「何々の理由によって、このように契約内容を変更し、請負代金額はいくら増額する必要がある」旨の報告を発注者である支出負担行為担当官に上申しなければなりません。この事務の基本的なルールは工事監督の実施細目^{※1}に定められています。

(3) 工期について

工期は厳格に守られなければなりません。工期内に完成させるためには適切な工程管理を行う必要があります。工程管理は、工種毎等に項目建てされた予定工程表に実際の作業状況を描き込んで対比することで行います。順調なのか遅れているのかは一目瞭然です。

遅れている場合に工事監督官は何をしなくてはならないのでしょうか。第一義的には「工程を詰める」作業を受注者に求めなければなりません。工程を詰めるとは、残った工期内で工事が完成するように工程表を見直し、同時作業が出来るものをそのように組み合わせたり、作業員の数を増やしたりと様々な工夫をして時間短縮を図ることを言います。ただし、無理をし過ぎると現場の作業が輻湊(ふくそう)し、現場環境が悪化して事故発生の可能性が高まるおそれがありますので、工程を詰めた場合には安全管理についての見直しも必須です。

※1 工事監督の実施細目について（通知）防整技第 7 1 6 5 号（2 8 . 3 . 3 1）

元々は防衛施設庁訓令であったが、平成19年9月の組織改編により装備施設本部の達として発出され。平成27年10月の組織改編により整備計画局長通知となった。

受注者の責任とはならない不可抗力等の理由で工期を延長せざるを得ない場合には、契約書の工期を変更します。この場合の事務処理は(2)の後段で述べたことにほぼ同じで、ルールに基づいて支出負担行為担当官に上申します。

実施細目には「契約担当官等」と記載されていますが、「等」に支出負担行為担当官が含まれます。

6 契約書を勉強していくに当たっての心構え

工事請負契約により発注者・受注者双方を縛る主たるもの^{※1}としては、契約書、図面、特記・共通仕様書が挙げられますが、図面、特記・共通仕様書については実際に施工する受注者を縛る要素が強いもの（発注者サイドは図面等に基づいて造られたものを検査する際に検査基準としての縛り）であるのに対し、契約書そのものについては双方を対等に縛る性質のものです。

さらに突き詰めると「もめ事」解決のアウトプットは本章の1項で記した契約の重要な取り決め事である工事請負代金の額、工期の変更ということに繋がるケースが多いです。

例えば、受注者に落ち度があつた場合の工事のやり直しは、一般的には契約額の増額は無しで行わなければならなかったり、実際には工期内で完工しない場合であっても正当な理由が認められない場合には工期延期は行わず、遅延日数に応じた損害金を発注者に支払うというような措置となります。

一方、発注者サイドに落ち度があつた場合には、前述のとおり増額や工期延期が契約上の義務となるわけですが、「じゃあ変更すればいいんじゃないの」というわけには、なかなかいきません。その理由はやはり「カネと時間」です。増額したくてもその工事で使える予算は無いケースが多いですし、工期を伸ばしたくても出来上がった建物への部隊の引っ越し日程が厳格に決まっていたりと制約が多いのが実情です。

以上、長々と述べましたが、理解して頂きたいことは、発注者の補助者である工事監督官の発令を受けるということは受注者の契約履行を監督するとともに、発注者としての契約上の責務を果たすことを求められているということです。発注者（工事監督官）が義務を果たさず、受注者が契約上の権利条項を発動した場合には抗うことが出来ず、余分な国費（税金）を支払わなければならない事態を招くかもしれません。国費の無駄遣いは会計検査院は決して許してはくれません。検査で「御用」となった場合の大変さは先輩諸氏に聞いて下さい。契約書を良く理解していないで「ドツボ」にはまって、「え～知らなかった！」といっても手遅れです。

※1 詳細については、契約書第1条第1項を参照。

最初からちょっと「脅し」が効き過ぎているかもしれませんが、恐れることは全くありません。内容を正しく理解してさえいれば、自信満々で仕事をこなしていくことができます。しかも一度基本を身につけてしまえば「一生もの」です。

さあ、契約書を勉強していく心構えは出来たでしょうか。それでは一緒に勉強していきましょう。

コラム vol.1 「収入印紙」って何？

契約書の1ページ目の左上に「収入印紙貼付」という囲みがあります。収入印紙を貼るということは、印紙に記された金額の印紙税を納めたという証です。印紙税は、印紙税法によって定められていて、請負についての契約書は、印紙税額一覧表の第2号文書「請負に関する契約書」に該当します。

請負とは当事者の一方（請負人）がある仕事の完成を約し、相手方（注文者）がこれに報酬を支払うことを約束することによって成立する契約をいいます。請負には建設工事のように有形的なもののほか、警備、機械保守、清掃などのように無形的な結果を目的とするものも含まれます。具体的には、工事請負契約書、工事注文請書、物品加工注文請書、広告契約書、会計監査契約書などが請負に関する契約書に該当します。また、プロ野球選手や映画俳優などの専属契約書も請負に関する契約書に含まれます。

建設工事の請負に係る契約の税額は、契約書に記載された契約金額により次のとおりとなっています。

契 約 金 額		税 額
1万円未満のもの		非課税
1万円以上	200万円以下のもの	200円
200万円を超え	300万円以下のもの	500円
300万円を超え	500万円以下のもの	1,000円
500万円を超え	1,000万円以下のもの	5,000円
1,000万円を超え	5,000万円以下のもの	1万円
5,000万円を超え	1億円以下のもの	3万円
1億円を超え	5億円以下のもの	6万円
5億円を超え	10億円以下のもの	16万円
10億円を超え	50億円以下のもの	32万円
50億円を超えるもの		48万円

【平成26年4月1日～令和4年3月31日】

なお、令和元年度より電子契約システムが試行されていますが、電子契約システムにより請負契約を締結した場合には、収入印紙を貼付する必要はありません。これは、文書課税である印紙税は、電磁的記録により作成されたものには課税されないためです。

第 1 章 契約締結から着工まで

第 1 章では、契約締結から着工までの間に、契約に基づいて行われる事務を中心に、関連することを併せて述べていきます。

1 入札・契約

工事の入札によって落札者が決定されますが、実際の契約締結は即日というわけにはいきません。落札者は、契約書第 4 条又は第 4 条の 2 の定めに従い、契約に先立って契約の保証を付さなければなりませんので、契約締結には数日から 1 週間程度は要します。このことについては第 4 条及び第 4 条の 2 を解説する際に詳しく述べます。

2 監督官

(1) 監督官発令と通知

契約が締結されると監督官が発令されます。発令といっても皆さんが採用されたときに貰ったような辞令書が出るわけではありません。各局によって違いがあるのかもしれませんが、一般的には各課（庶務担当係）が、契約された工事件名を記入し、監督官となる職員の氏名を書き決裁するといったシンプルなものです。発令行為そのものは簡単ですが、発令された職員は支出負担行為担当官（以下「支担当」といいます。）の補助者としての責務を負います。

監督官が決定されると契約書第 9 条第 1 項に基づき、その工事の受注者に通知されます。

また、例えば一つの工事に対し係長と係員の 2 名が監督官となった場合には、

（監督官）

第 9 条 発注者は、監督官を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。

監督官を変更したときも同様とする。

2 略

3 発注者は、2 名以上の監督官を定め、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督官の有する権限の内容を、監督官にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4～5 略

係長が主任となりますが、このことについても受注者に通知されます。さらに

例えば建築工事と付帯土木工事を1件の工事で契約した場合には、建築課と土木課双方から監督官が発令されますので、受注者に対する通知には誰が建築(土木)工事を担当するのかが明記されます。これらのことも契約書の定め(同条第3項)に基づいて行われています。第3項に書かれている「権限」については後ほど述べますが、第3項を読むと、例えば「主任の係長には全ての権限を委任するが、係員の監督には一部の権限しか委任しないことも可能」という風に理解出来ます。解釈論としては正解ですが、少なくとも地方防衛局発注工事においてはそんなことはしません。新人と言えども監督官としての全ての権限を与えられます。

ところで、監督官の職階を知っていますか？統括工事監督官、総括主任工事監督官、主任工事監督官、工事監督官の4つです。詳しいことは「工事監督の実施細目について^{※1}」に書かれています。この実施細目は契約書との連動性が極めて強いもので、総じて言えば「実施細目は契約書に定められた発注者が行うべきことについて、発注者(支担当)の補助者である監督官が行わなければならない事務処理等について定めているもの」です。皆さんが監督官の仕事をしていく上で、実施細目も契約書と並んで理解しておかなければなりません。

(2) 監督官権限と書面主義

もし仮に、ある工事が設計図面を変更すること無く、また事故などの不測の事態も無く、工期内で完成した場合には、工事期間中において発注者である支担当本人は出番はありません。その理由は、このようなケースにおいて必要となる契約上の発注者権限は、監督官に委任されているからです。

逆に言えば、図面通りの施工が出来ない(好ましくない)とか工事進捗が思わしくないといったような順調に契約が履行出来なくなるようなことが起こった場合、監督官には判断して決定する権限がありませんので、支担当に報告して必要に応じて契約内容を変更して頂かなければなりません^{※2}。

監督官に委任されている権限というものはそういう性質のものであるということを理解して下さい。第9条第2項の各号に掲げられている内容は、その理解の下で読まねばなりません。契約書の字面だけの理解で「監督官には現場代理人に指示する権限がある！」とか言って、支担当の了解も得ずに勝手に設計の変更を指示しつつ「増額してやるから言うとおりのしろ！」などというのは、生きた化石の代表選手です。

※1 工事監督の実施細目について(通知)防整技第7165号(28.3.31)第5～第7

※2 同上 第21～第22

(監督官)

第9条 略

2 監督官は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督官に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
- (2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
- (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3 略

4 第2項の規定に基づく監督官の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督官を経由して行うものとする。この場合においては、監督官に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(総則)

第1条

1～4 略

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6～12 略

ここからは「書面主義」について述べます。監督官に委任されているか否かを問わず、受注者（現場代理人）との契約上の事務については、第1条総則で定められているとおり書面によって行われます。一方、第9条第4項には「原則として」とあります。標準契約約款の解説^{※1}によれば、「原則としての意味は時間的余裕のない緊急の場合等には、書面によらずに行いうるということである」とあります。「忙しい、面倒くさい等々」は理由になりません。

第9条第5項をよく読んでみましょう。「監督官に到達した日をもって発注

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第9条 5 書面主義と書面の提出方法

者に到達したものとみなす」とあります。皆さんは特段に感ずることはないかもしれませんが、実はこの記述は序章の最後で述べた「発注者の落ち度」に繋がりがねない極めて重要な規定です。

なお、書面のやり取り（打合せ簿等）は従来、紙媒体で行われていましたが、工事においては原則「情報共有システム」^{*2}を用いることでペーパーレス化や業務効率化を図っていますので、紙媒体での提出を極力減らすよう意識づけしましょう。

コラム vol.2 「支出負担行為担当官」って局長のことじゃないの？！

まず用語について説明します。「支出負担行為」とは財政法^{*1}で定義されていて「国の支出の原因となる契約その他の行為」となっています。よって、本解説のなかにおいては「支出負担行為 = 支出を伴う契約」という理解で差し支えありません。とすると「支出負担行為担当官 = 支出を伴う契約担当官」ということになります。次に本物の契約書を見てみましょう。

発注者 支出負担行為担当官

〇〇防衛局長 △△ △△ 印

この2行は「支出負担行為（契約）担当官を命ぜられている^{*2}〇〇防衛局長のイスに座っている△△△△が（工事の）発注者である」という意味です。

押してある四角の印には何て彫られているか読めますか？「支出負担行為担当官〇〇防衛局長の印」となっていると思います。この印は通称「支担官印」と呼ばれ、局長が支出負担行為担当官としての仕事をするときにのみ用いられます。一般の公文書に押されている「局長印」と見比べてみて下さい。

以上で説明は終わりです。支出負担行為担当官と局長は同一人物ですが、仕事の中身によって印を使い分ける必要があることがわかりましたか。すなわち表題は、間違っていないけれど正しくもなく、理解の浅い職員が発する言葉であると言えます。

※1 財政法第34条の2

※2 会計法第13条

※2 情報共有システムの実施要領について（通知） 防整技第20119号(2.12.18)

3 現場代理人等

(1) 現場代理人と技術者

契約締結後、受注者は工事現場で実際に仕事をする①現場代理人、②主任技術者又は監理技術者、③専門技術者又は監理技術者補佐を選定して、発注者（監督官経由）に通知する必要がありますが、これはそもそも建設業法^{*1}の規定によるものです。では必ず3人選任しなければならないかというと、契約書第10条第5項の規定により兼務が認められていますので、規模の小さい工事では全てを兼ねて1人ということもしばしばです。

主任技術者と監理技術者について説明します。契約書第10条第1項第2号をみるとどちらかでも良さそうに書かれていますが、これまた建設業法で厳格に定められています。この法律の第26条第1項と第2項を読みましょう。

【法律の条文を開いて下さい】

主任技術者と監理技術者の違いがわかりましたか？法律の条文を読むことになれていない人にとって、長い括弧書があるし、政令で定める何たらと非常に読み辛いし、「答え」の金額は書いていないし、内容が頭に入っていないと思います。蛍光ペンを用意して下さい（黄色が良いですよ）。第2項の括弧書以外を着色して、括弧書を飛ばして読んで下さい。少しはましになったと思います。

書かれていることは、「工事を請け負った建設業者は、主任技術者を配置しなければならないが、下請け業者との契約額の合計が政令で決められている

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 受注者は、次に掲げる者を定め、工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専任の主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）、専任の監理技術者（同条第2項以下同じ。）又は監理技術者補佐（同条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）

2～4 略

5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

※1 建設業法 第19条の2、第26条、第26条の2

金額以上となる場合には監理技術者を配置しなければならない」ということです。では次に金額を調べましょう。蛍光ペンを塗ったところを読んでいくと「第3条第1項第2号の政令で定める金額」と書いてあります。では建設業法の第3条を開きましょう。第1項第2号にまた「政令で定める金額」と書いてあります。では政令を開きましょう。建設業法の世界で政令と言えは建設業法施行令です。第2条によりやうく金額が書いてあります。

「法第3条第1項第2号の政令で定める金額は、4000万円とする。ただし、
（中略）建築工事業である場合には、6000万円とする。」

この金額を先ほどの文に入れて改めて書きますと「工事を請け負った建設業者は、主任技術者を配置しなければならないが、下請け業者との契約額の合計が4000（6000）万円以上となる場合には監理技術者を配置しなければならない」となります。

ところで、主任技術者又は監理技術者は、当該工事に専任である必要がある^{*1}のですが、専任とは「当該工事のみを担当していること」です。令和元年度に建設業法が改正され、監理技術者補佐を専任で配置した場合は、元請の監理技術者は、2つの現場まで兼務が可能となりました。^{*2}

(2) 現場代理人の権限

発注者が監督官に権限を委任するように、受注者も現場代理人に権限を委任できるようになっています。契約書第10条第2項に委任しない権限が書かれています。内容としては、請負代金額・工期の変更、代金の受領に関すること、現場代理人等の変更等に関することです。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 略

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受取、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受取並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4～5 略

※1 建設業法 第26条第3項

※2 同法 第26条但し書き、建設業法施行令第29条

ここで監督官として留意しておかなければならないことは、設計図書の変更に関することです。現場代理人には設計図書の変更に係る権限が委任されていますが、監督官には委任されていません。契約書第9条第2項の各号を見て下さい。委任されている権限は、あくまで「設計図書に基づく〇〇」に限定されています。工事監督の実施細目 第27（設計図書と工事現場の状態との不一致等）を見て下さい。設計図書を変更する必要があると認められる場合には、受注者と協議の上、支担当に報告して指示を受けなければなりません。詳しくは第3章で述べます。

(3) 現場代理人等の現場常駐

契約書第10条第2項には、現場代理人の工事現場への常駐義務が定められています。常駐とは作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味するものです^{※1}。運営、取締りとは何でしょうか？これは運用基準に解説されていて、「運営、取締りとは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものである。したがって、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる^{※2}」とあります。

（現場代理人及び主任技術者等）

第10条 略

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受取、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受取並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4～5 略

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第10条

4 現場代理人の職務と権限

※2 建設工事請負契約書運用基準 10(3)

次の第3項には、現場代理人が常駐しなくても良い場合について定めています。これも運用基準^{※1}に解説されています。代表的な「場合」について触れておきますが、これは大事なことです。運用基準を熟読して下さい。常駐しなくても良い期間は、端的に言えば「実質的に現場で工事をしていない期間」ということが出来ます。代表例としては着工までの期間、発注者が工事を中止させている期間、機械類を工場製作していて現場では全く工事を行っていない期間などが挙げられます。

では、主任技術者と監理技術者の場合はどうなのでしょう。この2者はその工事だけを担当する専任義務はありますが、常駐義務はありません。しかしながら、専任で現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることが仕事なのですから、現場で工事が進捗している期間には、現場に常駐していることが一般的です。

※1 建設工事請負契約書運用基準 11(4)

コラム vol. 3 法令について

技官の新人の皆さんは、これまで法律を読んで何かの根拠を調べるといったことはあまり経験が無いのではと思いますので、法令の構成などを少々お話しします。まずその種類ですが、基本的なものは次の3つです。

- ・法律 国会での議決により成立。〇〇法、△△に関する法律といった題名
- ・政令 法律の定めを受けて閣議決定により制定。〇〇令、△△法施行令、□□に関する政令といった題名
- ・省令 政令又は法律の定めを受けて法律の所管省の大臣決裁により制定。〇〇規則、△△法施行規則、□□に関する省令のといった題名。内閣府所管の場合は「府令」となります。

基本的な決まり事は当然法律で定められますが、具体的な金額や何らかの期間、省令の規定に多くみられる技術基準などは、政令や省令で定めるように法律に書かれています。これを「委任規定」と言います。

以上の3つとこれらに基づく告示は、強制力をもって日本全体を統制しています。これに対し地方自治体で定められる条例は当該自治体内にのみ効力があります。

ところで、皆さんは「訓令」というものを知ってますか？各府省の長が定めるもので、定めた各府省内の組織・職員に対してのみ効力があります。防衛省においては、防衛省訓令（防衛省全体）、陸上（海上、航空）自衛隊訓令（各自衛隊内）があります。皆さんの仕事に密接に関連があるものとしては「防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令」があります。

4 総則を読もう

第1条の総則は、契約の基本中の基本について定められているものです。ベテランとなった監督官にとっては当たり前のことで、既に頭の中にはいますが、新人の皆さんは初めてですので、じっくりと読んで下さい。読み終わったら次のページに進んで下さい。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約書記載の工事をこの契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 12 受注者が共同企業体の場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該企業体の全ての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

読みましたか？日本語で話せとか、お金は円しか使わないとか、日本の法令

を守れとか、何か当たり前のことが書かれているだけの印象を受けたかもしれませんが、監督官にとって大変重要なことが含まれています。一つは第5項の「書面主義」で、2 監督官のところで述べました。二つ目は第4項の「守秘義務」、三つ目は第3項の「自主施工の原則」です。

(1) 守秘義務

皆さんが受け持つ工事現場はほとんどが、基地等の防衛施設のなかにあります。皆さんの身分は技官たる自衛隊員で自衛隊法^{※1}で守秘義務が課せられていますが、受注者、現場代理人等及び作業員は民間人ですので、自衛隊法に基づく守秘義務はありません。

しかしながら、高官が勤務する司令部庁舎の図面や重要な電力・通信幹線の埋設位置を示す図面が世の中に流布されてしまったら、どのようなことになるでしょうか？テロリストにとってとても有意な情報となることは間違いありません。

ですから、受注者サイドの者がみだりに秘密を漏らさないように契約によって縛っているのです。請負者（現場代理人等）が契約上の守秘義務をきちんと守っているか確認することも監督官の仕事です。

(2) 自主施工の原則

第3項は、施工方法等については、原則として受注者がその責任において定めることを明らかにして、施工主体としての受注者の自主性を規定しているものです。ですから、発注者は工事の特殊性や安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において施工方法や仮設物^{※2}を指定する必要があります。ですから指定がない場合には、受注者は自己の責任において施工方法等を選択し、発注者が注文をつけることは許されません。このため、契約後に注文をつける必要が生じた場合には、設計図書の変更手続き（契約書第20条）に従って設計図書を変更して必要な施工方法等の指定をしなければなりません^{※3}。ちなみに、施工方法には建設機械の選択等も含まれます。

ここで、監督官の仕事である施工計画書のチェックの仕方についてアドバイスをしましょう。施工計画書は、特記仕様書及び共通仕様書に基づいて提出されるもので、各工種について、使用する機械、手順、安全対策等が具体的に記

※1 自衛隊法 第59条（秘密を守る義務）、第118条（罰則）

※2 一般に、設計図書で指定した仮設物のことを「指定仮設」、それ以外を「任意仮設」と呼ぶことがある。

※3 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第1条

4 自主施工の原則

載されているものです。監督官はこれを①チェックし、②間違いがあれば正してもらい、③承諾します。正しくチェックを行うためには記載されている内容を図面、工事仕様、材料仕様等の契約内容に照らして確認します。この際、各職種で定めている共通仕様書の関連部分も良く読んで下さい。もし錯誤等による間違った記述を見つけたら、現場代理人等に仕様書の説明をするなどして十分な理解を得た上で誤りを修正してもらいます。この際に注意しなければならないことは、チェックはあくまで「契約内容との整合性」を確認するために行うのであって、例えば、どちらの施工方法でも良いものを監督官が「こっちでやれ」などと言って変えさせるようなことはしてはいけません。

もし工事現場で事故が発生した場合には、事故原因に関し発注者の責任は問われないことが一般的ですが、例えば、発注者（監督官）が、任意であるはずの仮設物の設置や施工方法に対して指示を行い、事実上の指定行為をした場合で、それが事故原因と関連付けがなされたときには、責任を免れなくなる恐れがあります。実際の裁判でもこのような場合には有罪の判決が下っています。

施工計画書のチェックはとても大切な監督官の仕事ですので、チェックの意味を正しく理解して、もし間違っている部分を見つけた場合には（上司のアドバイスを頂きつつ）、しっかりと現場代理人等に話しましょう。「まあいいやあ」はいけませんよ！

コラム vol.4 「共同企業体」って何？

共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）とは、建設業者が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設業者が、一つの建設工事を受注、施工することを目的として形成する事業組織体のことを言います。法的には新たに会社を設立するわけではなく、参加企業間の共同企業体協定書等によって組織される「組合」のような性格です。

設立の目的は、技術力、資金力等を補い合って比較的大規模な工事を受注し、工事を完成させることにあります^{※1}。形態としては2種類あります。

・ 特定建設共同企業体（特定JV）

大規模かつ技術難度の高い工事の施工に際して、技術力等を結集することにより工事の安定的施工を確保する場合等工事の規模・性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められ場合に工事毎に結成する共同企業体と言います。

・ 経常建設共同企業体（経常JV）

中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化する目的で結成する共同企業体と言います。単体企業と同様、発注機関の入札参加資格審査申請時（原則年度当初）に経常JVとして結成し、一定期間、有資格業者として登録されます。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第1条

5 履行保証のことを知っておこう

(1) 履行保証の必要性

受注者は民間企業ですので、経営状態が悪化して倒産する可能性を全く否定することは出来ません。全国の地方防衛局発注工事で、実際に倒産等で契約履行（工事続行）不能に陥った件数等を示します。

H 2 4 年度 2 件 （代替履行 2 件、金銭保証 0 件）

H 2 5 " 2 " （ " 2 "、 " 0 " ）

H 2 6 " 1 " （ " 1 "、 " 0 " ）

各年度の工事発注件数は概ね 6 0 0 ～ 7 0 0 件程度ですので、割合としては 1 % に満たないものの、履行不能となった工事が確かにあることが分かります。

こうした場合に備えて、契約書では受注者に対して、契約の保証を義務づけています。

（契約の保証）

第 4 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 5 項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 1 0 分の 1 以上としなければならない。

3 受注者が第 1 項第 3 号から第 5 号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第 5 7 条第 3 項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 受注者が、第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 1 0 分の 1 に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は保証の額の減

額を請求することができる。

(契約の保証)

第4条の2 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（引き渡した工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

3 第1項の規定により受注者が付す保証は、第57条第3項各号に規定する契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は保証金額の増額を請求することができ、受注者は保証金額の減額を請求することができる。

金銭的保証は第4条に、役務的保証は第4条の2にそれぞれ定められています。契約時にはいずれかを選択する必要がありますが、現在、地方防衛局発注工事においては、一部の工事を除き金銭的保証を採用しています。

(2) 役務的保証

役務的保証（第4条の2）とは、受注者が履行不能となった場合に、受注者と保証契約を締結している損害保険会社が、別の建設会社を「連れてきて」残工事を引き継がせ（代替履行）、完成を目指すというものです。ただし、保険会社が請負代金額の10分の3のお金を発注者に支払えば、別の建設会社を連れてくる必要はありません。どちらを選ぶかは保険会社の自由ですが、一般的には「連れてくる」方が安上がりとなるとされています※¹。現在においては、WTO基準額以上の工事※² 又は特段の事情があると認められる工事※³ についてのみ適用することとしています※⁴。

役務的保証は、損保会社が代替履行を選択すれば、当該請負契約は維持されるので、工事目的物の完成の遅延が金銭的保証に比して圧倒的に短くてすむため、防衛上、特に重要な施設について適用しています。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第4条7 役務的保証

※ 2 コラム vol. 22 WTO適用工事って何？

※ 3 完成期日に特に注意を要する事案で、例えば重要な装備品の納入や部隊編成と密接な関係があるもの。

※ 4 建設工事請負契約書の運用基準について（通知）防整施第6916号（28.3.31）

7 第4条関係（契約の保証）

コラム vol.5 ちょっと詳しい履行保証の話、なぜ役務保証なの？

新人の皆さんは、とりあえず本文だけを読んで頂ければよろしいのですが、もし自分が担当している工事が不幸にも履行不能に陥ってしまったときには、本コラムを読んで下さい。

○ 金銭的保証

金銭的保証を選択した場合（第4条）、受注者が工事期間中に倒産などで履行不能に陥ったときの一般的な事務の流れは次のとおりです。

- ① その時点での現場の出来高等に対して精算^{*1}します。
- ② 契約保証金として、受注者が保証契約を締結している損害保険会社が、発注者に対して第4条第2項に定める請負代金額の10分の1を支払います。

※ 請負契約は解除されます。

- ③ 発注者は、残工事について新たに入札手続きに入ります。

一見すると1割分のお金が「儲かって」良いような感じを受ける方もいるかもしれませんが、③は一筋縄ではいきません。次のような様々なハードルやネガティブな要素が待ちかまえています。

- ・ 工事現場としては極めて中途半端な状況で、一般的には別の建設会社が積極的にやりたい工事であるのか疑問
- ・ 単歳予算の工事（同一年度に全工期が納まっているもの）では、発注するための予算はありますが、入札契約期間が工期を圧迫しますので、場合によっては、地方財務局に対して予算の繰り越し手続きが必要
- ・ 2年国債工事（工期が2ヶ年度にまたがって設定されているもの）では、2年目に履行不能となって精算・契約解除した場合、基本的に残っている予算で新規契約は出来ません。「使えるお金」にするためには財務省本省との間で事務手続きが必要で、必ず「使えるお金」になるとは限りません。
- ・ 致命的なのが3年国債工事です。場合によっては、3年目の残工事分の予算は「流れ」てしまって、その分を新たに予算要求しなければならない事態となるケースもあります。

単歳・国債いずれの場合でも、建物等の工事目的物の完成は大幅に遅れ、2年間の遅延ということもあり得ます。

○ 役務的保証

役務的保証（第4条の2）とは、受注者が履行不能となった場合に、損害保険会社が別の建設会社を「連れてきて」残工事を引き継がせ（代替履行）、完成を目指すというもので、元々の受注者が締結した契約は解除されません。ですから、契約解除と残工事の新規発注に起因する予算上の制約が発生しません。

金銭的保証のところで述べた①の精算については同様に行いますが、②の保険会社から発注者への支払いは必要ありません。完成時期の遅延は当然発生しますが、金銭保証に比べれば短いものです。ところで、実は役務的保証という「保険商品」は金銭的保証も抱き合わされたものです。内容について説明します。

- ・ 損害保険会社が発注者に対する保険契約上の義務は「金銭的保証・役務的保証のいずれか」です。
- ・ 「いずれか」の選択権は保険会社にあります。
- ・ 金銭的保証の場合には、保証金額は工事請負代金額の10分の3（第4条の2第2項）です。※「金銭のみの保証契約では10分の1（第4条第2項）」
- ・ 保険会社は、①10分の3のお金を支払うか、②中途半端な現場を引き継いで完工させてくれる建設業者を探して来るかのどちらが得なのかを考えて選択します。

○ 2つの保証制度の選択は発注官庁が決める

契約制度としては2つの保証方法がありますが、地方防衛局発注工事では金銭的保証と役務的保証を併用しています。国の機関で役務的保証を採用している役所は少数派ですが、それぞれに理由があります。現在筆者が知り得ているところを紹介します。一つは厚生労働省の病院関係の工事（運営中の病院への影響の局限化）、一つは環境省の国立公園内の工事（登山者の安全確保・環境保全措置の緊急性など）です。

※1 一般的には、部分的に完成している工事目的物と現場に搬入されている資材について積算し直し、既に支払っている前払金・部分払等の金額を差し引いて、発注者が受注者に支払うこと。しかしながら、受注者の状況によっては（例えば倒産した）受注者を取り巻く債権者・債務者が入り乱れ、その整理に相当期間を要する場合などには、法務局に供託することもある。

※2 一般には、前述（※1）の清算金の支払額と相殺される。

6 一括下請負の禁止等

(1) 一括下請負の禁止

一括下請負は俗に「丸投げ」とも呼ばれるもので、建設業法^{※1}で基本的に禁止されており、国が発注する工事では一切の例外は認められていません^{※2}。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

一括下請負を禁止している理由は、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のないブローカー的不良建設業者の輩出を招くことにもなりかねず、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあるからです^{※3}。また、発注者としては、入札参加者について過去の施工実績、施工能力等を審査しており、審査を経ていない建設業者が一括して施工することは容認できません。

典型的な「丸投げ」はイメージし易いと思いますが、実際に微妙なケースもあることから、国土交通省は判断基準^{※3}と「Q & A」を作成しています。

※1 建設業法第22条

※2 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 第14条

※3 「一括下請負の禁止について」(H28.10.14.国土建第277号) 抜粋

次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- ① 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ② 請け負った建設工事の一部分であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。単に現場に技術者を置いているだけではこれに該当せず、また、現場に元請負人との間に直接的かつ恒常的な雇用関係を有する適格な技術者が置けない場合には、「実質的に関与」しているとはいえないことになりますので注意してください。

(2) 権利義務の譲渡禁止

第5条は、①受注者の権利を他の者に譲渡すること、②受注者の義務を他の者に承継させること、③工事目的物・資材等を譲渡したり担保とすることを禁止しています。法的には色々難しい説明を要するのですが、ここでは具体例を紹介するなどして説明しますので、まずはイメージをつかんで下さい。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、工事目的物及び工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第40条第3項の規定による部分払のための確認を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

① 権利の譲渡禁止

受注者は、契約により請負代金を発注者から受け取る権利を有します(もちろん完成させたらですが)。例えば受注者が銀行から借金をして、銀行に対して「来月には当社が請け負った工事代金が発注者から支払われるので、当社の返済額分を発注者に請求して下さい」と言ったとします。

ところが、請負契約書上の「請負代金を受け取る権利」は銀行にはありません。第1項は、銀行が発注者に請求するためには、受注者から銀行へ「受け取る権利」が譲渡されなければなりません、それには発注者の承諾が必要ということです。

具体的には、平成29年から、受注者が下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度を利用しようとする場合は、所定の条件^{※1}を満たせば承諾することとしています。

※1 公共工事に係る請負代金債権の譲渡を活用した融資制度等について(通知)防整施第4829号(30.3.27)

第3項は、例外的に「請負代金を受け取る権利」を譲渡することを発注者が特段の理由がない限り承諾しなければならない場合を規定しています。

例外的な場合とは、受注者が、契約中の工事に必要な資金について、発注者から支払われた前払金や部分払だけでは不足することを疎明（合理的にそれが確からしいことを示す行為）した場合です。前払金と部分払については第4章で詳しく説明しますが、簡単に言えば受注者が工期途中で発注者に対して請求できるお金です。ちなみに発注者は、受注者が「請負代金を受け取る権利」を譲渡することによって得た資金を適正に使用しないことが明らかである場合など特段の理由がある場合は、承諾しなくてよいとされています。

また、第4項では、受注者は「請負代金を受け取る権利」を譲渡することによって得た資金を契約中の工事以外に使用してはならないことが規定されています。

② 義務の承継禁止

承継とは「引き継ぐこと」です。契約上、受注者が負わなければならない義務を受注者が勝手に別の会社に引き継ぐことは、禁止されています。

例えば、工事が完成して発注者に引き渡した後の一定期間中に、工事目的物に契約不適合責任（本来あるべき形状・寸法、性質・性能等が無い状態）が見つかった場合に、受注者は性能等を回復させる手直し工事等を行う義務があります（契約書第47条）が、この義務を勝手に別の会社に引き継ぐことは認められません。

③ 工事目的物・資材等の譲渡等禁止

まず、工事目的物については、仮に受注者が前金も請求せず、部分払いも受けていなく引渡前であったとしても、譲渡、貸与、担保の目的に供することのいずれも禁止されています。この例では目的物の所有権は受注者と解されますが、契約書の規定は所有権の如何にかかわらず禁止という趣旨です。

次に資材については、設計図書で指定されている監督官の検査が了したもの、部分払いを受けるために「出来高」とカウントされたものについては、譲渡等が禁止されています。

ところで「担保の目的に供すること」とは、例えば借金を期日までに返せなかったら現場にある（借金額相当の）資材は貸し主のものとなるという意味です。

7 内訳書と工程表

契約締結後に受注者から内訳書と工程表が提出されますが、第3条第3項に

定められているとおり、発注者・受注者双方を縛るものではありません。ではなぜ提出させるのでしょうか。その意味について述べていきます。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(1) 内訳書

地方防衛局発注工事は、基本的に^{※1}総価契約です。総価契約とは個々の工種や資材単価を取り決めず、工事費全体額のみをもって契約することです。これに対するものは単価契約といいます。

総価契約である以上、受注者は請負代金の総額で工事を完成させればよいのであって内訳書に明示された単価に拘束される必要はありません。したがって、内訳書は、部分払いの際の出来高の算定、設計変更や精算を行うときの参考として取り扱うものです。

平成29年度からは、提出される内訳書に、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明確に示すこととされましたので確実に確認してください。

(2) 工程表

工程表についても同様に、受注者が拘束を受けるべき性質を有していません。また、一般に提出されるいわゆる「契約工程表」は大まかな項目で示されていて詳細までは記載されていないことが多いものです。ただし、監督官としては受け取ったら、次の観点でじっくりと見る必要があります。入札時には入札参加者に現場説明書を交付していますが、そのなかで工事着手可能期日や関連工事との関係等で工事が出来ない期間などが示されている場合があります。ですから、いくら「契約工程表は大まか」といっても、受注者が契約書の付属図書である現場説明書の記載事項について錯誤の認識をしていた場合には、指摘をして修正して貰う必要があります。

※1 例外として、設計施工一括発注方式の契約に採用されている「総価契約・単価合意方式」がある。

コラム vol.6 単歳と国債、繰り越し

国の予算は「単年度主義」をとっており、その年度の歳入（収入）と歳出（支出）を均衡させることを原則としています。しかしながら、比較的大規模な工事のように完成に複数年度を要するものについては、特例的扱いで「国庫債務負担行為」として工事の予算をセットします。通称として、単年度歳出予算の工事のことを「単歳工事」、国庫債務負担行為の工事のことを「国債工事」と言っています。

繰り越しは、やむを得ない理由により、決算（工事完成）すべき年度内に工事が終わらない場合に、翌年度に繰り越して使用することができる制度です。財政法では2種類が規定されていて、通称「明許繰り越し」と「事故繰り越し」です。繰り越しといえば普通は明許のことです。手続きは地方局会計課を通じて地方財務局と行いますが、何でもかんでも認められるわけではありません。客観的で合理的理由が必要です。さらに事故繰り越しを行うためには「避け難い事故のため」に相当する重大な事由が必要です。

明許繰り越しは、繰り越しの手続き（承認）と契約の日の関係等から、実務上3つに分類されます。

①未済

年度内に工事の契約をすることが出来ず、次年度に入札・契約する場合。

例えば、隣接住民との用地境界確定の調整が難航し、確定が出来たのが年度末近くとなってしまう、外柵工事の入札手続き期間が確保できないようなケース。

②翌債

年度内に契約することは可能ですが、工期が足りないため、発注に先立って繰り越しの承認を得た上で、次年度にまたがる工期設定を行って発注する場合。

先ほどの外柵工事の例で言えば、入札・契約期間は年度内で確保出来るものの工期が数ヶ月足りないようなケース。

③済繰

既に契約している工事について、年度末を超えて工期延期をする場合。

用地境界は確定しているはずであったのに、工事中に隣接住民が境界線について異議を申し立てて、工事の中断を余儀なくされてしまったようなケース。

このように繰り越し理由は同様でも、3つのパターンがあるということを理解して下さい。

第2章 基本的な監督業務

第2章では、基本的な監督官の業務についてお話しします。

1 工事用地の確保等

契約書第17条で定められている基本的なことは、①工事用地は発注者が確保しなければならないこと、②受注者は工事用地等を適切に管理しなければならないことの2点です。

(工事用地の確保等)

第17条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5 第3項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

(1) 発注者の義務

第1項には発注者が確保すべきものとして「工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地」とあります。まず工事用地とは、工事目的物が造られる場所そのものを意味し、施工上必要な用地とは、工事車両の進入路、資材・機材・車両等の置場、現場事務所、労務者休憩所等の工事を行う上で必要となる用地で、工事の規模・種別によって異なります。

ここで言う設計図書とは、特記仕様書を含めた図面と現場説明書です。現場説明書には、「現場事務所は基地内に建てる事が出来て、電気・水道等は受注者負担で使用料は〇〇円」等の記載があります。また図面には仮設プラント設置等その工事特有の参考図などが掲げられています。

ほとんどの場合、工事用地等は自衛隊駐屯地等又は米軍基地等の敷地内で確保することになりますが、敷地を管理しているのは現地の自衛隊又は米軍ですので、調達計画課（建設計画官）と連携して現地自衛隊等と調整が必要です。調整時期はその工事の入札公告前までに行っておかなければなりません。「工事現場予定地の近くに空き地があるから、現場事務所なんかはそこに建てさせればいいや」などと勝手な了見をたてて、自衛隊等と何の調整もしないで、契約後に部隊に頼みに行ったら「これこれの理由でNO!」といわれるかもしれません。後で青くならないように事前にしっかりと準備しておいて下さい。

(2) 受注者の義務

第2項から第5項までは、主として受注者の義務を定めていますが、時系列で基本的な作業等をイメージしてみましょう。

- ① 発注者から指定された場所に現場事務所を設置
- ② 工事用地や資材置場等に工事関係者以外が入ることを防ぐ等の安全確保のために「仮囲い」を設置
- ③ 工事が完了後、工事用地は設計図書に基づいた仕上りとして発注者に引渡し
- ④ 施工上必要な用地に設置した事務所等は、撤去すると共に「原状回復」

※残材や廃棄物等を一切残さず、当初の状態（芝地、碎石敷等）に戻すこと

ところで、第2項に「管理者」とありますが誰のことでしょう。第1章で現場代理人について説明しましたが、覚えていますか？契約書第10条第2項に「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行う」とあり、「運営、取締りとは（中略）工事現場に関する全ての管理行為を指すものである。」と述べました。ですから契約上の第一義的な管理者は現場代理人です。

ちょっと派生的な話となりますが、第10条では「工事現場」、第17条では「工事用地等」となっています。同じ意味なのでしょうか。解説書^{※1}によれば「他の条項で工事現場という用語が用いられているが、これは、工事用地等よりもやや広い概念であり、必ずしも発注者が確保した用地である必要はなく、

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第16条

請負者が工事の施工のために確保した土地等も含むものである」とあります。施工方法については受注者に任されていますので、例えば発注者が工事用地内での製作を想定していたものを、受注者が自社の作業ヤードで製作して運搬してくるといったことも考えられ、この場合はこのヤードも工事現場となります。

2 関係工事の調整

地方防衛局が発注する工事は、建築、土木、電気・通信、機械のいわゆる職種別に発注することが基本となっています。ですから、例えば建物を発注すれば各職種の工事をそれぞれ請け負った受注者が同一現場で施工することとなります。第2条は、こうした場合を想定して設けられているものです。

また、本条は監督官が独立して権限を行使するという意味において、最も重要なものといっても過言ではありません。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、この契約に基づき受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(1) 調整が必要な理由

先ほどの建物の工事を以下のように単純モデル化して説明を進めます。

- ① 造成（土木）
- ② 地業（建築）
- ③ 躯体（建築）
- ④ 屋内配線・配管等（電気・機械・通信）
- ⑤ 建具・内外装（建築）
- ⑥ 衛生等器具類（電気・機械・通信）
- ⑦ 屋外配線・配管等（土木・電気・機械・通信）
- ⑧ 舗装・植栽等（土木）

①～③では、土木・建築がそれぞれ独壇場の仕事ですが、次の④～⑥は各職種が主として建物内で「競合」し合いながら仕事をしていきます。各受注者共、細切れ仕事ではなく効率的に仕事をしていきたいですし、他の職種に早く終わらせて貰わなければ自分の工事が出来ないなど、お互いの施工内容と工程が複雑に絡み合います。建物廻りに目を向けると、まだ足場があったり、資材置場になっていたり、とても管などの埋設工事ができる状態ではありませんが、工期は決まっていますので、出来るところから着手していかなければなりません。

このように、各職種の受注者は、相互に影響を受け合いながら、工事を進めなくてはならないため、建物工事全体として円滑に施工を進めるために、様々な調整が必要となるのです。

(2) 調整の主役は監督官

契約書第2条は、①発注者の調整義務と②受注者の調整に対する協力義務を定めています。しかしながら受注者間での主体的な調整を否定しているわけではありません。そもそも請負契約は受注者の自主施工原則の下で行われるものです。工事全体を円滑に進めるために受注者間の調整は必要不可欠なものです。

では、なぜ発注者に調整義務を課しているのでしょうか。受注者間の調整はあくまで、それぞれの受注者が発注者と締結している契約の範囲内でのみ行われます。ですから、設計の変更、工期の変更を伴うことは受注者間調整では出来ません。ところが、実際問題としては、各職種間で施工内容等の調整を行った結果、どうしても設計変更を要する場合や、予想し得なかった事態により工程を詰めるための調整を行っても、どうしても工期を延ばさなければならない場合もあります。

契約の変更を行うためには契約書の定めに従わなくてはならず、監督官の存在が必須となります。ですから、他工事又は現場の工事全体に及ぼす影響が大きいことについては、監督官が調整の主体となり、契約（設計・工期）の変更も選択肢の1つとして調整を行った方が合理性があるのです。

第2条には、「必要があるときは」とあります。この意味は、受注者から申し出があり発注者が納得した場合のほか、発注者が工事全体の円滑な施工のため必要と判断したときも含むものです^{※1}。

(3) 工事監理業務の技術者の役割

工事監理業務の技術者は現場に常駐又は巡回し、実際には様々な調整を行っています。しかしながら請負契約書には全くその存在は無く、これまでの説明でも工事監理業務の技術者は登場してきません。その理由は、工事監理業務は監督官の補助事務を行うものであり、その技術者は監督官の指示を受けて、監督官の仕事の一部を行っているという立場であるからです。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第2条 2趣旨

コラム vol. 7 建設業の業種について

地方防衛局で発注する工事は、基本的に建築・土木、電気・通信、機械の各職種であることを本文で述べました。本コラムでは、建設業者の業種と地方防衛局発注工事との関係について説明します。

建設業者の業種については、建設業法^{※1}に定められていて全部で29業種です。同法の別表1に掲げられていますので見て下さい。数多くありますが特徴的なものは、土木一式工事と建築一式工事です。これ以外の工事は概ね互いに相容れない専門性を有していますが、一式工事は他の専門的な工事をも含んでいます。

例えば鉄筋コンクリート造の建物工事は、建築一式工事として発注しますが、建物工事は多くの専門工事で成り立っていますし、土木一式工事の場合ですと、舗装や造園工事などが当てはまります。ですから、29種の工事は「土木建築一式工事」と「専門工事」に大別されています。

では土木課が担当する工事は何でも土木一式工事かと言えば、そうではなく、工事の内容が舗装がメインであれば、舗装工事業の業者に対して入札を行いますし、その他の専門性の強い工事でも同様です。設備課・通信課が担当する工事では、電気工事、管工事、電気通信工事などの専門工事が一般的です。

※1 建設業法第2条、第3条

3 下請負人

(1) 下請けとは

建設工事の施工は、ごく小規模な専門工事の場合には受注者が全て直接施工することもあります。多くの場合、受注者は専門業者等と下請負契約を結び、部分的な施工をさせています。

例えばA社が受注した建築一式工事のうち、内装工事を下請負したB社が塗装工事、床仕上げ工事をそれぞれC社、D社と更に下請負契約するといったこともよくあることです。この場合、A社を「元請け」、B社を「1次下請け」、C・D社を「2次下請け」と呼称することが一般的です。

契約書第6条で定められているように一括下請けは禁止ですが、部分的な施工を下請負させることは一般的なことで、建設業の特徴的なことです。

(下請負人)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

2～4 略

(2) 下請負人の通知請求とその意義

皆さん、「施工体制台帳」又は「施工体系図」というのを見たことがあるでしょうか。体系図を見れば、受注者がどのような業者と下請契約を結んでいるかは一目瞭然です。では、契約書第7条の意義は何なんでしょうか。

工事の契約が適正かつ円滑に履行されるためには、工事材料、施工方法、建設機械類の選択等に誤りがないことなどのほか、建設作業とその指示・監督に携わる現場代理人、主任等技術者、下請負人、作業員等が適格者である必要があります。このような趣旨から契約書では、現場代理人等の工事関係者について著しく不適当と認められるときは、発注者は受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求できる（契約書第12条）こととしています。このため、この第7条は、これらの措置要求の前提として、特に下請負人について必要な事項の通知を発注者が求めることが出来ることとしたものです。^{※1}

その他必要な事項とは、運用基準^{※2}に次のように規定されています。「その他必要な事項」とは、下請負人の住所、施工部分の内容、当該工事現場の担当責任者の名称等を含むものである。更に解説書^{※3}によれば、これらのほかに施

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第7条 2 趣旨

※2 建設工事請負契約書運用基準 8 第7条関係（下請負人）

※3 公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第7条3 通知事項

工実績等の施工能力についても必要事項とされていて、いずれにしても発注者が必要に応じて決めることができると記されています。

(3) 社会保険等未加入建設業者との下請契約の禁止

どのような業種であっても企業（法人）は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（いわゆる失業保険）に加入する義務を負っていますが、比較的規模の小さい建設業者のなかには、これらに加入していないところがあります。これらの社会保険は言わば「労働者に対するセーフティーネット」であり、法的加入義務があるにも関わらず加入しないことは大きな問題です。

（下請負人）

第7条 略

2 受注者は、次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下この条において「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 前項の規定にかかわらず、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じて、当該各号に定める場合は、社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることができる。

- (1) 受注者と直接下請契約を締結する下請負人 次のいずれにも該当する場合
 - ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合
 - イ 発注者の指定する期間内に当該社会保険等未加入建設業者が前項各号に掲げる届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）を、受注者が発注者に提出した場合

(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人 次のいずれかに該当する場合

- ア 当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認める場合
- イ 発注者が受注者に対して確認書類の提出を求める通知をした日から30日（発注者が、受注者において確認書類を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）以内に、受注者が当該確認書類を発注者に提出した場合

4 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰（制裁金）として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 社会保険等未加入建設業者が前項第1号に掲げる下請負人である場合において、同

号アに定める特別の事情があると認められなかったとき又は受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の請負代金額（下請契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額

- (2) 社会保険等未加入建設業者が前項第2号に掲げる下請負人である場合において、同号アに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が同号イに定める期間内に確認書類を提出しなかったときは、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の請負代金額（下請契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の100分の5に相当する額

第7条は平成29年3月の改正により、受注者は、原則として、社会保険等未加入建設業者を下請負人としてはならないこととなりました。

背景としては、平成26年9月に「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が改正され、社会保険等未加入建設業者を排除することとされた^{※1}ことによります。

第2項では、受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を結ぶことを禁止しています。第3項に一種の猶予規定を設けています。例えば、ある社会保険等未加入建設業者が特殊な技術、機器又は設備等を有していて、この業者でなければ工事目的物を造ることが困難であることが客観的に明らかである場合には、下請契約を締結することが認められます。ただし、発注者が指定する期間内に当該下請業者が社会保険に然るべく加入し、受注者はその事実を確認できる書類を発注者に提出しなければなりません。

第4項は、第2項又は第3項に違反した場合のペナルティーを定めています。違反した場合には一次下請契約では当該下請契約の請負代金額の10分の1相当額を制裁金として発注者に支払わなければなりません。

※1 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（閣議決定）

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置

6 その他入札及び契約の適正化に関し配慮すべき事項

(1) 不良・不適格業者の排除に関すること

へ 社会保険等未加入業者については、前述のとおり、定期の競争参加資格審査等により元請業者から排除するほか、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図るものとする。

さらに、平成29年10月からは、2次以下の下請契約であっても、違反した場合は、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の請負代金額の100分の5に相当する額を発注者に支払わなければならないとされました。

工事監督官は、受注者の施工体制の点検を行いますが、社会保険等の加入状況も施工体制台帳でしっかりと点検して下さい。

違反しているにもかかわらず、請求を見逃した場合は不作為の行為となる可能性がありますので十分な注意が必要です。

4 特許権等の使用

(1) 一般

新たに開発された施工技術や工事材料には、特許権等の発明者等の権利が設定され、その使用にあたっては金銭を支払わなければならないことがあります。第8条は特許権等が設定されている技術や材料の使用に係る費用負担等に関して定めているものです。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

特許とは全く新たな発明、実用新案は新たな発明とは言えないが改良を施すなどにより著しく機能を向上させる等をしたこと、意匠はデザイン等、商標は商品の名称やロゴマークなどです。

(2) 発注者が指定する場合

発注者が、特許権等が設定されている工法や材料を指定する場合には、設計図書においてその旨を明示するとともに、工事費の積算において特許使用料を経費として計上します。しかしながら、材料に関しては一般に特許使用料を支払う者はその材料の生産又は材料を加工するメーカーであって、発注者や受注者が直接支払ことは一般にありません。もっともメーカーの販売価格には製品応分の特許使用料が含まれていると考えられますので間接的には支払っていることとなります。

契約書第8条のただし書きは、発注者としてちょっと恥ずかしい状況下での定めです。本来は設計図書に記すべき「特許権の使用」について忘れて又は気

づかず契約してしまった場合には、当然発注者の積算において特許使用料は計上していないでしょうし、受注者も経費を見込んで入札には臨んでいませんので、支払わなければならない特許使用料は発注者負担となります。

(3) 受注者が任意で使用する場合

発注者が特許工法等の使用を指定していない場合であっても、受注者は自主施工の原則により、特許工法等を使用することが出来ます。この場合の費用負担は当然のことながら受注者負担となります。

しかしながら、受注者の責任ではない何らかの理由により、例えば工期短縮を図る必要があるときに、ある特許工法の使用が不可欠である場合などには、設計図書を変更して所要の特許使用料を発注者が負担することも場合によっては考えられます。

5 支給材料、貸与品、寄託品

建設工事で使用する資材等は、原則的には全て受注者が調達するものですが、例外的に発注者が受注者に対して支給等を行う場合があります、契約書第15条と第16条でこのような場合の事務手続き等を定めています。

(支給材料及び貸与品)

第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 監督官は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、受注者は、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）などがあり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により受注者に当該支給材料若しく

は貸与品の使用を請求しなければならない。

- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督官の指示に従わなければならない。

(1) 支給材料

支給材料とは、本来は受注者が調達すべき建設資材のうち、発注者が新たに調達又は既に保有しているものを、受注者に引渡すものを指します。

地方防衛局発注工事において、比較的頻度が高いものとしては、米軍基地内の建物工事における米軍から支給される機器類等が挙げられます。具体的には火災報知器やスイッチ類、キッチンのディスポーザ、カーペットなどです。これらは日米間で取り決めがなされていて、「カテゴリーB」として一覧表となっています。ここで、皆さんが注意しなければならないことを以下に掲げます。

- ・ 実態的には、現場で米軍から施工業者（受注者）に渡されていると思いますが、「米軍から受注者への支給」というルールは存在しません。
- ・ 正しくは、米軍から日本政府（発注者）に支給され、発注者が受注者に対して支給するという流れとなります。
- ・ 監督官は、支給材料の引渡しに当たっては契約書第15条第2項の規定に則って検査しなければなりません。

米軍からの支給品は支給材料として取り扱うべきものですが、やむを得ない理由によって、本来であれば受注者が調達すべきものを、支給材料として契約せざるを得ないケースがあります。

契約中に受注者が倒産等で契約の履行が出来なくなった場合の履行保証につ

いて第1章で述べました。地方防衛局発注工事において受注者が履行不能におち入り、金銭的保証である場合には、現場に搬入済みの資材等を含めて精算を行います。これらの資材等は「発注者の所有物」として取り扱わねばならず、残工事分の工事を新たに入札・契約する際には、搬入済みのものを支給材料として設計図書に明示することとなります。

(2) 貸与品

貸与品とは、工事期間中又はその一部の期間に発注者が保有する機器類を受注者に貸し出すものです。一般には特殊な建設機械や計測機器類が想定されていますが、地方防衛局発注工事においては、あまり例がありません。

一方、頻度はそう多くはありませんが、次のようなケースで仮設物を貸与品として取り扱うものがあります。

長期間にわたって広範囲なエリアで建設事業を展開する場合で、全体を囲う仮設柵、ゲートや敷き鉄板等が必要な状況を想定します。例えば最初の2年間はA受注者が設置して維持管理を行い、次の2年間はB受注者が維持管理を継続、最後の2年間はC受注者が維持管理と撤去を行うといった内容を設計図書に記して契約します。この場合、B受注者とC受注者との契約上では、仮設柵等は発注者からの貸与品として取り扱わなければなりません。

(3) 寄託品

設計図書において、自衛隊がA社から調達する機械機器類を、地方防衛局発注工事の受注者B社が、納品を受けた自衛隊から預かり受けて、建物等への据え付け・配線等の設置工事を行うという工事の契約内容である場合に、これらの機械機器類のことを寄託品といいます。

(寄託機械機器)

- 第16条 受注者は、(以下「寄託者」という。)が保有する据付けを要する機械機器(以下「寄託品」という。)を寄託者から寄託されたときは、その品名、数量、引渡場所及び引渡時期については、設計図書に定めるところにより監督官の立会いの上その引渡しを受けるものとする。
- 2 受注者は、前項の引渡しを受けたときは、その受領書を監督官を通じて寄託者に提出しなければならない。
- 3 発注者は、必要があるときは、第1項の寄託品の数量、品質、規格、引渡場所及び引渡時期を変更することができる。
- 4 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 5 受注者は、自己の故意又は過失により寄託品が滅失し、若しくはき損し、又はその返

還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

近年においては、機械機器類を納入する者（前述の A 社）が設置工事を行うことが多くなっていますので、寄託品を取り扱う工事は実態的にほとんどなくなっています。しかしながら、例えばマイクロ無線工事などのように、通信機器と鉄塔・局舎を含めた通信システムとして設計し、機器類の寄託を受けて、一体として施工する方がより適しているものもあります。ですから、原状での「機器設置」と「建設工事」の棲み分けは前述のとおりですが、「寄託品制度」は技術的観点からは、より優れた工事目的物を生み出すケースがあるということを、意に留めておいて下さい。

なお、この寄託品に係る第 16 条は、公共工事標準請負契約約款には無く、防衛省のオリジナルです。

コラム vol. 8 施工体制台帳について

施工体制台帳は、平成6年の建設業法の改正により定められました。また、平成12年の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の制定によって公共工事の発注者による台帳の点検が義務づけられました。点検の方法については、「工事現場等における施工体制の点検要領について（整備計画局長通知）」に詳細が定められていますので、新人監督官はこれをコピーして熟読の上、現場に赴く際には共通仕様書と共に必ず持ち歩くようにして下さい。

皆さんが現場で行わなければならないことは「点検」です。点検のためには、あるべき状態になっているか否かを判定しなければなりません。皆さんが施工体系図を見て「何か変だな」と気付くようになるためには経験を積み重ねる必要があります。そこで、お薦めは工事が完了した同種工事の施工体制とその点検結果の実物を見本として見比べてみることです。例えば自衛隊の隊舎建設では各職種共に工事内容はほぼ同様ですし、どのような工種毎に下請負させ、1次下請け、2次下請け...といった階層構造で何を更に下請負させているかといった傾向は、工事毎により当然違いはありますが、概ね似たような傾向がみられますので、参考となるでしょう。

また、書類の点検作業は、現場代理人を監督官事務所に呼んで行うことが多いと思いますが、工事の序盤や最盛期での点検の際には受注者の現場事務所に行って書類に記されていることが実際と乖離が無いかを良く確認して下さい。特に建設業許可の標識、施工体系図が掲示されているか否かの確認は基本中の基本です。

加えて、現場事務所では施工計画書に記されている「安全教育」の実施状況についても良く確認することが出来ますので併せて確認して下さい。

皆さんが、担当現場に慣れてきたら事前通報なしの「抜き打ち確認」もやってみましょう。現場代理人の常駐義務や監理（主任）技術者の専任義務を確認するためにも有効です。

6 火災保険等

契約書第60条は、建設工事の施工途中における火災等の事故による損害は、発注者と受注者の負担の問題として処理するよりも、保険等によって填補する方が合理的な場合が多く、実際に各種の保険等がかなり普及していることから、事故による損害に備えて受注者が保険に付すことを義務づけているものです^{※1}。

(火災保険等)

第60条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

ただし、「設計図書で定めるところにより」となっていますので、各工事毎に発注者が決めなければなりません。地方防衛局発注工事においては、このことは現場説明書において付すべき保険等について定めています^{※2}。

保険の種類は多いのですが、代表的なものを紹介しておきます。

- ・ 火災保険、建設(土木)工事保険：工事目的物、資材等に生じた損害の填補
- ・ 機械保険：建設機械類に生じた損害の填補
- ・ 運送保険、貨物海上保険：運送中の資材・建設機械類に生じた損害の填補
- ・ 請負業者賠償責任保険：施工によって第三者に与えた損害の填補
- ・ 労働災害保険：作業員の身体傷害への填補

ここで、建設(土木)工事保険について一般的な説明しておきます（実際には損害保険会社の各保険商品によって異なります）。建設工事保険は、住宅、ビル等の建物工事が対象となります。また土木工事保険は、道路、トンネル、上下水道工事等の土木工事が対象です。いずれも、工事期間中に発生した火災、台風、盗難、作業ミス等の不測かつ突発的な事故によって、工事目的物や仮設物等に生じた損害に対して、保険金が支払われるというものです。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第58条

2 保険等の必要性

※2 建設工事における標準現場説明書について（通知）防整施6037号（31.3.28）

7 履行報告

契約書第11条は、発注者は、契約の履行状況を常時把握しておく必要があることから、受注者に対する報告義務を定めているものです。この報告は、契約書第1条第5項の規定により、必ず書面により行われます。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

報告の代表的なものとしては、工事進行状況報告書が挙げられますが、施工計画書、実施工程表も本条の規定に基づくものです^{※1}。

工事進行状況報告書と実施工程表は、当然のことながら連動していなければなりません。工程表のうえで遅れているのであれば、当然進行状況報告書に記されている出来高は「マイナス表示」となっているはずです。ベテランの監督官ともなれば、現場の状況が予定と比べて遅れているのか順調なのかは、進行状況報告書が提出されるまでもなく把握しています。そして、遅れ気味の現場に対しては既に「何らかの手」を打っています。何らかの手とは、例えば、遅れがその工事だけの問題であれば、現場代理人等と遅れを取り戻す術を打ち合わせしていたり、他の関連工事との兼ね合いで遅れているのであれば、関連工事の（他課の）監督官と調整を図ることです。

皆さんは経験値に乏しいのですから、進行状況報告書と実施工程表を見比べ、順調ではない工事における遅れの原因と対応策について、上司の指導を受けながら勉強して下さい。

また、工事進行状況報告書は、契約書第37条第3項～第4項に定められている中間前払金の請求があった場合には、出来高を確認する大事な書面ですので、実際の現場との齟齬がないようにしっかりとチェックして下さい。

※1 建設工事請負契約書運用基準 12 第11条関係（履行報告）

コラム vol.9 施工の順序と1日作業量

皆さんが監督官の立場として契約した工事の工程表を作成することはありませんが、計画段階の工事については想定される所要工期を算出する仕事は今後必要に応じてこなしていかなければなりません。

工程表を作るために考えなくてはならないことは色々とたくさんありますが、基本的に必要となる知識はタイトルに掲げた2つの要素です。

設計図面は出来上がったときの図ですが、実際には様々な種類の工種を順序立てて施工していかなければ出来上がりません。施工の順序を考えることは工程表を作成する上で最も基本的なことです。また、自分が担当する工事のみならず、他の課が担当する関連工事との工程調整も重要です。自分の担当工事だけが突っ走るわけにはいきません。場合によっては「待つこと」も必要となるのです。

次に1日作業量ですが、これは横線式工程表（バーチャート）の各工種の線の長さを決める上で不可欠な要素です。例えば、土の掘削工事を標準的な0.6 m³級のバックホウで施工するとすれば、1日当たり300 m³程度が標準的な作業量です。10,000 m³を掘削しようとするれば、単純計算で33日ほどとなります。実際には現場の作業条件や降雨による休止等々を勘案して算定しますが、まずは基本を学んで下さい。配布されている標準歩掛が皆さんを助けてくれるでしょうし、過去の同種工事の実績も大変参考となります。

8 材料検査

工事材料は、工事目的物を構成するものですので、施工の方法と並んで大変重要なものです。また、同一名称の工事材料であっても、製品によって品質には違いがあり当然価格も異なります。仮に、発注者が工事材料について何も指定もせず、品質に関しても何らの取り決めもしなければ、「自主施工の原則」により材料の選定は受注者に完全に委ねられてしまいます。工事目的物の機能上、重要な働きを期待しなければならない材料が、不十分な品質のものであっては困ります。そこで、契約書第13条では、工事材料について発注者による指定の方法や材料の検査などについて定めています。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質（営繕工事にあっては、均衡を得た品質）を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督官の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督官は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督官の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(1) 工事材料の品質

どのような工事材料を用いるかについては、設計図書で明示すべきことが原則です。特に主要なものについては、明示されていなければ入札参加者が入札価格を算定する際に支障を及ぼします。また、契約後においても受注者との間でトラブルとなりかねません。

しかしながら、工事に使用する全ての材料を、指定することは困難である場合もありますので、指定がない場合には「中等の品質」と契約書で定めています。この意味は、受注者は発注者から上等の品質のものをを用いることを要求されず、中等のものをを用いれば良いという意味です。また、下等のものの使用は禁じられますが、受注者が自らの判断で上等のものをを用いることは否定されて

いません^{※1}。

ところで、中等であるとの判断はどうすれば良いのでしょうか。材料によっては数多くの品質の製品が流通しているものもありますし、その逆のものもあります。中等とは上等・下等との相対的評価ですので、中等の判断は、その材料の流通状況を把握して、その材料の性能や価格等を指標として個別に判断することとなります。

(2) 材料検査

一般に工事材料の多くは、設計図書の材料仕様で J I S や〇〇協会認定品等の規格等で指定していますので、一般にこのような材料については材料の J I S マークや認定品に貼付されているシール等の確認を行えば十分で、強度試験等を実際に行うことはまれです。しかしながら受注生産の機械類や特殊な材料などについては、設計上で求められている性能・強度等の品質が確保されているか否かを検査して確認する必要があります。

このような工事材料の検査は、生産工場の設備を用いなければ出来ないものや、大規模又は特殊な検査機器を備えた検査施設で行うことが必要な場合が多いものです。このような検査のことを「工場検査」と総称していて、監督官が遠方へ出張することもしばしばです。

設計図書に検査の指定を行った工事材料は検査を受けずに使用してはならないため、検査の遅延は全体工期に影響を及ぼすこともあり得ます。従って第3項の検査の請求を受けたにも関わらず7日以内に応じない場合には、受注者は契約書第23条第1項に基づき工期の延長を請求することが出来、同条第2項により受注者の損害を発注者が負担しなければならない事態も想定されますので、設計図書で検査の指定をしている工事については、検査の請求が提出される以前の段階で受注者サイドと良く日程調整をしておくことが肝心です。

なお、工事の発注時点で指定する検査について、その内容や検査場所等を勘案して7日が妥当ではないと判断される場合には延長又は短縮した日数に変更した上で契約を締結することが出来ます^{※2}ので留意しておいて下さい。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第13条
3 工事材料の品質

※2 建設工事請負契約書運用基準 13 第13条関係（工事材料の品質及び検査等）

9 監督官の立会い

監督官の立会いの趣旨は、工事材料の検査と同様に、施工に当たっても受注者の自主的な施工管理に期待しつつ、監督官が立会うことにより適正な施工の確保に努めることにあります※¹。

(監督官の立会い及び工事記録の整備等)

- 第14条 受注者は、設計図書において監督官の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該検査に合格したものを使用しなければならない。
- 2 受注者は、設計図書において監督官の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 4 監督官は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督官が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工程に支障を来すときは、受注者は、監督官に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督官の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

また、工事目的物の部分によっては、工事完成後に行われる検査において工事内容が外面等から確認出来ないものもあり、施工中の監督官の立会い(写真)や工事記録の整備が重要な意味を持ちます。

本条に基づく立会いや工事写真等の記録の整備は、設計図書に明記されるものに限られますが、明記していないものであっても、当然のことながら監督官

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説(改訂5版)」(大成出版社)第2部第14条
2 趣旨

の意思による立会いは随時可能ですし、新人の皆さんは勉強のために目的意識をしっかりと持って、積極的に現場に赴くべきです。

なお、工事監督の実施細目について（通知）第30第2項には、設計図書で指定していない場合であっても、監督官は特に重要な工事の施工に立ち会わなければならないと定められています。

10 改造請求

契約書第18条の定めは、発注者から監督官に委任された権限ですが、その行使にあたっては、特に慎重な判断が求められます。その理由は、権限行使が受注者に対して負担を強いるものであること及び工期への影響です。各項について順次説明します。

（設計図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等）

第18条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督官がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督官の指示その他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督官は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督官は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を必要最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

(1) 改造の請求

第1項は、設計図書に適合しない施工が行われた場合に、監督官が改造の請求することが出来るというのですが、その際の監督官の判断が極めて重要です。「設計図書に適合しない施工」の判断は、設計図書（形状・寸法を記した図面、工事仕様、材料仕様、共通仕様書）で発注者が指定している工事目的物について、指定された施工方法・工事材料と異なるものであるか、出来形管理基準・品質管理基準に照らして合格の範囲を逸脱している状態であると客観的に認められなければなりません。

改造の方法は、「適合していない状態」に応じて妥当性のある方法である必要があります。場合によっては局部的な補修相当の手直しで済むケースもあり

ますし、そもそも主要材料の選定に錯誤があり設計上期待される強度が得られておらず、他に方法が無い場合などには全くの作り直しといったケースもあります。いずれにしても新人監督官には判断が難しいですし、現場は絶えず進捗していますので即決する必要があるので、現場で疑問な事象を見つけたら現場代理人等に良く話を聞いた上で、直ちに上司に相談して下さい。最も避けなければならないことは「検討する」と称して自分1人で抱え込んで、施工を何日もストップさせてしまうことです。

何らかの改造しなければならない場合の費用負担は原則受注者となりますが、不適合の原因が、監督官（工事監理業務の技術者も含む）の指示によるものなど発注者サイドに責任がある場合には発注者負担となります。

(2) 破壊検査

監督官が破壊検査を行うことができる規定には2種類あります。

- ① 第2項の規定によるもので、設計図書で指定した材料検査・立会い等を受けず施工した場合に行い得るもので、第13条又は第14条に明白に違反していて、当該施工部分が不可視である等の合理的理由が必要です。

工事監督の実施細目について（通知）第31では、破壊検査が主要部分である場合や破壊部分の修補が工期に大きく影響を与えるものである場合、又は修補に相当な費用を要する場合には担当課長の指示を受けなければならないと規定されています。

- ② 第1項の設計図書と不適合による改造は、その状態が明白である場合についての規定ですが、第3項の規定は破壊検査を行った上でなければ、適合の可否が判断出来ないケースに対応するものです。契約違反の場合である第2項の規定と異なり破壊検査に至るプロセスはハードルが高く設定されています。

まず、「適合しないと認められる相当の理由」とは単に監督官が疑いを有するのみではなく、同種の事実が他に存在する、工事記録等から推定できる、確信しうる証言等の不適合の認定に対する客観的妥当性を必要^{※1}とします。

次に相当の理由について書面による通知を要し、実際の破壊検査は「最小限」という制限が付けられています。

工事監督の実施細目について（通知）においては、②の破壊検査について特段の規定はありませんが、特に新人監督官の皆さんは、①の場合と同様に上司に報告して相談しましょう。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第17条

4 相当の理由がある場合の破壊検査

コラム vol. 10 材料仕様について

材料仕様の重要性については、本文で述べたとおりです。いわゆる発注図面に入れるべき材料仕様は一般的に共通のひな形の表などに「○印」を付して、その工事での使用材料を指定する方法がとられていると思います。実は、ここに落とし穴が待ちかまえていて、図面セットの段階で「真っ白な」ひな形を用いて、一つ一つ確認しながら「○印」を付していけば間違いはないと思うのですが、他工事のコピーを下敷きにして修正を施す手法をとると、思い込みや惰性で大きな間違いを起こしてしまう可能性があります。

例えば、ある材料で比較的高価な資材Aを使うこととしていたにも関わらず、材料仕様は安価なB資材に○印が付されていて、入札参加業者は当然B資材で積算。ところが〇〇課の担当者は資材Aと思っているので資材Aで積算。契約締結後、間違いに気付いても後の祭りです。受注者に資材Aの使用を求める場合には、設計図書（材料仕様）の変更と請負代金額の増額が必要です。資材Bを用いるとなると、発注者の積算上では減額しなければなりません。受注者が納得するわけがありません。資材単価の差と使用数量が大きければ、1千万円を超える金額差となることもあり得ます。○印一つの間違いで恐ろしいことになるかもしれません。慎重に作業をして下さい。

材料仕様でもう一つ。

材料仕様は、JIS規格や〇〇協会認定品等により指定することが多いのですが、そのような規格が無い資材もあり、一昔前までは「Aメーカー、Bメーカー、Cメーカー又は同等品以上」などと記載していました。しかしながら、こういったメーカー指定は、例えばDメーカーが「当社製品は事実上排除されている」等々のクレームを惹起するなどトラブルの元でしたので、現在のトレンドでは、メーカー指定を行わないようにしています。

第3章 一般的な契約変更の流れ

第3章では、契約変更の基本について説明します。契約内容を変更して変更契約を締結することは、特別なことでは無く、むしろ当初契約のみで工事が完了するケースの方が稀です。典型的な変更契約の内容としては、設計図書（図面）の変更と工期の変更が挙げられますので、これらを中心に契約書の関係条文を解説しつつ、具体例などを加えて説明していきます。少々難しいところもありますが、理解に努めて下さい。

なお、設計図書の変更と工期の変更についての細部の留意事項や具体的な事例については、「建設工事の設計変更事務処理要領について（通知） 防整技第5300号(30.3.30)」に詳しく記載されていますので、よく読んで下さい。

1 設計図面と工事現場の不一致等

図面を変更するためには、変更しなければならない理由があります。契約書第19条は、図面と現場との整合性等について疑義が生じた場合における手続きについて定めています。

（条件変更等）

第19条 受注者は、工事の施工に当たり、次のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督官に通知し、その確認を請求しなければならない。

- （1） 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- （2） 設計図書に誤り又は脱漏があること。
- （3） 設計図書の表示が明確でないこと。
- （4） 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- （5） 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2～5 略

第1項の各号は、受注者が発見した場合に監督官に対して通知しなければならない事項です。

- ・ 第1号は、本来相互に整合していなければならないはずの図面等の設計図書のなかで、不整合があった場合の規定です。例えば、図面にスケールを当てて計算してみると〇〇mの長さがある排水管のはずなのに、特記仕様書の

数量表ではその半分の長さしか記されていないなどといったものです。また、ある図面と別の図面に不整合があってどちらが正しいのかわからないといったことも想定しています。括弧書きの「優先順位が定められている場合」とは、前述の数量違いの例で言えば「数量表の数量と図面から算出される数量が異なる場合には、数量表の数量を優先する」旨の記載をしておくことです。

- ・ 第2号は、明らかに間違った「標準断面図」が記載されているとか、本来記載されていなければならない詳細図が無いなどといった場合です。
- ・ 第3号は、例えば、ある構造物の詳細図中に施工上重要な寸法が明示されていない部分がある場合や、構造物設置工事の平面図で、他工事の構造物との関係が記されておらず、施工に取りかけられないといったケースもあります。
- ・ 第4号は、受注者が確認ボーリングをしたところ、杭基礎の支持地盤の深さが図面と異なる状況であるとか、想定外に地下水位が高かったり、撤去しなければ施工出来ない既設構造物を発見したような場合です。
- ・ 第5号は、第4号までと異なり、発注者としても全く予期しえない事象が発生又は発見した場合の規定で、周辺住民による建設反対等運動の発生や埋蔵文化財の発見などが挙げられます。

以上、若干の例示をして説明しましたが、第1号から第4号までについては、発注者が調査・設計・発注事務（設計図書の取りまとめ等）の各段階で、工事予定場所を良く確認し、技術的な検討を充分に行い、注意深い照査や点検・確認を行えば防ぎ得るという前提ですので、このことについては留意しておいて下さい。

2 監督官による調査

（条件変更等）

第19条 略

- 2 監督官は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4～5 略

受注者から第1項の通知を受けたときには、直ちに現場赴いて調査しなければなりません。そして調査結果を取りまとめて14日以内に書面により通知しなければなりません。第3項の主語は監督官ではなく発注者です。発注者の権限のうち、監督官に委任しているものと委任していないものがあることは、第1章で述べました。この場合では、図面の変更を要することや工期の変更、または工事の一時中止など監督官に委任されていない事項については、監督官の判断で通知することは出来ません。このような場合には、工事監督の実施細目^{※1}の定めに従って、監督官は支担当の指示を受けなければなりません。

では監督官の判断で通知できる内容にはどのようなことがあるのでしょうか。端的に言えば「図面の変更を要しないこと」です。例えば、表示されていない寸法や位置の情報を伝える等はその範囲内であるでしょう。いずれにしても、新人の皆さんは、自分の考えを持った上で、上司に相談しましょう。

※1 「工事監督の実施細目について（通知） 防整技第7165号（28.3.31）」第27（設計図書と工事現場の状態との不一致等）

3 設計図書の変更

まずは、第4項を第1項の各号と照らし合わせながら、じっくりと読んで下さい。

(条件変更等)

第19条 略

2～3 略

4 発注者は、前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの又は同項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うものは発注者が行わなければならない。ただし、同項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものは発注者と受注者とが協議して発注者が行わなければならない。

5 略

何を書いてあるか理解できましたか？各号毎に整理してみましょう。

- ・ 第1号（設計図書の不整合）設計図書の訂正が必要な場合、発注者が行う
- ・ 第2号（設計図書の誤り） 同 上
- ・ 第3号（設計図書の不明確） 同 上
- ・ 第4号（設計図書と現場との不整合）

一 工事目的物の変更を行う場合は、発注者が行う

一 工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更を行う場合は、発注者と受注者が協議して、発注者が行う

- ・ 第5号（不測の事象の発生）第4号の場合に同じ

第1号から第3号までは、そもそも設計図書があるべき姿となっていなかったものを直すわけですから「訂正」という言葉が用いられていますし、発注者が当然行うべきものです。

わかり難いのが第4号と第5号の「場合分け」の趣旨です。なぜこの場合だけ「発注者と受注者が協議」するのでしょうか？また、工事目的物の変更を伴わない変更とは何を変更するのでしょうか？

まず、工事目的物の変更についてです。発注者は、自らが欲する形状・寸法・品質・性能等を有する工事目的物を所要の場所に造ることについて、受注者と請負契約を結んでいるわけですから、変更する理由の如何に関わらず、工事目的物をどのように変更するかは発注者の意志によって決定すべきものです。

一方、第4号又は第5号に該当する事象が発生したときに、①工事目的物を変更する必要は無いが、指定した施工方法等の工事仕様の変更を要する場合、

②工事目的物を変更することが許されず、特殊な工法を採用せざるを得ない場合などについては、「工事目的物の変更を伴わない変更」というケースとなります。施工方法については、契約書第1条の自主施工の原則により、本質的に受注者の裁量によるものですので、原契約で指定していなかった仮設や施工方法を変更契約で指定し直すといったケースでは、受注者の意見も十分考慮して決定する必要があるため、協議をするとの定めとなっているのです。

4 請負代金額又は工期の変更

(1) 変更と費用負担

設計図書の内容の訂正・変更が行われた場合には、当然、変更内容に応じた工事費積算の関連部分の変更を要し、工期についても変更内容を客観的に判断して必要な変更を行わなければなりません。

(条件変更等)

第19条 略

2～4 略

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

また、設計図書の訂正・変更が行われた場合に、その訂正・変更によって受注者に損害を与えたときは、発注者は工期・請負代金額の変更に加えて、必要な費用を負担しなければなりません。例えば、発注者が適時適切に工事中止の命令を行わなかったために、受注者が当初の設計図書に従って工事を続行し、その後に変更・訂正が行われた結果、既施工部分で無用となったものに係る手戻り又は改造のための費用が挙げられます。また、訂正・変更によって不要となった工事材料の売却損、労働者の帰郷費用、不要となった建設機械器具の損料及び回送費、不要となった仮設物に係る損失なども必要な費用に含まれます※¹。

この発注者による費用負担には、2つの意味合いがあり、一つは発注者の過失による損害賠償の性格、一つは予期不能な事象の発生に伴って生じた受注者の費用負担に対する補填という性格です※¹。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第18条

7 工期又は請負代金額の変更等 (2)費用の負担

コラム vol. 1 1 設計変更を局限化するための極意（その 1）

その極意とは「自分の担当工事を慈しむこと」です。

本文中で、契約書第 19 条の変更事由については、現地確認や技術的検討を充分に行えば防ぎ得ると記しました。ここでは、もう少し詳しく述べたいと思います。皆さんにとっては難しい内容も含まれますが、上司・先輩の助けを借りて、理解に努めて下さい。

○調査の段階

調査には基本的な図面を作成する測量、ボーリング等による地質調査、既設建物・地中埋設物等の図化等を行う既設構造物調査などがあります。これらは工事目的物の設計を正しく行うためのものです。「調査は専門の業者が淡々と行うもので、工事と異なり監督官の出る幕はあまりない」と考えている人もいますが、これは間違った考え方です。

そもそも調査業務を発注する際には、「工事目的物の出来姿をイメージし、設計（計算）に必要な客観的情報（データ）は何かを考え、調査すべき事項を特定する」必要があります。そのためには、現地自衛隊（米軍）が求める工事目的物に対する理解と、現地踏査が必須です。建物新設の場合ですと、建設場所のみならずユーティリティ（上下水道・電気・ガス・電話等）の幹線との接続場所を厳密に把握しておかなければ調査範囲が決定できません。

一方、調査業務を受託した業者の現場責任者は、（調査業務の仕様書の作り込み方にもよりますが）発注者サイドが考えている設計方針等については知りません。調査業務の成果品が、設計段階で過不足無く役に立つものでなくてはならないことは当たり前ですが、そのためには、監督業務として調査業者と良く打ち合わせをして、調査の目的や入念に調査をして貰いたいところなど理解して貰わねばなりません。また、想定外の現場条件が確認された場合には直ちに通報して貰わねばならず、結果として調査業務の内容を変更する必要がある出てくるかもしれません。このような場合への適切な対応は、「監督官不在」の業者任せの調査ではなし得ません。

繰り返しとなりますが、設計作業に資する適切な調査を行わなければ、工事の段階で設計変更を余儀なくされることがありますので、しっかりと留意しておいて下さい。

（その 2 に続く）

(2) 請負代金額の変更方法

請負代金額は、総価で契約されているため（総価契約単価合意方式を除く）、発注者と受注者の間で取り決められた単価は存在しません。ですから、設計図書を変更した場合の変更額は、双方の協議によって決定されます。契約書第26条は、その際の事務手続きについて定めているものです。

（請負代金額の変更方法等）

第26条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

まず、第1項と第2項の協議日程についての定めですが、時系列で並び替えてみましょう。

請負代金額の変更事由が生じた日 → （7日以内に通知）協議開始の日
→ （14日以内^{*1}） → 協議終了

請負代金額の変更事由が生じた日については、運用基準で変更の事由（根拠条項）毎に規定されています^{*2}。主なものとしては次の2つです。

- ・設計図書の訂正又は変更が行われた日（第19条第5項）
- ・設計図書の変更が行われた日（第20条）

具体的には、工事監督の実施細目^{*3}に定められた事務処理に基づく、監督官からの報告により、支担当から変更等の指示を受けた日です。契約書の世界ではこのように紋切型の事務手続きが定められていますが、実際の監督業務とし

※1 「建設工事請負契約書の運用基準について（通知）防整施第6916号（28.3.31）」

19 第26条関係（2）

第1項の日数については、工期、工事の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数を記載できる。

※2 同上 19 第26条関係（3）

※3 「工事監督の実施細目について（通知）防整技第7165号（28.3.31）」第27（設計図書と工事現場の状態との不一致等）

ては、次のような流れとなることが一般的でしょう。

- ① 監督官と現場代理人との間で、変更内容についての合意形成のための打ち合わせ
- ② 監督官が上司へ報告・相談
- ③ 必要に応じて①～②を何度か繰り返し
- ④ 現場代理人との間で、実質的な合意（正式決定ではない旨付言）
- ⑤ 工事監督の実施細目^{※1}に基づく、（支）局内での支担当への報告、支担当からの指示（了解）
- ⑥ 発注者側の変更額の積算、受注者側との協議開始、変更額についての合意
- ⑦ 変更契約に係る（支）局内事務、変更契約の締結

変更金額については、協議期間内に合意に至らなければ、発注者が定めることとなっていますが、第3項の定めに該当する場合には、発注者の「優越権」はありません。では、どのような場合かという、これは運用基準に定められており^{※2}、次のとおりです。

- ・ 支給材料・貸与品・寄託品の品質や性能が不十分であるようなことに起因する場合（第15条第7項、第16条第4項関連）
- ・ 発注者の責めに帰すべき事由による改造請求（第18条第1項関連）
- ・ 設計図書の誤り等による訂正・変更（第19条第5項関連）
- ・ 発注者の意思により設計図書を変更した場合（第20条関連）
- ・ 発注者が工事を一時中止させた場合（第21条第3項関連）
- ・ 発注者の責めに帰すべき事由で工期を延長した場合（第23条第2項関連）
- ・ 発注者の請求により工期を短縮した場合（第24条第2項関連）
- ・ 発注者が、前金・部分払いの支払を遅延し、受注者が工事を中止した場合（第46条第2項関連）

総じて申し上げれば「発注者に責任のある場合」です。このようなケースにおける受注者が請求する費用には、損害賠償の要素も含まれるため、受注者の損害賠償請求権の制限とならないように、あくまで対等に協議する定めとなっています。ちなみに協議が整わず紛争が生じたときや、発注者が定めたものに受注者が不服があるときには、契約書第64条、第65条に定められた建設工

※1 「工事監督の実施細目について（通知） 防整技第7165号（28.3.31）」第27（設計図書と工事現場の状態との不一致等）

※2 「建設工事請負契約書の運用基準について（通知） 防整技第6916号（28.3.31）」

18 第26条関係（4）

事紛争審査会によるあっせん、調停、仲裁の手続きに入ることが出来ます。しかしながら、これらの規定の発動に至るようなことは、異常な事態です。

監督官としては、「発注者・受注者対等の原則」に則り、一方的に受注者の不利益とならないように意を配し、円滑に受注者側と協議を行わなければなりません。そのためには、日常の現場代理人等との調整といった基本的な監督官業務の積み重ねが重要となるのです。

典型的な最悪のケースとしては、次のようなものです。

- ・ 監督官は、忙しいことを理由にほとんど現場に赴かず、工事監理業務の技術者（以下「技術者」といいます）に任せっぱなし
- ・ 技術者は、現場代理人との調整により設計図書の変更を要することを監督官に報告しても「精算変更するのでもうまくやってくれ」との口頭指示。
- ・ 技術者が現場代理人と調整し、変更のための施工図を作成して監督官に報告しても、「これで現場が納まるのであれば良い」とチェックもせずに口頭了解。
- ・ 工期末に近づき、技術者が変更図面を一式作成して監督官に提出。
- ・ ようやく、監督官は工事監督の実施細目^{※1}に基づく変更についての支担当への報告の書類を作成。しかしながら、課内で「こんな変更は会計検査で御用となる。認められん！」との指導を受ける。
- ・ 現場代理人に、この部分については増額出来ない等の事情を説明しても納得が得られず、大問題へ...

この監督官が的確な仕事をしていないことについては、理解頂けると思いますが。新人の皆さんは、このような事態に陥らないように、現場からの報告はしっかりと受け止め、わからないことは上司の力を借りて、タイムリーに指示を出しましょう。基本は「ワンデーレスポンス」です。何ですかそれは？という人は、「工事現場の迅速対応指針について（通知） 防整技第7361号（28.4.1）」を読み理解して下さい。

※1 「工事監督の実施細目について（通知） 防整技第7165号（28.3.31）」第27（設計図書と工事現場の状態との不一致等）

コラム vol. 1 2 設計変更を局限化するための極意（その２）

無用の設計変更をしないための方策について、（その１）では調査の段階について述べました。（その２）では設計の段階の話をします。

○ 設計の段階

設計業務の監督官の仕事は、設計事務所・コンサルタントに対し、ユーザーが求める工事目的物について十分に説明して必要な資料を渡し、従うべき設計基準類を示し、測量等の調査の成果品を貸与することから始まります。実際の設計作業は設計事務所等が行いますが、監督官は要所要所でチェックしなければなりません。数字に厳密性はないのですが３０％程度、６０％程度、９０％程度の進捗段階がチェックを要する頃です。建物工事を例として話を進めましょう。

３０％程度の図面では、建物、道路、擁壁などの構造物の平面的配置や建物の部屋割りなど、基本的なことを決めます。この段階でのチェックは非常に重要で、観点としては、ユーザーの要求に十分応えられているか、構造物配置等に係る関係法令を満足しているか、選択肢のある構造物の工法等について経済性・施工性・信頼性等について十分な比較検討がなされているかなどが挙げられます。この段階を新人監督官だけがチェックして、設計作業を先に進ませるということはまずあり得ませんが、課内で特段のルールが無い場合であっても、出来れば課長まで了解を得ておくことが大切です。

６０％程度まで作業が進むと、建物や擁壁等の高さの情報が正確に表現されてきます。この頃までは既に建築課から設備（通信）課に図面が渡され、屋内の配管や機器の配置などが記されていきます。この段階では、関連する他職種の設計との整合性のチェックが必須です。

構造物の形状寸法が確定してくると構造等の設計計算の作業に入ります。各種設計計算は計算ソフトが充実していますので、ほとんどがパソコンによるものとなっています。「コンピュータで計算しているから間違いなし」という考えは捨ててください。確かに計算そのものは間違わないでしょうが、適切に設計計算ソフトを使っているのかチェックすることが重要です。見なければならぬことは沢山あります。計算基礎式は適用する設計基準通りか、選択する各種係数が設計基準や現場条件に合致しているか、入力する土質等のデータが調査報告書に基づくものであるのか、調査不足でデータが無いにも関わらず「一般値と称する値」を勝手に入力していないか等々、設計計算書については入念に一切の手抜きをせずにチェックしなければなりません。

９０％程度とは、細部の設計や材料の仕様など、作図に関してはほぼ作業を

終えている段階です。いわば仕上げの段階ですから、本文で述べた図面相互の食い違い、必要な詳細図の脱落、寸法の表示モレ、詳細図に記入された材料仕様などを入念にチェックしましょう。また、他職種との整合性の最終確認もしなくてはなりません。原図を重ねてみたら、電気のハンドホールと排水のマンホールが重なっているなどは論外ですが、建物廻りに埋設する配管配線類は多いので、交差している場合には特に注意して下さい。

これまで2回にわたり、「設計変更を局限化するための極意」と題してお話ししました。1回目の冒頭「その極意とは、自分の担当工事を慈しむこと」と述べました。慈しむとは、愛する、かわいがる、大切にするという意味です。調査・設計の各段階で、担当する工事を大事に育てましょう。工事が完了して、満足のいく結果が得られたとき、貴方（貴女）はベテラン監督官となれるのです。

(3) 工期の変更と発注者の費用負担

(工期の変更方法)

第25条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第23条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

工期の変更についての事務手続きも、請負代金額の変更の場合と基本的には同様です。ここでは、工期の変更に際しての注意すべき事項について述べます。

工期の変更において問題となることは、①繰り越し手続きを要するケースと、②発注者による費用負担が生ずるケースです。①については従前からあることですが、②については平成22年の公共工事標準請負契約約款の改正により加わったものです。

まず、繰り越し（コラム vol. 6 参照）を要するケースについてです。既に契約していますので、繰り越しの形態のうち「済繰」に該当します。手続きとしては地方財務局の承認を要するのですが、コラムでも述べたとおり、簡単には認めてくれないので、理路整然とした繰り越し理由を整理して、提出（説明）資料について周回の準備が必要です。

次に、②についてですが、契約書第23条を見てみましょう。

(受注者の請求による工期の延長)

第23条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約書第23条の第1項は従前からあった規定ですが、第2項は、平成23年の改正で追加されたものです。話がやや脇道にそれますが、この平成23年

の改正では「発注者と受注者の対等性」ということが強く意識されていて、例えば、それまでは、発注者を「甲」、受注者を「乙」として契約書の各条が書かれていました（過去の契約書を見てみて下さい）が、「甲乙では発注者優位または上下関係」が感じられるとして改められました。

話を戻します。第2項のポイントは、「工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合には、工期延長に伴う費用や受注者の損害を発注者が負担する」というものです。具体的な費用としては工事事務所（プレハブ）のリース料や現場代理人等の給料などが挙げられます。

発注者の責めに帰すべき事由の例としては、設計図書で指定した材料検査等について、監督官が契約書に定める期間以内に行わないとか、設計図書と現場との不一致について報告したにも関わらず、監督官が直ちに行わなければならない調査（現場での確認）について遅滞して、工事の進捗を妨げた等々が考えられます。このようなことが積み重なり、結果として1ヶ月の工期延長を求められれば、所要の費用を増額して工期を延ばさなければなりません。

本解説4（2）でワンデーレスポンスについて触れましたが、まさに「時はカネなり」ということが、第2項の趣旨ですので肝に銘じておきましょう。

5 発注者の意思による設計図書の変更

これまで、第3章では契約書第19条に軸足を置いて、現場条件が想定と異なっている場合などの設計図書の変更について説明してきましたが、第20条に基づく設計図書の変更は、全く趣きを異とするものです。例えば、建物工事の場合に、現場の地質条件に応じた基礎杭の変更は第19条に属する変更ですが、部屋割りの変更やコンセントの数を増やすといった類の変更、又は芝張り部分の一部を舗装に変更するといったようなものは、現場条件等が変更の理由ではなく、発注者サイドの意思によって変更されるものです。

（設計図書の変更）

第20条 発注者は、前条第4項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

このような変更が生ずる理由は、ユーザーとの調整不足に起因するケースが多く（もちろん、十分に調整を行っていたにも関わらず、真の意味での追加要望といったケースもありますが）、好ましいことではないのですが、実際に工事目的物を管理・使用するユーザーの意見を一切受け入れずに設計図書を変更

しないということは、かえって将来に禍根を残します。

いわゆる米軍工事の場合には、サイン図が「日米間の契約図面」として位置づけられておりますので前述のようなケースは起こり難くなっていますが、自衛隊等の施設整備工事においては、このような取り決めがありません。ですから、皆さんは設計図の出来高30%程度の段階となったら、現地部隊等と良く打ち合わせを行う必要があります。

第20条の内容ですが、発注者には自らの意思で設計図書を変更することは出来ませんが、追加の費用や手戻り等が生じた場合の損害については、当然発注者が負担しなければならないというものです。受注者にとっては迷惑な話で、資材を手配し直したり、変更規模によっては工程表の大幅な見直しを迫られることも考えられます。

6 請負代金額の変更に代える設計図書の変更

これまで述べてきた様々な理由により設計図書や工期の変更によって、所要の請負代金額を増額することは発注者の義務です。しかしながら、予算の都合上、どうしても増額出来ない（お金がない）場合には、発注者は、契約書第32条を発動して、増額分に相当する金額の工事目的物（の一部）を契約内容から外すこととなります。例えば、建物の内装や道路のアスファルト表層を取りやめるといったことが具体例となります。

（請負代金額の変更に代える設計図書の変更）

- 第32条 発注者は、第8条、第15条、第16条、第18条から第21条まで、第23条、第24条、第27条から第29条まで、前条又は第35条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

では、取りやめたものはどうなるのでしょうか。そもそも充当すべき予算が無いために第32条によって変更契約をしているのですから、追加で予算を貰ってこない限り、同一年度で契約から外した工事内容を復活させることは出来ま

せん。防衛省では、こういう場合には、次年度以降に予算の措置をして貰い、外してしまった工事目的物を、別件の追加工事として新たに入札・契約して、完成を目指すといった手法です。決してお薦めできる手法ではありませんが、「無い袖は振れない」わけで、やむを得ないものです。

この第32条に基づく設計図書の変更は、工期の半ば位までは、工期末近くに施工を計画している部分を外せば良いのですが（受注者が資材調達をしていないことが前提ですが）、工期末が近づいてきて変更しようとするれば、受注者としては損害が生ずる可能性が高くなり、発注者の損害金負担（会計検査の視点ではアウト）が生ずることとなります。

以上で第3章を終えますが、請負代金額や工期の変更の事由として、資材価格の高騰など物価水準の変動、天災による損害の発生などがありますが、これら特別な事由による変更に関しては、第5章で述べることにします。

コラム vol. 1 3 監督官としての請負代金額のマネージメント

現場代理人は、請負代金額のうち一般管理費を除いた工事原価で現場を運営して、工事を完成させるために労務費・資材費・安全等の管理費等々について、まさにマネージメントしていますので、監督官が口を出す領域ではありません。では、表題は何を意味しているのでしょうか？

第3章では、請負代金額の変更について述べました。変更の事由は様々で、工事の進捗に伴って五月雨的に発生し、理屈の上ではその都度、請負代金額の変更を要します。しかしながら、軽微な設計図書の変更をその都度行うことは現実的ではなく、大きな金額の変更を要するときや、国債工事の各年度予算を決算する際に、それまでの変更要素をまとめて変更することが通例です。しかしながら、「まとめて変更」する段になって、積算してみたら大幅な増額を要することが判明して予算の手当不能！というのでは、監督官として失格です。

監督官としてのあるべき姿は、大きな変更金額となると考えられる場合には、変更事象が発生した後、速やかに変更概算額を算出し、（上司と相談しつつ）計画調整係との間で、増額に充当できる予算の有無や、第31条の適用も視野に入れて、調整を行わなければなりません。また、軽微な変更要素であっても「ちりも積もれば」大きな変更金額となり得ますので、工事内容に応じた結節点（例えば、造成、基礎工事が終わった時点など）で、積算内訳の単価（＋経費）に変更数量を乗じて、変更概算額を把握しておくことが必要です。また、前述の結節点毎に現場代理人と調整を行って、変更額について共通認識を構築しておけば言うこと無しです。

打ち合わせや調整事には「旬」があります。必要な請負代金額の変更に係る調整は、いずれは必ずやらねばなりませんし、後になればなるほど監督官にとって困難な調整となることが多いものです。適時適切に切れ味の良い調整を行うことを目指して下さい。

第4章 検査と支払

第4章では、様々な検査と支払について解説します。「検査は検査官の仕事、支払は契約係の仕事、監督官は関係ない！」と思っている人はいませんか？

確かにこれらは、監督官の仕事ではありませんが、関係がないということはありません。監督官は、検査に先だって下（事前）検査をしなければなりませんし、検査官の検査には立ち会うことが義務づけられています。また、受注者への支払い状況を知らずして、既済部分検査（完成前において、その時点での出来高に応じた支払を行うための検査）の事前調整や事務処理を行うことは出来ません。

支払に関して、契約書はいわゆる単歳工事を対象として様々な規定が置かれています。これは国債工事が財政法の特例^{*1}であることが、その理由です。地方防衛局発注の工事では、国債工事の方が圧倒的に多いのですが、国債を軸に説明をすると非常に煩雑となり、皆さんの理解も難しくなると思いますので、この解説では契約書に沿って、単歳工事で説明しますので、まずは基本的な制度の仕組みを理解して下さい。国債工事については、本章 7 国庫債務負担行為に係る契約の特例において説明します。

1 前払金・中間前払金

前払金とは、建設工事の着工に当たって、発注者が請負代金額の一部を受注者に支払うものです。一般に、着工に当たっては、必要な労働力や資材等の確保のために相当多額の資金が必要となりますので、円滑な施工を行っていく上で発注者が支払うことが望ましいとされています^{*2}。支払う額は一般に請負代金額の10分の4です。中間前払金は、平成23年の契約書改正で盛り込まれました。支払うための条件を満たせば、請負代金額の10分の2が支払われます。詳細は順次解説していきます。

(1) 前払金

前払金の請求・支払については第37条第1項と第2項に定められていて、「契約を締結した後、受注者は前払金を請求することが出来、発注者は速やかに支払わなければならない」ということが骨子ですが、第1項には請求に当たっての条件が記されています。その条件とは「公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約を締結してきなさい」というもので

※1 コラム vol. 6 参照

※2 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第35条
2 前金払

(前金払)

第 3 7 条 受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 1 0 分の 4 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 1 4 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 ～ 8 略

す。この保証契約は簡単に言うとなつぎのようなものです。

- ・ 受注者が、前払金保証事業会社と契約を締結する。
- ・ もし、受注者が（倒産等）何らかの事情により、契約の履行が出来なくなった場合には、発注者が支払った前払金を、受注者に代わって前払金保証事業会社が発注者に支払う（返還）。
- ・ 出来高がある場合には、前払金から出来高に応じた金額を差し引いた金額を発注者に支払う。

この保証契約は、契約書第 4 条の 2 に定める「履行保証」と異なるもので、一般の損害保険会社は取り扱っておりません。現在、前払金保証事業会社として登録されているのは、次の 3 社です。

北海道建設業信用保証株式会社

東日本建設業保証株式会社

西日本建設業保証株式会社

(2) 中間前払金

受注者が、前払金を請求するに当たり、保証契約の締結以外の条件はありませんが、中間前払金の場合にはいくつかの条件が整わないと請求出来ません。

(前金払)

第 3 7 条 略

2 略

3 受注者は、第 1 項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 1 0 分の 2 以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、前項の規定により中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者又は発注者の指定する者の中間前金払に係る認定を受けなければならない。

この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。

5～8 略

その条件は、契約書第37条第3項・第4項と運用基準^{※1}で定められています。以下に掲げます。

- ① 請負代金額が1,000万円以上、工期が150日以上のものであること
- ② 契約時に、「部分払」を選択せず、「中間前金払」を選択していること
- ③ 保証契約を締結していること（前払金に同じ）
- ④ 中間前金払に係る認定を受けていること

認定条件 ・ 工期の2分の1を経過し、かつ工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。

・ 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

①③については特に説明を要しないと思います。

②の部分払と中間前金払の選択について説明します。部分払とは、契約書第40条に規定されているもので、工事の進捗に伴って出来高がある状態で、受注者が出来高に応じた金額を発注者に請求出来る制度です。従前は中間前金払制度がありませんでしたので、受注者が工期途中で「お金が欲しい」場合には部分払のみがその方法でしたが、中間前金払制度がある現在においては、受注者は、契約時点でいずれかを選択することが出来ます。受注者が部分払を選択した場合には、第37条の第3項・第4項は削除して契約を締結します。

中間前金払のメリットとしては、部分払の場合には必ず既済部分検査を行わなければなりませんが、中間前金払に際しては必要なく、受注者・発注者双方の事務負担が大幅に軽減されることにあります。

④の認定については、支担当または支担当が指定する職員が行います^{※1}が、監督官は工事の進捗状況を確認する立場にあります^{※2}。

(3) 請負代金額が変更された場合の対応

例えば、1億円で契約した工事で4千万円の前払金を支払っているとします。その後、3千万円の増額の変更契約が締結され、請負代金額が1億3千万円となった場合、受注者は1千2百万円の前払金を更に請求することができます。

※1 建設工事請負契約書の運用基準について（通知） 防整施第6916号（28.3.31）
（整備計画局長通知）23 第37条関係（前金払）（2）

※2 中間前金払制度に関する質疑応答（23.6.20事務連絡添付書類） 3 中間前金払の認定について

(前金払)

第 3 7 条 略

2 ～ 4 略

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 (第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6) から受領済みの前払金額 (同項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、当該中間前払金の額を含む。以下この条から第 3 9 条まで、第 4 3 条、第 5 2 条及び第 5 6 条において同じ。) を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第 2 項の規定を準用する。

6 ～ 8 略

第 5 項の規定に従って計算してみましょう。

- ・ 増額後の請負代金額の 10 分の 4 $130,000,000円 \times 4/10 = 52,000,000円$
- ・ 受領済みの前払金額 $40,000,000円$
- ・ 差し引いた額に相当する額 $12,000,000円$

このケースの増額が、中間前払金 (2 千万円) も支払った後であった場合には、受注者は中間前払金として更に 6 百万円を請求することが出来ます。

(保証契約の変更)

第 3 8 条 受注者は、前条第 5 項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

請負代金額が増額され、追加して前払金・中間前払金を請求しようとする場合には、保証契約の金額に不足を生ずることとなりますので、追加の請求額に応じた保証契約の変更をしなければなりません。また、保証契約の変更は、請負代金額の減額された場合や工期の変更が行われた場合にも必要です。

次に、同じく 1 億円で契約し、4 千万円の前払金を支払っている工事で、3 千万円の減額の変更契約が締結され、請負代金額が 7 千万円となった場合はどうなるのでしょうか？第 6 項のただし書の前まで読んで下さい。

(前金払)

第 37 条 略

2 ～ 5 略

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 (第 3 項の規定により中間前払金の支払を受けているときは 10 分の 6。次項において同じ。) を超えるときは、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第 40 条又は第 41 条の規定による支払をしようとするときは、発注者は、この支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 受注者は、前項の期間内で前払金の超過額を返還する前に更に請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5 の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 略

請負代金額は 7 千万円となりますので、本来はその 10 分の 4 の 2 千 8 百万円が、前払金額なので、 $(40,000,000 - 28,000,000 = 12,000,000\text{円})$ 1 千 2 百万円を発注者に返還すべきなのですが、返還額は 10 分の 5 を超えた金額と定められておりますので、 $(70,000,000 \times 5/10 = 35,000,000\text{円})$ 3 千 5 百万円を超えた額を返還することとなります。よって、 $(40,000,000 - 35,000,000 = 5,000,000\text{円})$ 5 百万円が返還額となります。

請負代金額を減額した場合に、返還の基準額を 1 割高く (10 分の 4 → 10 分の 5) としている理由は、次のとおりです。前払金は、受注者の着工資金の円滑な供給を図り、工事の迅速な着手を図ろうとする性格のものですから、請負代金額の減額が契約締結後相当期間を経て行われる場合には、受注者が既にその前払金を相当程度使用しているのが通例と考えられ、単純に 10 分の 4 の割合で返還額を定めることは問題があるからです^{※1}。

第 6 項のただし書きは、第 40 条 (部分払) 又は第 41 条 (指定部分の完了に伴う支払) の規定による支払が返還期限の 30 日間に行われる場合には相殺するという主旨の定めです。

第 7 項は、請負代金額が一度減額されて、前払金の返還を要することとなっ

※ 1 「公共工事標準請負契約約款の解説 (改訂 5 版)」(大成出版社) 第 2 部第 3 5 条

8 請負代金額の減額時の取扱い

た後で、30日間の返還期限内に返還する前に、請負代金額を増額した場合の規定です。この場合には、増額後の請負代金額の10分の5の額が、返還を要するか否かを判断する金額となります。

(4) 返還を要する前払金を返還しない場合の措置

(前金払)

第37条 略

2～7 略

8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

受注者が、前払金の返還を期限内に行わない場合には、遅延利息が日割り計算で課せられます。年率は財務省の告示によって定められ、令和3年4月現在では、年率2.6%^{※1}となっています。

(5) 前払金の使途についての制限

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（中間）前払金は、受注者が工事着手に先立って、資材を購入したり、労働者を雇い入れたりすることが出来るよう考慮されたものですので、契約した工事に必要な支払以外に使うことは出来ません。（中間）前払金の使途については、公共工事の前払金保証事業に関する法律第27条に基づき、前払金の保証を行う保証事業会社が、厳正な監査を行うこととなっています。

※1 政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率

最終改正 令和2年3月10日財務省告示第53号（令和2年4月1日適用）

コラム vol. 1 4 暴力団排除条項

○ 暴力団排除条項

暴力団排除条項は、平成２３年２月の改正により追加されたもので、受注者が暴力団と密接な関係があると判明した場合には、発注者が契約解除権を行使できるものです。

改正前においても、現場説明書において暴力団排除については記されていましたが、内容が強化され契約書に盛り込まれました（第５０条）。

この規定の目的は、公共工事への暴力団の介入や、暴力団の資金源となることなどを防ぐため、受注者と暴力団との一定の関係が認められた場合には、契約を解除することを特別に定めたものです。一定の関係とは、受注者の経営に暴力団が実質的に関与している場合、暴力団を利用していたり、暴力団に資金を提供するなどの関係がある場合、または、下請負契約、資材等購入の相手方が暴力団との関係があることを知りながら契約などを行った場合などが規定されています。

2 部分払と既済部分検査

部分払の請求は、受注者の権利ですが、必ずしも請求があるわけではありません。一般に、比較的工期が短く、請負代金額が小さい工事においては、請求が無いことも多いのですが、それでも受注者から「資材費・従業員賞与の支払い等々で年末までに是非とも部分払が必要」といった申し出があるケースもあります。

また、契約時に中間前金払を選択した場合には、国債工事における例外を除き、部分払の請求は出来ません。（本章の 7 国庫債務負担行為に係る契約の特則を参照）

(1) 部分払の対象と支払額

（部分払）

第 40 条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分及び工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 13 条第 2 項の規定により監督官の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督官の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額（以下第 43 条及び第 44 条において単に「請負代金相当額」という。）の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は工期中 回を超えることができない。

2～5 略

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が第 3 項前段の通知をした日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 ≤ 第 1 項の請負代金相当額 × (9/10 - 前払金額/請負代金額)

7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合には、第 1 項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

部分払を請求するためには、相応の出来形部分が必要です。出来形部分とは、設計図書の定めに従った工事目的物の既施工部分のことです。例えば、建物工事の基礎杭の打ち込みが完了していれば、基礎杭の材料費・打ち込みの施工費と諸経費については出来形として部分払の請求が可能です。

また、第 40 条第 1 項に定められているように、材料検査の指定がされている材料のうち監督官の検査を了している材料・工場製品と、設計図書で部分払の対象とすることを指定した材料で現場に搬入されているものについては、部分払の請求が可能です。まだ出来形部分となっていない材料・工場製品に係る

部分払についての理解としては、①部分払の対象とするためには、基本的に、監督官による材料検査を指定し、検査を了したものに限られるが、②特に必要があって、材料検査を要しない性質の材料等を指定している場合に限って部分払の対象とするというものです。

発注者として②の必要性としては、例えば大型の機械類の設置工事で、関連する他工事との関係（搬入口・配管・配線等）で、○月末までの現場搬入を要するが、「指定部分」とはなり得ず、機械の搬入・仮据付けでは機械の運転も出来ず「出来形」とも言い難い。しかしながら、当該機械は高額であり、受注者の円滑な資金計画を勘案すれば、部分払について特段の配慮が必要として、特に部分払の対象として指定しておくといったケースが考えられます。

いずれにしても、本質的に、部分払の制度は受注者の円滑な資金計画のためにあるものですから、工事内容の特殊性や工期の長さを勘案して、受注者が安心して施工に取り組むことが出来るように、設計図書を整える必要があります。

第1項の部分払の請求可能回数については、工期と請負代金額を勘案して決められますが、2～3回程度が多いようです。

支払額について、請負代金相当額の10分の9と定められています。これは、部分払の段階では、出来形部分等に相応する請負代金額の算定が必ずしも確定的に行うことが出来ないこと、工事として完全に目的を達したわけではないことなどの理由により、過払を避ける意味も合わせ、安全を見込んでいるものです^{※1}。

また、前払金を支払っている場合には、部分払額はその分を差し引かなければなりません。第7項について具体的に計算してみましょう。

請負代金額 100,000,000円

前払金 40,000,000円

出来形部分の額 50,000,000円

$$\begin{aligned}\text{部分払金の額} &= 50,000,000 \times (9/10 - 40,000,000/100,000,000) \\ &= 45,000,000 - 20,000,000 \\ &= 25,000,000\text{円}\end{aligned}$$

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第38条

(2) 既済部分検査の請求

受注者は、部分払を請求しようとする場合には、請負工事既済部分検査請求書を監督官に提出してきます。監督官は工事監督の実施細目^{※1}に基づいて、審査・支担当への提出・既済部分を確認する内訳明細書等の検査官への提出などの事務を行わなければなりません。

(部分払)

第40条 略

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当額請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3～7 略

部分払の事務を行うにあたり、監督官が最も留意しておかなければならないことは、「いつ受注者の銀行口座にお金が振り込まれるのか」ということです。受注者にとって、既済検査の請求は必要な手段であって、本当に必要としているのは現金です。場合によっては、受注者（建設会社）の運転資金の都合上、どうしても、ある日までに部分払を受けなければ、約束手形の決算が出来ない等の切迫した状況があるのかもしれません。

ですから、受注者と締結している契約書に部分払を行う定めがなされている場合には、日常の監督業務として、現場代理人に対して、部分払の請求の意思（時期）について良く確認しておくことが肝心です。また、そのほかにも留意しておかなければならないことがあり、併せて以下に列举しておきます。

- ① 受注者が部分払を請求しようとしている時期（支払の希望時期）
- ② その時期における出来形部分の想定と対応する金額の概略算出
- ③ 想定出来形部分に係る設計図書の変更（設計変更）の必要性の有無
- ④ 変更事務処理期間を勘案した既済部分検査日の仮設定
- ⑤ 仮設定検査日と支払日の関係

これらは、いずれも現場代理人と良く打ち合わせをしておくことが必要ですし、⑤については、契約係を介して会計課との調整が必要となります。

※1 工事監督の実施細目について（通知） 防整技第7165号（28.3.31） 第38（既済部分検査）

※2 同上 第40（検査の立会い）

(3) 既済部分検査と支払

既済部分検査が行われるときは、監督官は工事監督の実施細目の定めに従って、下検査を行うとともに、本番の検査に立ち合わなければなりません。

第3項の破壊検査については、契約書第18条第3項（監督官による破壊検査）の考え方と同様ですので、第2章10改造請求（2）破壊検査を参照して下さい。

（部分払）

第40条 略

2 略

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6～7 略

支払日については、第5項の定めのとおりですが、受注者側が「いつでも良い」と云わない限り、前述のとおり良く調整をしておかなければなりません。

3 中間検査

（中間検査）

第36条 発注者は、必要があると認めるときは、工事施工の途中において、発注者の指定する出来形部分について検査を行うことができる。

この第36条の中間検査について、公共工事標準請負契約約款には規定がなく、防衛省のオリジナルの定めです。この検査は、お金の支払が伴わないもので、破壊検査などの定め也没有。

そもそも、中間検査は、完成時に不可視となる工事目的物の重要部分について、支担当が監督業務による確認では不十分と考え、検査すべき部分を指定し、検査官を発令して、完成検査等に準ずる水準での検査をする必要があると判断

する場合に行われるものです。

平成23年3月、防衛省において新たに中間技術検査が創設されました。この目的は、工事の主要構造物が埋め戻し等により不可視となる前などに、出来形や品質などの確認等のために行うものです。

この中間技術検査は、第36条の中間検査の規定に基づくものとして、原則として担当課長又は課長補佐が行います。

コラム vol. 1 5 検査に立ち合って監督官は何するの？

検査官は、出来上がった工事目的物（既済部分）が合格か否かを判断する責任の重い仕事を支担官から命じられている職員です。検査は、造るべき工事目的物を記した設計図書と共通仕様書の出来形・品質の合格判定値等を判断基準として、受注者が作成した出来形図、出来高数量、使用材料、品質管理、機器類の性能等々について、一つ一つ慎重に検査を行っていきます。また、現場においては、作成された出来形図と相違がないかなど実測を行ったりもします。また、検査官は監督官とともに施工成績を採点しますので、工事目的物そのものの検査のみならず、採点に必要な安全対策の実施状況等々の現場運営などについても確認します。

検査は、第一義的に受注者（現場代理人等）が受けるものですが、監督官は、ただその場に居れば良いというものではありません。検査官からは矢継ぎ早に質問がなされます。質問の内容によっては監督官が答えるべきものもあります。設計変更の経緯等についてはその代表でしょう。そのほかにも、支担官から監督業務として託されている材料検査等の状況、不可視部分の確認結果等々について、検査官は客観的な可否の判断をするに必要な情報を監督官から聴取します。監督官は的確に答えなければなりません。

監督官も「受検側」にいるという心構えで、各種検査に臨んで下さい。新人の皆さんはこれから修行が必要ですが、工事期間中に熱心に監督を行えば、自信を持って検査に立ち合えるはずです。

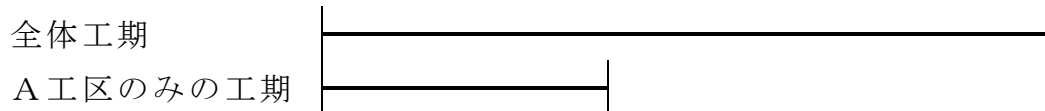
次に、下検査についてお話しします。ベテランの監督官の場合、下検査を行って現場書類の不備の是正等を終えていれば、現場の不具合等は監督業務の範疇で既に手直し等が行われているわけですから、検査官による検査においては、特段の指摘も無く円滑に検査が進行し、一発合格ということになります。

一方、経験値の乏しい監督官による下検査では、なかなか検査官レベルでの事前点検は難しいものです。新人の皆さんが、下検査で最低限行っておかなければならないことは、必要な現場書類（写真、供試体等含む）が全て整っていて、共通仕様書の品質等管理基準に定められた数のサンプリング、計測等が行われているのかを点検することです。要するに「最低限、検査対象物（書類等）が洩れなく全て整っているか点検すること」です。検査官から「これじゃあ検査にならん！」と云われたら監督官として恥じ入らねばなりません。

4 指定部分と部分引渡し

(1) 指定部分の意味

例えば、1件として契約する道路工事で、工事内容がA工区とB工区の2つに「完全に別れて」いて、A工区については早期に交通解放して使用したいという事情があるとしします。このような場合には、全体工期の途中でA工区のみを完成させる「内工期」を設定して契約します。工期の関係は次のようなイメージです。



(部分引渡し)

第41条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第33条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第34条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第34条第1項の規定により請求することのできる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用する第33条第2項の検査の結果を通知した日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額

＝指定部分に相応する請負代金の額×（1－前払金額／請負代金額）

第41条は、このような「内工期」の設定を行った部分における検査と支払について定めているものです。第1項で定義されている「指定部分」は前述の例ではA工区が該当します。従前は、「指定可分部分」という語句が使われていて、現在でもベテラン職員が時折発することがありますが同義です。ちなみに、可分の意味は、前述の例で言えば、A工区とB工区が相互に影響し合うことは無く、完全に独立性があるという意味です。

(2) 検査と支払額

指定部分の検査は、契約書第33条の完成検査と全く同様に行われます。また、支払に関しても部分払の場合のような「1割留保」を行わず、指定部分について全額が支払われます。

(3) 部分引渡しと管理権

部分払における既済部分検査の場合においては、検査を了しても、発注者に引き渡されることは無く、工事目的物（の一部）の管理権は受注者が有していますが、指定部分については、検査を了して合格すれば、直ちに発注者に工事目的物が引き渡され、管理権及び管理責任は発注者に移ります。

5 部分使用

部分使用は、設計図書に指定せず、検査をすることも無く、支払もせず、発注者への引き渡しもない状況下で、受注者が「完成」させた工事目的物の一部又は全部を、受注者の了解を得て、発注者が使用するというものです。

（部分使用）

第 3 5 条 発注者は、第 3 3 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、受注者の承諾を得て工事目的物の全部又は一部を使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

部分使用は、発注者からの「お願いベース」のもので、受注者には拒否権があるとともに、使用方法や時期等について条件をつけることも可能です。このように受注者に裁量権がある理由は、発注者に引き渡していない以上、当該工事目的物の管理権は受注者にあるということに尽きるわけです。使用すれば汚損等の完成検査時に問題となりかねないことも想定されるため、第 2 項、第 3 項においては使用する際の善良なる注意義務と、損害を及ぼした場合における発注者の費用負担について定めています。

6 完成検査と請負代金の支払

(1) 完成検査

完成検査は、発注者と受注者双方にとって重要な意味をもつものです。発注者にとっては、工事目的物が期待どおりに完成しているかどうかを的確に検査して、所要の出来形・品質・性能等に不足があるときには早急に補修等を求める必要があります。一方、受注者にとっては、検査に合格しなければ請負代金を受領することは出来ず、求められた補修等を終えて引き渡すまでは、工事目的物の管理を継続しなければなりません。

(検査及び引渡し)

第33条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査官」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認をするための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者又は検査官は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を必要最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

4～5 略

6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

完成検査は、受注者からの完成通知があつてから14日以内と定められています。仮に9月30日が工期末の工事において9月30日に完成通知書が提出された場合には、完成検査は10月14日までに行えば良いのですが、年度末の3月に工期末が設定されている工事については注意が必要です。ポイントは、支出負担行為（請負契約）は年度内に決算（契約完了）しなければならないということです。このためには、年度内に完成検査を了して引渡しを受けなければならないと思います。さすがに3月31日を工期末に設定している工事は無いと思いますが、例えば3月20日が工期末の工事で、3月20日に完成通知がなされた場合には、「実質10日以内の検査」となります。

(2) 引渡し

完成検査に合格したときには、第33条第4項の規定に基づいて、受注者から発注者に対して工事目的物が引き渡されます。第5項は、受注者が引渡しを行おうとしない場合の定めですが、一般には考え難い状況です。この規定は、工事目的物の引渡しと、請負代金の支払が同時履行の関係であることを確認的に規定しているものです^{※1}。

引渡しを受けると、契約上、工事目的物は発注者である支出負担行為担当官の所有物となりますが、契約担当官である支担当官が工事目的物を持ち続けるわけにはいきません。支担当官は、国有財産となった工事目的物を管理する部局長

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）第2部第32条

5 引渡し

(検査及び引渡し)

第 3 3 条 略

2 ～ 3 略

4 発注者は、第 2 項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 略

に速やかに引き渡さなければなりません^{※1}。

ちなみに部局長は、地方防衛局の局長がその任にあたっていて、その事務は管理（企画）部の施設管理課が所掌しています。ですから、支担当から部局長への引渡しの事務は、調達部担当課と施設管理課との間で行われます。

また、工事において既設の建物や構造物を撤去した場合、建物等の国有財産が消滅したわけですから、撤去を行った支担当と部局長との間で事務手続きが必要です^{※1}。

これらの部局長（施設管理課）との事務手続きに必要な書類としては、国有財産目録と国有財産図が挙げられます。目録には建設（撤去）した建物等構造物の材質や数量などを記し、図面にはその建設（撤去）した場所を明示します。

※1 工事の実施細目について（通知） 防整技第 7 1 6 7 号（2 8 . 3 . 3 1）（整備計画局長通知）

（工事の監督、検査及び完成物件の引渡し）

第 5 条 直轄工事等の監督及び検査については、別に定めるところによるものとする。

2 地方防衛局長等は、前項の完成検査に合格した物件を工事の受注者から受領したときは、国有財産登録資料を添え、部局長（防衛省所管国有財産取扱規則第 2 条に規定する部局長をいう。次項において同じ。）に引き渡すための手続きを行うものとする。

3 地方防衛局長等は、直轄工事等において国有財産の取壊しの完了を確認したときは、国有財産登録資料を部局長に送付するものとする。

(3) 請負代金の支払

(請負代金の支払)

第34条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

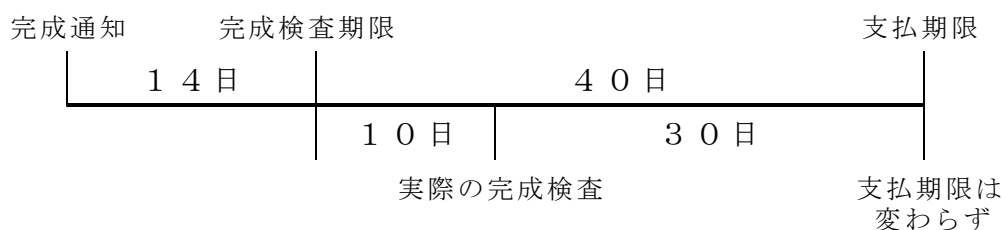
2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査した日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

請負代金の支払は、受注者からの請求を受けた日から40日以内に行わなければならない定めです。これは政府契約の支払遅延防止等に関する法律において、工事代金の支払が40日以内と規定されていることによるものです。

第3項の規定を図示すればつぎのようなイメージとなります。

(発注者の都合により完成検査が10日間遅延した場合の例示)



発注者の都合で完成検査が10日間遅延した場合であっても、検査に合格すれば、受注者は30日以内に支払を受けることができます。また、検査が支払期限の日を超えて行われた場合には、発注者は超えた日数に応じた遅延利息を受注者に支払わなければなりません。※ 契約書第58条第2項→第5章参照

コラム vol. 1 6 地方防衛局と現地部隊との関係

今回は、自衛隊の施設整備工事を取りまくプレーヤーとその役割などについてお話しします。まず、プレーヤーと所属チームを列挙します。

【工事契約】 支担当（局長）、調達部各課・契約課、工事受注者

【国有財産管理】 部局長（局長）、管理課、供用事務担当官※、駐屯地等の施設課（班）等

【ユーザー】 施設の実際の使用部隊等（窓口は管理科・施設班等）

施設整備工事のニーズ元はユーザーです。ユーザーからの要望は駐屯地等として取りまとめられて、方面総監部等・幕僚監部へと上申されていき、予算要求され、認められれば予算化されて調達部の仕事（工事発注）となります。そして、工事目的物は、本文で述べたとおり国有財産として登録されます。

工事の実施事務については、地方防衛局内で完結していますが、財産管理事務については、部隊等と連携して行っています。駐屯地等においては、管理科等の部署が、ユーザーの要望取りまとめ・調達部との工事内容等の調整・日常の施設管理・小規模な修繕（外注もあり）など施設に関することを一元的に担っています。

駐屯地等における施設の管理者と工事の受注者の関係は、「大家と店子」の関係です。工事現場は一義的には工事の受注者が管理しますが、駐屯地等の入出門・作業時間帯・通行ルート等々の管理者が定めている「駐屯地ルール」は遵守することが大前提です。その意味で、（早朝・夜間の作業が必要である等々）必要に応じて施設の管理者（部隊管理科等）との調整が必要です。

一方、工事の内容そのものについての調整については、施設の管理者には一切の権限はありません。それは監督官の専権事項です。もし、仮にユーザーからの設計に関する変更要望などを部隊管理科等が、直接受注者に伝えて調整を図ることはルール違反です。しかしながら、受注者からみれば同じ防衛省ですから、前述のような部隊からの要望に対して耳を傾けてしまうことも否定できませんので、監督業務として受注者の現場代理人等には、序盤でしっかりと伝えておくことが肝心です。

※ 防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令（平成28年3月31日省訓第36号）第4条で指定される者で、施設を部隊等の使用に供する事務（管理等）を担当し、部局長の指揮監督を受ける。陸自で言えば駐屯地業務隊長が一般的である。

7 国庫債務負担行為に係る契約の特則

(1) 各年度の支払限度額

いわゆる国債工事は、2ヵ年度以上にまたがって工期が設定されるものですが、予算の単年度主義により、各年度に支出すべき金額は、各事案毎の予算で決められています。契約書第42条第1項の支払限度額は、各工事の特性に応じた各年度の出来高予定額に応じて設定されることが理想的ですが、現実的には予算セットの都合により割合が決定されています。また、第2項の出来高予定額についても、「支払限度額に対応する」ものですので、必ずしも実際の出来高と対応しているものではありません。

(国庫債務負担行為に係る契約の特則)

第42条 国庫債務負担行為（以下「国債」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

最近の自衛隊施設整備費の予算上の年割り額は各事案ごとに決められるものですが、概ね次のとおりとなっています。

2年国債 10：90

3年国債 5：22.5：72.5

受注者（入札参加者）にとって、各年度の支払限度額の情報は重要です。いくら原則論で「前金4割、中間前金2割」といっても、国債工事では過半以上の金額は最終年度にしか支払って貰えません。このことは契約後の資金計画に大きな影響を及ぼすわけですから、運用基準^{*1}において入札に際して交付される現場説明書等により入札参加者に了知させることを義務づけています。

※1 建設工事請負契約書の運用基準について（通知） 防整施第6916号（28.3.31）
（整備計画局長通知）27 第42条関係（1）

ところで、先ほど「最終年度」という表現をしましたが、3国債の場合、各年度について、「初年度、中間年度、最終年度」と呼称することがあります。

(2) 前金払の特則

(国債に係る契約の前金払の特則)

第43条 国債に係る契約の前金払については、第37条第1項及び第3項中「この契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「この契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第38条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

2～5 略

第1項の読替規定によって関係条文を書き換えてみましょう。

(前金払) ※国債の特則による読替（下線部）

第37条 受注者は、保証事業会社と、この契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

2 略

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、この契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4～8 略

（中間）前払金の保証契約について、単歳工事では工期末までを期限とする 1 契約ですが、国債工事の場合では、各年度での保証契約を必要とします。請求出来る前払金は、各年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内です。また、中間前払金については、各年度の出来高予定額の 10 分の 2 以内となります。

「前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額」については、(3)部分払の特則において説明します。

契約書第 43 条第 1 項ただし書に、「契約を締結した年度以外の年度においては、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない」という主旨の規定があります。初年度については既に予算が成立した後に契約を行いますので、受注者の任意の時期に請求・支払が可能です。一方、中間年度・最終年度については、国会での予算成立と地方防衛局への予算示達が無ければ支払うことは出来ないことから、請求時期に制限を設けざるを得ず「予算の執行が可能となる時期以前」の請求を禁止しています。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第 43 条 略

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項において読み替えて準用する第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項において読み替えて準用する第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（ 円以内）を含めて前払金の支払を請求することができる。

4～5 略

第 2 項と第 3 項は、前払金の支払い条件についての既定です。ここでの設計図書とは、現場説明書を指します。標準現場説明書^{※1}には、前払金の支払い条件として「①各会計年度毎前金払を行う、②初年度は前金払を行わない、③初年度に第 2 年度分を含めて前金払を行う」の 3 つ選択肢があり、契約書の規定と連動したものとなっています。

※ 1 建設工事における標準現場説明書について（通知） 防整施第 6037 号（31. 3. 28）（整備計画局施設計画課長通知） 別紙第 1

5 (15) 第 43 条関係（国債に係る契約の前金払の特則）

(国債に係る契約の前金払の特則)

第43条 略

2～3 略

- 4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項において読み替えて準用する第37条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第38条第3項の規定を準用する。

第4項と第5項は、契約書第42条第2項で定められた各年度毎の出来高予定額に対して、実際の出来高が達しなかった場合の規定です。以下に例示します。

出来高予定額 x年度 11,000,000円

x+1年度 89,000,000円

- ・ 実際の出来高が、1千万円を超えた日は、x+1年度の7月末日であったとすると、7月末日まではx+1年度分の前払金を請求することは出来ない。
- ・ また、x年度の前払金の保証契約期限は、x年度の3月末日からx+1年度の7月末日まで延長しなくてはならない。

(3) 部分払の特則

国債工事においては、各年度毎に出来高予定額を定めていますが、実際の施工による出来高が出来高予定額を上回ることも考えられます。このような場合には、受注者は出来高超過額（＝前年度の出来高総額－前年度の出来高予定額）について、部分払いを請求することができます。(2)前金払の特則のところで、

(国債に係る契約の部分払の特則)

第44条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

後で説明するとしていた「前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたとき」というものは、この条項に基づくものです。それでは、このような場合について例示をします。

出来高予定額	x 年度	11,000,000円
	x + 1 年度	89,000,000円
実際の出来高	x 年度	13,000,000円

→ x + 1 年度当初（予算示達後）に部分払請求

$$= (13,000,000 - 11,000,000) \times 9 / 10$$

$$= 1,800,000円$$

→ 部分払後に x + 1 年度の前払金請求

$$= (89,000,000 - (13,000,000 - 11,000,000)) \times 4 / 10$$

$$= 34,800,000円$$

次の第2項では、国債工事における部分払金の額の計算方法について定めています。第4章1(2)中間前払金で、「受注者が中間前払金を選択した場合には部分払は行わない」と説明しましたが、第2項第2号には中間前金払を選択した場合の部分払の計算式が規定されていて、矛盾していると見えます。国債工事では中間前払金を選択した場合、前払金（40％）と中間前払金（20％）の支払額だけでは、各年度の出来高予定額60％に留まり、各年度の支払限度額との差額（40％）を繰り越しせざるを得なくなるため、運用基準^{*1}において、国債工事の特則として、（最終年度を除いて）前述の差額（40％）部分に限り部分払を行うことが出来ることとしています。

（国債に係る契約の部分払の特則）

第44条 略

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第40条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(1) 中間前金払を選択しない場合

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times 9 / 10 - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) - \{ \text{請負代金相当額} - (\text{前会計年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額}$$

(2) 中間前金払を選択した場合

部分払金の額 $\leq$ 請負代金相当額 $\times 9 / 10$ - 前会計年度までの支払金額 - (請負代金相当額 - 前会計年度までの出来高予定額) $\times$ (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金額) $\div$ 当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

※1 建設工事請負契約書の運用基準について(通知) 防整施第6916号(28.3.31)
(整備計画局長通知) 29 第44条関係(2)

中間前金払制度に関する質疑応答(23.6.20事務連絡添付書類) 2 中間前払金の支払いQ7

コラム vol. 17 工期が長い工事において留意すべきこと

国債工事の場合、工期は数ヶ年に渡ります。工期の長短に関わらず、監督業務は変わりません。しかしながら、工期が長いが故に、特に留意しておかなければならないことについて述べます。

○ 安全対策、施工計画、施工体制

工期が長い工事は、一般に大規模な工事ですので、着工の頃・工期半ば・完成間際には現場状況が全く異なることが多いものです。標記に掲げたものに関する書類は、当初に監督官が確認等を行っているものですが、実際には1年以上も先の現場での作業を見据えて、状況に応じた安全対策や施工手順、下請業者の選定等が当初の書類に記されているとは限りません。監督官は、作業工程の節目を迎えるタイミングで、これらの書類の再確認等を行い、一般論にすぎない安全対策や、記入未了の施工計画等があれば現場代理人にその旨を伝え、必要な再検討や加筆等を行って貰わなければなりません。

○ 受注者の資金計画と設計変更

受注者は、工事の進捗に応じて、所要の資材を購入していかなければなりませんし、重機・工事事務所等のリース料や労務費・現場代理人等の給与を支払わなければなりません。資材購入は出来高と連動していく性質と言えますが、リース料や給与等は出来高の如何に関わらず、「工期の進捗」に比例して必要となるものです。

受注者が諸費用を支払うためには現金が必要ですので、受注者は契約書に定められている受注者の権利としての（中間）前払金と部分払いを必要な時期に請求してきます。部分払いをするための既済部分検査を行おうとすれば、設計変更を要するケースが多いものです。よく現場代理人と打ち合わせを行って、受注者側の考えを聴取し、自分の業務スケジュールを立てて下さい。

○ 人事異動

一般に、人事異動は2～3年で行われ、継続中の工事の監督官が交替となることもしばしばあります。その際には、自分の後任者が円滑に仕事出来るように、工事の進捗状況や設計変更の経緯など、十分に引き継ぐ必要があります。

第5章 特別な事象への対応

第5章で説明する契約書の条文は、いずれも「発生して欲しくない」状況进行处理するための契約事項です。順次説明していきます。

1 現場代理人等に対する措置請求

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者等又は専門技術者を兼任する現場代理人にあってはこれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督官は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督官がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を採るべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

第12条は、①現場代理人等の工事に従事している者又は下請負者等が、著しく不相当と認められる場合には、発注者が必要な措置を採るべきことを受注者に請求することができることと、②監督官が、その職務の執行において著しく不相当と認められる場合には、受注者が必要な措置を採るべきことを発注者に請求することができることが定められています。

いずれの場合も、10日以内に書面で必要な措置について通知（回答）しなければなりません。

「著しく不相当と認められる」ためには、（誰が聞いてもその通りだと考える）客観性がなければならず、単に発注者（受注者）が主観的に著しく不相当と認めても、本条の対象とはなりません。例えば、単に品行が悪いというよう

なことのみでは対象とはなりません、工事を実施する上で有形無形の悪影響を及ぼしているような場合には、本条の対象となり得ると考えられます。また、行うべき職務を行わない場合も本条の適用に含まれます^{※1}。

必要な措置の内容については、不相当と認められるものの実態に応じて判断することとなりますが、不相当な行為等を繰り返さないための是正措置、現場代理人等や監督官の交替といったことが考えられます^{※1}。

しかしながら、本条の目的は、あくまでも工事の円滑、適正な施工の確保であって、措置請求がみだりに行われるべきではありません^{※1}。

2 工事の一時中止

(工事の中止)

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条では、①受注者の責任ではない事由により工事を施工できないときには発注者が工事の全部又は一部を一時中止させなければならないこと（第1項）、②発注者の自由意思により任意に工事の全部又は一部を一時中止させることが出来ること（第2項）が定められています。また、いずれの場合でも一時中止に伴う増加費用等については、発注者が負担しなければならないこととなっています。

第1項では、例示として「工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、

※1 公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第2部第12条 2～5

豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象」を掲げておりますが、その他に埋蔵文化財の発見や工事反対運動による妨害行為等も含まれます。本条適用を判断する際の考え方としては、受注者が施工する意思を持っていても施工することが出来なく、かつ、その事由は受注者の責任ではないということがポイントです。ですから、万が一、受注者が何らかの事故を起こしてしまったことにより、施工を中断せざるを得ないといったケースでは本条の対象とはなりません。

第2項をあえて発動する場合には、どのようなケースが考えられるのでしょうか？解説書によりますと次のようなケースを想定しています^{※1}。例えば、発注者が自己の都合により設計図書を変更しようとしている場合において、工事を続行させていると設計図書変更時の手戻りが大きくなると発注者が判断して、工事を中止させるような場合です。

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、工事現場を維持し、又は工事の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するため必要とされる費用、中止に伴い不用となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、工事を再開するために労働者、機械器具等を工事現場に搬入する費用等をいいます^{※2}。

発注者として第1項又は第2項を発動した以上は、増加費用について適切な額を負担しなければなりません。また、逆に言えば、発動しない限りは増加費用を負担する契約上の根拠が無く、後日トラブルにもなりかねませんので、特に第1項に掲げるような事象が発生した場合には、皆さんは直ちに上司に報告して、その指示を仰ぎましょう。

また、この費用負担にあたり、議論となることが「会計検査上の問題」です。一般には、計画・調査・設計・発注準備・施工中のいずれの段階についても、発注者として「やるべきこと」を遺漏なく実施し、発生した事由について、全くの予見が不可能であったと整齐と説明し得るものについては、何らの心配も無いでしょうが、調査が不十分である疑義や予見の甘さ等々について議論が生起するような事由については、「グレーゾーン」にあると言えます。

なお、工事一時中止については、「建設工事の一時中止に係る事務処理要領について(通知) 防整技第5299号(30.3.30)」に詳しく解説されていますので、よく読んでおきましょう。また、費用負担の取扱い等については、「建設工事の一時中止に係る増加費用について(通知) 防整技第5298号(30.3.30)」に詳しく定められていますので、併せて一読して下さい。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説(改訂5版)」(大成出版社)

第2部第20条 3 発注者の中止権

※2 建設工事請負契約書運用基準 17 第21条関係(工事の中止)

3 著しく短い工期の禁止

第22条は、建設業法の改正に伴い、令和2年3月に新たに規定が追加されました。建設業は他産業に比べ労働時間が長く、週休二日となっていない状況があることから、建設業を魅力的な産業とし、将来の担い手を確保する観点から、働き方改正を早急に進めることが求められていますので、そうした背景から規定されたことを念頭において監督業務を実施してください。

（著しく短い工期の禁止）

第22条 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

工期の変更を行う場合に、工事従事者の労働条件が適正に確保されるよう監督官が考慮する義務規定として明文化されました。

4 発注者の請求による工期短縮

第24条は、①発注者に何か特別の理由がある場合に、受注者に対して工期の短縮請求を行う場合の規定です。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第24条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第1項は、工事そのものの理由というよりも、工事目的物を早期に完成させなくてはならない何らかの理由が工事契約後に発生した場合が想定されます。

このような場合、受注者は経済的なペースでの施工が出来ないわけですから、諸々の費用が生ずることとなります。典型的な増額要素としては、夜間作業における割り増し労務費や照明にかかる費用、重機等の増加に伴う費用等が挙げられます。

コラム vol. 18 埋蔵文化財について

文化財とは、文化財保護法で定義されていて、我が国にとって、歴史上、芸術上、学術上等々で価値が高い有形・無形のものでされています。埋蔵文化財として発見されるものとしては、貝づか、古墳、都城跡、城跡、遺跡、建造物、工芸品、器具等々が挙げられます。

これらの埋蔵文化財は、同法によって守られていて、発見されたからには、契約中の工事契約や工事予算の執行などということは、簡単に吹き飛び、学術的な発掘が完了するまでは一切の施工は出来ません。工事中に発見された場合には、その内容や規模にもよりますが、教育委員会の学芸員による確認作業（と諸調整）に1～数ヶ月は最低限要しますし、「大規模な発掘調査が必要」と判断された場合には、1年単位で工事が遅延していきます。

埋蔵文化財は、そもそも埋蔵物なのですから、事前に現場予定地を何回見たところで「埋まっているかどうか」がわかるはずはありませんが、当該地を管轄する自治体の教育委員会では、「文化財の包蔵地」又は「その可能性のある地域」を示す図面をもっています。従って、皆さんは自分の担当する駐屯地等の施設毎に「包蔵地」の把握に努めておくことや、現地部隊による施設整備の事業計画（予算要求）が持ち上がったときには、建設工事を円滑に進めていくことが出来るように、現地部隊と良く連携して、教育委員会に対して事前に相談するなどを行っておくことが必要です。面倒と云わずに「転ばぬ先の杖」の精神で事に臨みましょう。

ここで、ちょっと余談ですが、文化財保護法のほかにも、防衛施設の建設を「縛る」ものとして、都市計画法や自然公園法等があり、市街地に所在する駐屯地等では用途地域の指定の範囲内にあったり、演習場では開発行為の制限がかかっているエリアがあったりしますので、注意が必要です。

また、これら以外にも条例等で、雨水排水規制や開発行為に伴う条件等々の「建設する側にとっては制限等となる」事項がローカルルールとして存在しますので、計画段階で自治体に良く足を運び、完全に掌握しておくことが、円滑なる建設工事の実施に繋がります。

5 物価等水準の変動

「工事内容に全く変更が無い場合には、請負代金額の変更は無い」ということは、建設工事請負契約書の理解として基本的なことです。しかしながら、この基本は、契約後における建設資材価格や労務単価等に大きな変動が無いことを大前提として成り立っているものです。

ところが、例えば物価高の経済情勢の下で、鉄材やコンクリートといった主要な資材の価格が、契約時点に比べて1年後には数割増しの価格に高騰したとすると、受注者は「赤字」を余儀なくされてしまう可能性が出てきます。受注者に責任の無い経済情勢による負担増を受注者にのみ負わせることは適切ではありませんので、このような物価や賃金水準の変動によって、当初の請負代金額が不適當になった場合には、請負代金額を変更する規定を、契約書に設けています。

一口に物価・賃金水準の変動といっても、様々な態様があり、契約書第27条では、3つの状況を想定し、それぞれの場合における請負代金額の変更方法を定めています。以下に各項を分類します。

- ・スライド条項（第1項～第4項、第8項）

長期工事を前提とした比較的緩やかな価格水準一般の変動を対象

- ・単品スライド条項（第5項、第7項、第8項）

短期・長期を問わず、価格水準一般ではなく、特定の資材価格の急激な変動を対象

- ・インフレ条項（第6項、第7項、第8項）

短期的で急激な価格水準一般の変動を対象

(1) スライド条項

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第27条 発注者又は受注者は、工期内でこの契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相应する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相应する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「この契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5～7 略

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

まずは「スライド条項」について、契約書と運用基準^{※1}で基礎を理解しましょう。

① 契約をしてから12ヶ月経過した後に、賃金水準・物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認められるときは、請負代金額の変更を請求することができること。ただし、請求は残工事の工期が2ヶ月以上ある場合（運用基準）に限ること。

② 変更できる部分は、請求時点で出来形とはなっていない未施工部分に限定されること。

③ 請求できる金額は、物価等変動を踏まえて積算し直して算出された差額のうち、変動前残工事代金額の1,000分の15を超える額とすること。

以上が、基本的なルールです。皆さんが実際にスライド条項を適用する実務を行うときには、以下の文書を読んで下さい。

建設工事請負契約書第27条の減額となる場合の運用について

（整備計画局長通知）

上記①～③について、若干解説します。①の12ヶ月については、一般に労務単価の改定は1年毎であることや、前払金によりある程度の資材は当初に購入し得ることなどの理由によるものです。

③の「1,000分の15」以下の金額については、相手に請求することが出来ず、自らの負担となります。

例えば、「1,000分の15」相当額が150万円の工事で、資材価格の上昇により、契約から12ヶ月後に400万円の差額が生じている場合には、150万円は受注者負担となり、残りの250万円が発注者負担（発注者に対

※1 建設工事請負契約書運用基準

20 第27条関係（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

する請求額)となります。逆に、「1, 000分の15」相当額が150万円の工事で、労務単価の下落により、契約から12ヶ月後に残工事分について積算してみたところ、200万円安くなっていた場合には、 $(200 - 150 =)$ 50万円について、減額変更の請求を受注者に対して行うこととなります。

この「1, 000分の15」については、解説書^{※1}によると「12月を超えるいわゆる長期工事を施工するのはほとんどが資本金1億円以上の建設業者、なかでも資本金10億円以上の建設業者が大半を占めていることによって、これらの建設業者の経営の実態からみて最低限度の利益の確保とこの数値が大多数の発注者及び受注者に受け入れられるものでなければならないこと等を考慮して、中央建設業審議会において定められたものである」とされています。

(2) 単品スライド条項

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 略

2～4 略

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 略

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

単品スライド条項の適用には、価格水準一般ではなく、特別な要因による特定の資材価格の急激な変動が前提となります。代表的なものとしては原油価格の引き上げによる建設機械の燃料やアスファルト等の高騰や、建設ラッシュ等によって鉄筋などの鋼材需要が急増している状況下における価格高騰などが挙げられます。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第2部第26条 3スライド条項(3)請負代金額の変更の制限

スライド条項の場合では「請負代金額が不適當」の判断基準として「1, 000分の15」というものが示されていますが、単品スライド条項の場合には、公共工事標準請負約款にもその定めはありません。地方防衛局発注工事については、建設工事請負契約書第27条第5項の運用の拡充について（整備計画局施設技術管理官通知）に考え方が示されています。以下に引用します。

「（前略）当該工事材料の価格上昇の要因について十分に把握するものとし、その要因が明らかなものについて、各品目ごとに算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えることを確認するものとする。」

また、具体的な計算方法については、建設工事請負契約書第27条第5項の適用に係る細部事項について（整備計画局施設技術管理官通知）に定められています。

(3) インフレ条項

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第27条 略

2～5 略

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

予測不可能な特別事情による急激なインフレーション又はデフレーションによる請負代金額の変更については、特段の判断基準等の定めは無く、その都度、発注者と受注者が協議するということが定めですが、スライド条項の場合の①契約締結から12ヶ月経過、②1, 000分の15という条件を排除しているということが、インフレ条項を置いている意義であると言えるでしょう。

コラム vol. 19 指名停止って何？

指名停止とは、防衛省が発注する建設工事又は建設コンサルタント業務の入札に参加出来るように防衛省に登録している業者が、法令違反を犯したり、事故を引き起こしたりした場合に、その内容に応じた期間、入札に参加することを認めないとする事です。指名停止措置を行う要件として代表的なものは、次のようなものです。

法令違反（贈賄、談合、建設業法違反等）、事故、契約違反、登録申請書類への虚偽記載等

また、このほかにも、落札者として決定しているにも関わらず、契約締結を行わなかった場合など発注者に対して不誠実な行為を行った場合も、指名停止の要件となります。

指名停止期間は、一概には言えませんが、2週間から最大で36ヶ月の範囲のなかで、悪質性の強い等の理由が顕著な場合ほど長くなります。

指名停止措置は、一定期間業者を競争に参加させないことですが、指名停止措置によって施工成績が減点されたり、指名停止措置満了後に参加する総合評価落札方式の入札において6ヶ月もの間、減点の対象となる等業者にとっては重いペナルティーとなりますので、その措置の適用には、慎重にならなければなりません。「企業体力」の小さい業者では倒産する可能性すらあるものです。

指名停止措置に係る事務は契約課で行っているもので、少なくとも監督官が口を出す領域のものではありませんが、該当するかもしれないと思ったら調達部内だけではなく契約課にも情報を共有しましょう。また、どのような場合であっても、現場代理人等に「そんなことをしたら指名停止にするぞ！」などと発言することは厳に慎まなければなりません。不穏当な発言は巡り巡って自らの墓穴を掘る結果となりますので、肝に銘じておいて下さい。

【関係規則類】

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（次官通達）

工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領の運用基準について（整備計画局長通知）

建設工事等における改善措置等について（施設計画課長及び提供施設計画官通知）

6 災害防止措置

（臨機の措置）

第28条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を採らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督官の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、その採った措置の内容を監督官に直ちに通知しなければならない。

3 監督官は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

建設工事の施工期間中において、受注者は、施工中の工事目的物や資機材、仮設物等を含めた工事現場全体を管理運営する責務があります。ですから、天災等の不可抗力等による損害の防止等についても、常に最善の努力が求められています。しかしながら、この趣旨で行う災害防止等のための必要な措置を講ずることによって、工程に著しい影響を及ぼすことや、施工済み部分への損害を与えてしまう場合も考えられます。よって、このような場合であっても適切な対応を採ることが出来るよう、監督官の意見を聴取したり、発注者による費用負担についての規定が置かれています^{※1}。

第4項の費用負担の考え方についてですが、解説書^{※2}によると「その措置が一般的な管理行為に属するものとして当然に受注者が負担しなければならないものなど請負代金の範囲内において受注者が負担することが適当と認められるものは受注者負担」とされています。実際には、個別具体的なケース毎に判断しなければなりません。例えば大型台風接近の天気予報があった場合に、強風対策として例えば足場のネットを全て巻き上げる措置や、豪雨対策として雨水の流入防止のために土嚢を積み上げるといった措置は、台風シーズンが工期内にあれば、受注者として当然「織り込んで」おかななければならないことから、特別な事情が無い限り受注者の負担と考えられます。ただし、これらの

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第2部第27条 2 趣旨

※2 同上 5 費用負担

措置について、受注者が必要ないとしているのに、監督官が第3項に基づいて請求しようとする場合には、発注者による費用負担のことを念頭においておかなければなりません。監督官にとって最悪のシナリオは、工期末となって工事全体の精算変更を行う際、次のようなケースとなって勃発します。

現場代理人「監督官指示で措置したので、所要の金額を増額して貰わなければ困る！」

監督官の上司「そんな措置が設計変更となるわけないだろ！増額は認められない！」
このようなことに陥らないように、事前に上司に相談した上で、工事打ち合わせ簿に「後日精算」の取扱いを明記して、措置について共通認識をもっておかなければなりません。

7 損害の負担（一般、第三者、天災）

(1) 一般的損害

（一般的損害）

第29条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第31条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第60条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第29条は、工事目的物又は工事材料について生じた損害等は、引渡し前においては原則的に受注者の負担であると定めています。しかしながら、全体の工事が完了していなくても、指定部分について引渡しが終わっていれば、受注者に負担を求めることは出来ません。

発注者の責めに帰すべき事由としては、監督官の指示に基づく施工のために発生した作業員の被害・工事目的物等の損壊、支給材料や貸与品によって生じた工事目的物等の損壊、あるいは設計図書に誤りがあったために生じた作業員の被害・工事目的物等の損壊などが挙げられます^{※1}。

「第60条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く」とありますが、これは建設工事保険等の保険金で損害の填補がなされれば、受注者負担部分が無くなるので、発注者に請求することは出来なくなります。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

(2) 第三者に及ぼした損害

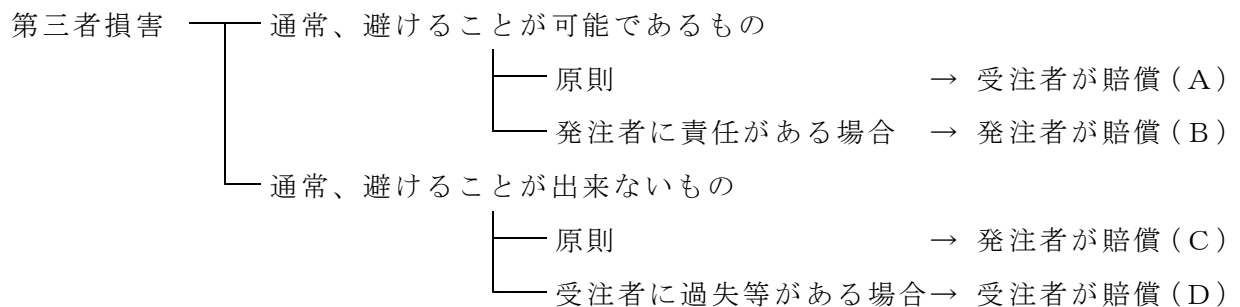
(第三者に及ぼした損害)

第30条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第60条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

建設工事に関連する第三者損害としては、工事目的物の存在そのものが近隣住民等に損害を及ぼす「施設公害」と呼ばれるものと、施工中に発生する騒音等の「工事公害」と呼ばれるものがありますが、本条が対象としているものは後者です^{※1}。各項の規定を整理してみましょう。



共通事項：発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たる

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

○発注者責任について※¹(注)以下文中の(A)～(D)は前頁の整理図で該当するものを示す。

発注者は、自己の注文や指図に過失があり、それによって第三者に損害を与えた場合には損害賠償責任を負います。具体的には、著しく短い工期設定による夜間工事による夜間騒音など、契約内容そのものに無理があることによる損害(B)や、技術上避けることが出来ない騒音・振動(C)などが挙げられます。また、監督官が誤った指示を行ったことによる損害(B)も、発注者責任となります。

○「通常、避けることが出来ない」について※²

「通常、避けることが出来ない」というのは①発注者の設計する工事目的物が当然に損害の原因となるもの、②工事の施工が通常の技術的・経済的尺度で判断して妥当な場合において避け得ないもの、③特殊な施工方法をとれば避けることが出来る場合であっても設計図書に指定がないものは該当します。

ですから、発注者としては、施工地域の特性（住宅地に隣接等）に応じて、第三者への損害防止のための施工方法を十分に検討し、設計図書に明示して（当然積算上も見込んで）契約すべきということになります。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第2部第29条 3 民法上の発注者又は受注者の責任

※2 同上 第2部第29条 5 通常不可避に第三者損害の負担

（参考）損害賠償に関連する法律 民法第709条・第715条～第717条

国家賠償法第1条～第3条

(3) 不可抗力による損害

契約書第31条は、天災等で工事目的物等に損害が生じたときの対処方法についての定めです。

(不可抗力による損害)

第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第60条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3～6 略

「天災等」は、契約書第21条に定義されていて、「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象」となっています。また、これらの例示のほかにも異常な豪雪、雪崩なども含まれます。「設計図書で基準を定めたもの」については、例えば、風速〇〇m以上の台風であるとか、水位〇m以上の洪水などと記載しておくことです。

受注者からの損害状況の報告がなされた場合には、発注者は直ちに調査を行い、その結果を受注者に通知しなければなりません。調査で得られた客観的情報（特に写真と被害等を記した図面）は、発注者による費用負担とその金額算出の根拠となるものですから、調査に当たっては、積算上の細部項目までを念頭において作業を行わなければなりません。

第2項の括弧書きは、受注者が善良な注意義務を怠ったものと、保険によって損害を填補されたものを発注者の費用負担から除外する意の規定です。受注者が善良な注意義務を行っていたか否かの判断については、実際のところ難しいものです。例えば、台風の直撃を受けて、仮設の枠足場が強風により倒壊したとします。この際、足場全面に設置されている防音用のシートを巻き上げておく措置を行っていた場合と、行っていなかった場合とでは、本条適用の可否について議論があるはずですが、沖縄ではシートを巻き上げていても倒壊した事例もあり、一口に判断基準を示すことは出来ません。本条の適用を行うにあたっては、天災等の態様に応じた被害予測の可否、現場管理の状況、近隣等における類例の把握などを総合的に勘案しての判断となります。

(不可抗力による損害)

第 3 1 条 略

2 略

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物、工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 1 3 条第 2 項、第 1 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 4 0 条第 3 項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第 6 項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 ～ 6 略

発注者は、直接的な損害額と取り片付けに要する金額のうち、請負代金額の 1 0 0 分の 1 を超える額を負担することとなりますが、損害額の算定方法は第 5 項に定められています。

(不可抗力による損害)

第 3 1 条 略

2 ～ 4 略

5 損害の額は、次に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

第1号の工事目的物と第2号の工事材料については、「残存価格を控除」することとなっています。分かり易い例としては鋼材です。折れ曲がりなどで工事目的物としては使用出来なくなった鋼材であっても、鉄材として売却することは可能ですので、この場合、「残存価格＝スクラップ価格」として取扱います。

第3号は、積算上で損料を計上している仮設物や建設機械類についての取扱いです。仮に使い物にならなくなった機械類であっても、その機械価格が損害額とはなりません。損害額として算定される額は、次のように計算します。

$$\text{損害額} = \left(\begin{array}{l} \text{当該工事で償却すること} \\ \text{としている償却費の額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{損害を受けた時点における工事目的物} \\ \text{に相応する償却費の額} \end{array} \right)$$

この部分について、場合によっては受注者との協議が難航することが想定されますが、契約書で算定方法が定められている以上、この方法で計算するしか術はありません。

(不可抗力による損害)

第31条 略

2～5 略

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とみなして同項の規定を適用する。

第6項は、不幸にして、何度かの災害等により被害を受けた場合の規定です。ポイントは、「請負代金額の100分の1を超える額」を「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とみなすという部分で、この読替規定により、受注者が請負代金額の100分の1を負担するのは、1回分だけとなります。

コラム vol. 20 現場における安全管理体制

監督官に提出される施工計画書には、必ず安全管理についての記載があります。そこには工事現場における安全管理体制の図等が記され、総括安全衛生管理者、安全衛生推進者、作業主任者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、安全衛生責任者といった役職に誰が就いているのかや、安全衛生委員会などの組織を設けているといったことが具体的に書かれています。

さて、皆さんは何をチェックすれば良いのでしょうか？そしてこれらの役職等は何でしょうか？答えを得るためには労働安全衛生法を紐解かねばなりません。同法は、労働災害の防止、労働者の安全と健康を確保、快適な職場環境の形成を目的としているもので、事業場の種別・規模に応じて、置かなければならない役職や組織について定めています。

ですから、工事現場の規模によっては総括安全衛生管理者を必ず置かなければならないなどの定めに従っているのかについて、確認することが必要です。しかしながら、現場でピーク時に何人の作業員が働くのかは、皆さんはわかりませんし、また同法についての知識も少ないでしょうから、施工計画書のこの部分の確認の際には、現場代理人の同席の下、受注者が想定している作業員数等を尋ねつつ、同法の条文を見ながら確認していくと良いと思います。

8 受注者の代理人による代金受領

(第三者による代理受領)

第45条 受注者は、発注者の承認を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第34条（第41条において準用する場合を含む。）又は第40条の規定に基づく支払をしなければならない。

工事目的物の完成に対する請負代金は、当該工事の受注者のみが受領することができるものです。しかしながら、受注者が資金調達のため金融機関から融資を受けるに当たって、請負代金の代理受領を条件とされるなどの事情が発生することがあるため、第45条は実際上の必要性に基づいて設けられている規定です^{※1}。

代理受領できるものは、完成払い、指定部分の支払い、部分払いで、（中間）前払いについては、適用されません。これは、前払金はそもそも工事着手前の資材・労務等の準備資金という性質であるためです。

9 発注者の不払い

(前払金等の不払に対する受注者の工事中止)

第46条 受注者は、発注者が第37条、第40条又は第41条において準用される第34条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

発注者は、受注者から支払い請求があった場合、（中間）前払金（第37条）と部分払（第40条）については14日以内に、指定部分の引渡後の支払（第41条・第34条）については40日以内に、それぞれ支払わなければなりません。第46条の規定は、支払うべきものを発注者が支払わない場合には、①受注者が工事を一時中止することが出来、②発注者は一時中止に伴って必要となる工期の延長、請負代金額の増額を行わなければならないというものです。

そもそも、国（地方防衛局）が支払わないということはありません。しかしながら、度々お話ししているように部分払いの際には、監督官として既済部分の検査日と支払日の関係など十分に事前調整しておかないと、受注者が本条を適用することが可能な事態が発生し得るので、本条は頭の中に留めておかなければならない規定です。

10 受注者の履行遅延、発注者の支払遅延

(1) 受注者の履行遅延

（発注者の損害賠償請求等）

第57条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
- (2) この工事目的物に契約不適合があるとき。
- (3) 第49条又は第50条の規定により、工事目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2～4 略

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した額とする。

6 略

受注者が工期内に完成させることが出来ない場合には、遅延日数に応じた損害金を請求することが出来ます。第2項で空欄となっているパーセンテージは、財務省の告示によって定められています^{*1}。令和3年4月現在では、3.0%となっています。それでは、具体的に計算してみましょう。

請負代金額 100,000,000円

指定可分部分の支払い済み額 30,000,000円

遅延日数 14日間

$$\begin{aligned}\text{損害金額} &= (100,000,000 - 30,000,000) \times 3.0\% \\ &\quad \times 14 / 365 \\ &= 547 \text{円}\end{aligned}$$

なお、完成検査に不合格となった場合においては、工期末日以降の修補期間は遅延日数としてカウントされますが、検査に要する日数については算入しません^{※1}。

※1 国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率

(2) 発注者の支払遅延

(受注者の損害賠償請求等)

第58条 略

- 2 第34条第2項（第41条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

契約書第46条は、前金払、部分払及び指定部分の支払について、発注者が遅延した場合についての規定ですが、第58条は完成払と指定部分の支払に遅延があった場合の規定です。計算方法は受注者の履行遅延の場合と同じです。

ここで、指定部分の支払について着目してみると、第46条と第58条の両方に規定されています。仮に、発注者が指定部分の支払いを遅延した場合に、受注者が契約書上の権利を最大限発動すると次のような事態となります。

- ① 指定部分以外の残工事全てについて工事中止（第46条第1項）
- ② 支払い遅延日数に応じた遅延利息の金額を請求（第58条第2項）
- ③ 工事の続行に備えた労働者、建設機械器具等を保持するための費用等の請求（第46条第2項）
- ③ 工事の一時中止期間分の工期延期の請求（第46条第2項）

このような恐ろしい事態は、監督官のちょっとした調整不足から簡単に起こる可能性があります。十分注意しましょう。

※1 建設工事請負契約書運用基準 36 第57条関係（発注者の損害賠償請求等）

コラム vol. 2 1 工事成績評定について

工事が完了すると監督官と検査官は、工事成績の評定を行わなければなりません。この２者による評定項目は、出来形や品質など重複するものもありますが、検査官の評定が工事目的物の品質等に比重がおかれているのに対し、監督官の評定は、施工体制、配置技術者、工程・安全管理といった施工プロセスに関する事項について、比重がおかれています。

工事成績を評定するにあたっての注意事項は「客観的に評定する」ということに尽きます。逆に言えば「恣意性の排除」です。「この現場代理人は気に入らなかったので悪い点数を付けてやれ！」などはもってのほかです。

客観性が重要であることは、単にモラルの問題だけではありません。

評定結果の通知を受けた受注者が、その内容に疑問・不服がある場合には、地方防衛局長に対して説明を求めることが出来、文書をもって回答しなければなりません。回答を行うに当たっては、必要に応じて指名審査委員会の技術部会において内容についての審議がなされます。制度上、通知した評定を修正することも可能ですので、的確な評定が行われていないと判断されれば、修正して受注者に通知しなければなりません。

また、工事成績は国土交通省が管理するデータベースに登録されて、公共工事の発注機関で共有され、工事成績不良の業者を入札に参加させない等に活用されています。

客観性とは「誰がみてもその通りだ」ということですが、新人の皆さんにはなかなか難しい課題です。当面皆さんがなすべきことは、「再現性」と「説明責任」の２つです。一度評定を行った後、次の日以降にもう一度、別の用紙で評定を行い、最初のものとは比べてみて下さい。異なる評定をした部分については、もう一度良く考えて下さい。そして、各項目について、例えば「〇〇が適切である」という項目にチェックを付けなかった理由について、コピーをとったものには書き込んでおくなどして、上司への説明に備えましょう。その書き込みは、まさに評定の客観性を証する事実関係となるのです。

参考：工事成績評定要領について 防整技第7160号(28.3.31)（整備計画局長通知）

1 1 受注者の履行不能と保証請求

受注者は、契約時に契約保証を行わなければなりません。発注者が第4条の2を指定している場合には、その方法は損害保険会社との間での履行保証に限定されます（第1章5（2）を参照）。第52条では、この場合において受注者が履行不能に陥った場合について定めています。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第52条 第4条の2第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第49条各号又は第50条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2～4 略

発注者が、公共工事履行保証証券の規定に基づいて、代替履行業者の選定を保証人（損保会社）に請求できるときというのは、契約書第49条各号又は第50条各号に定められた場合です。第49条は発注者の催告による解除（以下「催告解除」という。）について定めており、第50条は発注者の催告によらない解除（以下「無催告解除」）について定めており、各号を要約して以下に掲げます。

○催告解除

- ・第1号 債権譲渡によって得た資金の使途を疎明する書類を提出しないとき、又は虚偽を記載したとき
- ・第2号 工事に着手しないとき
- ・第3号 工期内に完成しないとき、完成する見込みがないとき
- ・第4号 監理技術者等を現場に配置しなかったとき
- ・第5号 正当な理由なく履行の追完をしないとき
- ・第6号 契約に違反したとき

○無催告解除

- ・第1号 債権譲渡の禁止に違反して請負代金債権を譲渡したとき
- ・第2号 債権の譲渡により得た資金をこの工事の施工以外に使用したとき
- ・第3号 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき
- ・第4号 契約不適合が工事目的物を除去した上で再び建設しなければ契約の目的物を達成することができないものであるとき

- ・第5号 完成債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- ・第6号 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき
- ・第7号 契約目的物の性質や当事者の意思指示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき
- ・第8号 第1号から第7号までに掲げる場合のほか、受注者がその債務を履行せず、発注者がその履行の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき
- ・第9号 暴力団等に請負代金債権を譲渡したとき
- ・第10号 受注者が約款の規定によらずに契約の解除を申し出たとき
- ・第11号 受注者に暴力団等との一定の関係が認められたとき

無催告解除については、催告を行うことなく、直ちに契約を解除することができるものとされています。

第52条第1項に基づいて、発注者が保証人（損保会社）に請求した以降の事務手続きの流れは、次のとおりです。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第52条 略

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
- (2) 工事完成債務
- (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
- (4) 解除権
- (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第30条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 略

① 保証人は、代替履行業者を選定して、発注者の承認を得る。

② 代替履行業者は、発注者に対して受注者の権利・義務を承継する旨を通知し、受注者は、代替履行業者に権利・義務を承継させる。

③ 発注者は、通知を受けた場合には、権利・義務の承継を承諾する。

代替履行業者は、原則的に契約上の全ての権利・義務を承継しますが、受注者が施工した部分についての責任は引き継がれず、また既に受注者に支払い済みの請負代金額の一部については請求権はありません。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第52条 略

2～3 略

4 第1項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

ここまでの契約書第52条の説明は、損保会社が代替履行業者を選定する「役務的保証」を選択した場合の流れです。ところが、契約書第4条の2に基づく保証であっても、損保会社は請負代金額の3割を発注者に支払う「金銭的保証」を選択することも可能です（第1章5を参照）。この場合には、契約は解除となりますが、発注者には第55条第2項の違約金等の請求権があることから、発注者は、保証人（損保会社）からの金銭保証との「二重取り」となりますので、第52条第4項により、このような事態を防いでいます。

1.2 契約解除権

(1) 発注者の解除権（受注者の責に帰す事由）

契約書第49条、50条は、発注者の契約解除権を規定しています。契約解除出来る場合については、第52条1項の解説のところで述べたとおりです。

(発注者の催告による解除権)

第49条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取

引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 正当な理由がなく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- (3) 工期内に工事を完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置しなかったとき。
- (5) 正当な理由なく、第47条第1項又は第47条の2第1項の履行を追完しないとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第50条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- (3) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(10) 第53条又は第54条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約、資材、原材料等の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（発注者の損害賠償請求等）

第57条 略

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第49条又は第50条の規定により工事目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。

(2) 工事目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）第74条第1項の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第2項の規定により選任された再生債務者等

4～5 略

- 6 第2項の場合（第50条第9号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

発注者の解除権により、契約が解除された場合には、受注者は請負代金額の10分の1を、違約金として発注者に支払わなければなりません。（第57条第2項）

第3項では、破産法等に基づく破産管財人等、契約者以外の者による契約解除であっても違約金の対象となる規定です。

第6項は、履行保証を1割の金銭保証（第4条を適用）として契約している工事で、契約保証金の納付・有価証券等の提供されている場合における違約金と契約保証金等との相殺に関する規定です。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第51条 第49条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

契約書第51条は、発注者が契約を解除できない場合を規定しています。

第49条各号又は第50条各号に定める事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができません。

（2） 発注者の任意解除権

（発注者の任意解除権）

第48条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第50条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

発注者は、必要があるときには、いつでも任意に契約を解除することが出来ますが、受注者に生じた損害は賠償しなければなりません。しかしながら、そもそも発注者は、工事目的物の完成を意図して契約を締結しているわけですし、国が発注者である以上、資金繰りが悪化して工事費を支払う見込みが立たない等の民間企業が発注者である場合には想定し得ることも発生しません。では、本条の規定を適用するときは、どのような場合なのでしょう？

例えば、埋蔵文化財や汚染土等が発見され、試掘等調査の結果、発掘や処理に相当期間を要することが判明し、工事を一時中止する措置を行ったとしても、工事に充当されている予算の性質上、完成の見込みが無くなってしまった場合などには、契約を解除せざるを得ないことも想定されます。しかしながら、このような事象が発生しても、あるべき基本スタンスは、契約を可能な限り継続して、発掘等の所要日数を局限化する関係機関との調整等々を精力的に行い、事故繰り越しまでも視野に置いて、万策尽きるまで、工事目的物の完成を目指す努力をしなければなりません。このことは、単に精神論で云っているわけではありません。そもそも、防衛大臣から、工事基本計画書によって「これこれの予算で、こういう工事目的物を造りなさい」との執行命令を受けているわけですから。

(3) 受注者の解除権

(受注者の催告による解除権)

第53条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第54条 受注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第20条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第21条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

第53条及び第54条は、受注者の契約解除権の規定です。

第53条は、発注者が契約に違反したときは、受注者は、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができることを規定しています。

第54条は、受注者の催告によらない解除に関する事項を規定したものです。第1項第1号と第2号は、解説が不要であると思いますが、工事の一時中止期間が長期化した場合の解除権を受注者が有しているのであれば、先ほど(2)の後段で述べた「努力」は意味をなさないのであるという指摘があると思います。契約上の権利を受注者が直ちに発動した場合には、確かにそのとおりですが、権利は必ずしも行使されるとは限りませんし、契約解除することが受注者の本意では無いはずで、すなわち、発注者として誠意をもって受注者と協議（調整）を行い、契約の続行と工事完成を目指す努力といったことが必要となるのです。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第55条 第53条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

第55条は、受注者が契約を解除できない場合を規定しています。

第53条又は第54条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、契約の解除をすることはできません。

（4） 契約解除に伴う措置

発注者・受注者のいずれの解除権が行使されて契約が解除されたかに関わらず、行わなければならないことは、出来形部分の検査、合格した出来形部分に対する支払いと発注者への引渡しです（第56条第1項・第2項）。

（解除に伴う措置）

第56条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を必要最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第37条（第43条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第40条及び第44条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第49条、第50条又は次条第3項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率）の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第48条、第53条又は第54条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～9 略

破壊検査とその費用負担の考え方は、完成検査・既済部分検査の場合と同様です。ところが、通常の完成検査等の場合には、検査に合格しない部分について受注者が修補（手直し）を行わないということはありませんが、契約解除に伴う出来高部分の検査の場合には、受注者が倒産しているなどの理由により、受注者が修補出来ない（又は修補しない）こともあります。この場合には当然不合格部分については支払いの対象とはならず、仮に残工事を行うにあたり不合格部分の撤去を要する場合には、発注者が支払うべき金額から、撤去に要する費用を控除して精算することとなります^{※1}。

また、全体の支払い額を算出する際には、（中間）前払金や部分払いの金額を併せて精算することとなります。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

(解除に伴う措置)

第56条 略

2～3 略

4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料及び寄託品があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料及び寄託品が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6～9 略

もし、精算の結果「過払い」となっている場合、契約解除が、①発注者の解除権によるときには利息を付した額、②発注者の任意解除権・受注者の解除権によるときには利息無しの額を、発注者に返還しなければなりません。

第4項、第5項は、支給材料・寄託品・貸与品の取扱いに関する規定です。検査に合格している部分については、支払い額の対象（設置費等）となりますが、それ以外のものについては、場合を分けて考える必要があり、典型的なケースとしては以下のとおりです。

- ・未使用、未設置の支給材料・寄託品・貸与品 → 発注者へ返還
- ・管理不良等で紛失・き損等の支給材料・寄託品・貸与品
→ 代品納付・相当金銭の賠償、または修理・相当金銭の賠償
- ・施工済みの支給材料・貸与品で不合格部分に使用しているもの（残工事での使用不能） → 代品納付・相当金銭の賠償

第56条第6項、第7項は、契約が解除された場合において、受注者が行わなければならない現場の取片付けに関する規定です。

第56条 略

2～5 略

6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の

所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。) があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8～9 略

自分のものを自分で片付けるということは、工事現場に限らず当たり前のことです。しかしながら、受注者の倒産等によって契約が解除された場合には、当たり前のことがなされないことも想定し、契約書では、発注者による代行や費用負担の方法等について定めています。

第7項は、発注者が受注者に代わって取片付けを行う場合には、受注者の発言権は一切無いことを定めるとともに、処分等に要した費用は受注者負担であると規定しています。実際には、受注者に支払うべき出来形部分に係る請負代金と相殺することとなるでしょう。

第56条 略

2～7 略

- 8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第49条、第50条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第48条、第53条又は第54条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者の採るべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

9 略

第8項は、本条に規定される措置の期限や方法等の定め方について規定しています。整理すると次のようになります。

○ 支給材料・寄託品等の返還の期限や方法等

・発注者の解除権による場合

発注者が定める。

・発注者の任意解除権・受注者の解除権による場合

受注者が発注者の意見を聴いて定める。

- 支給材料・寄託品等に係る代品納付等の期限や方法等
発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 受注者による現場の取り片付けの期限や方法等
発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

第 5 6 条 略

2 ～ 8 略

9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

第 9 項は、完成後に契約が解除された場合は民法の規定に従って協議することを規定しています。原状回復義務やその費用負担方法等一律に契約書に定めることが困難であることから、受発注者間で協議することとしたものです。

コラム vol. 2 2 WTO適用工事って何？

WTOとは、“World Trade Organization”の略で、世界貿易機関のことです。WTOにおいては、加盟国間貿易の自由化や拡大を図るために、継続的に協議が行われており、その成果として様々な協定が締結されています。

建設工事に関することについては、「政府調達に関する協定」において、締結国^{※1}において発注する基準額^{※2}以上の工事・コンサルティング業務の入札に関するルールが定められています。

基準額以上の工事の入札に際してのポイントを以下に掲げます。

- ・ 一般競争入札を採用すること。
- ・ 入札公告は、少なくとも40日前までに、官報に掲載すること。
- ・ 本支店所在地を限定するなどの地域要件の設定を行わないこと。
- ・ 工事実績、技術者の経験については、国外のものも評価すること。

要するに、外国企業に対して不利な取扱いをしないということが基本的な考え方となっています。また、協定の適用を回避するために工事を分割すると協定違反となります。

現在（R3.4）、防衛省に登録している外国企業^{※3}は、10社で国別としては、米国3社、ベルギー2社、フランス2社、韓国1社、オランダ1社、アイルランド1社です。受注実績としては、エレベータ工事や制御・監視機器設置工事において散見されています。

※1 政府調達に関する協定締結国（H29.2現在）

アルメニア、カナダ、欧州連合（EU）加盟28か国、香港（中国）、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、モンテネグロ、オランダ領アルバ、ニュージーランド、ノルウェー、シンガポール、スイス、米国、台湾、ウクライナ、モルドバ

※2 協定が適用される基準額（中央政府の場合）

工事：450万SDR、コンサルティング業務：45万SDR

SDR（Special Drawing Rights）：特別引出権

輸出量が上位5位以内のIMF加盟国（米ドル、円、英ポンド、ユーロ）通貨を加重平均して評価する方式で、5年毎に見直しが行われている。

SDRの邦貨（円）換算額は2年毎に見直しが行われ（財務省告示）、令和2・3年度は、450万SDR＝6.9億円となっている。

※3 外国企業

外国の資本が概ね50%を超える企業

1 3 賠償金、違約金

契約書第61条～第63条は、受注者に対する違約金の支払い、支払い遅延した場合の措置等について定めています。これらは、公共工事標準請負約款には無い条項ですが、同様の規定は国土交通省等の契約書にも置かれています。

(1) 制裁金等の徴収

(制裁金等の徴収)

第61条 受注者が、この契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金の支払の日まで年パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

受注者が、この契約に基づく制裁金、賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときの遅延利息の計算は、次のようになります。

$$\text{遅延利息} = \text{受注者が支払うべき賠償金等の額} \times \text{財務大臣が定める割合}^{※1} \\ \times 1 / 100 \times (\text{遅延日数} / 365)$$

この遅延利息は、発注者が支払う請負代金額と相殺しますが、不足が生じた場合には、受注者に対して追徴（請求）します。

受注者が、支払うべき契約書に基づく賠償金、損害金又は違約金は、次のとおりです。

- ・ 受注者が社会保険等未加入建設業者と下請契約を行った場合等の制裁金（第7条）
- ・ 工事目的物に契約不適合があった場合の損害賠償金（第47条）
- ・ 履行遅滞の場合における損害金（第47条）
- ・ 発注者の解除権に基づく契約解除した場合の違約金（第49条）
- ・ 工事の完成前に契約を解除した場合における支給材料、寄託品又は貸与品の故意
- ・ 過失による滅失又はき損に対する賠償金（第56条）
- ・ 当該工事の入札にあたり、いわゆる談合を行っていた場合の違約金（第62条）

※1 国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率（昭和32年大蔵省告示第8号） 最終改正 令和2年3月10日財務省告示第51号
年3.0%（令和3年4月現在）

(2) 談合に対する措置

契約書第62条は、受注者が契約した工事の入札に際して、いわゆる談合を行ったとして（独占禁止法・刑法違反）、公正取引委員会からの処分・裁判所における刑の確定がなされた場合には、請負代金額の10分の1を違約金として、発注者に支払わなければならないという定めです。

（違約金に関する特約）

第62条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額。次項において同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

課徴金とは、入札談合等の独占禁止法違反行為を防止するために、公正取引委員会が、違反者に対して命ずる「一種の罰金」のことで、支払われた課徴金は国庫に納付されます^{※1}。

(3) WTO基準額以上の工事における違約金の特約

政府調達に関する協定（WTO）の適用を受ける工事^{※2}の契約に当たって用いる契約書は、WTO対象外の工事に用いる契約書と異なる部分が一箇所あります。それは、契約書第62条第2項第3号及び第4号で、WTO基準額未満の場合にはありません。

（違約金に関する特約）

第62条 略

- 2 この契約に関し、次のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (4) 前項第4号に該当する場合であって、受注者が発注者に独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき

第2項の上乗せ的な違約金特約は、平成17年に国土交通省発注の橋梁工事における大規模な談合事件を踏まえ、再発防止策の一環として同省の契約書に追加されました。また、併せて指名停止措置要領にも「重大な独占禁止法違反行為等」が追加され、最大24ヶ月の指名停止を行い得るように改正（後に36ヶ月）されました。これを受け、防衛省の契約書・指名停止措置要領についても、同様の改正が行われました。同項第3号及び第4号はWTO基準額以上の工事における違約金特約ですが、外国企業が参入してくることを理由に置かれ

※1 独占禁止法第7条の3、第20条の2～第20条の6

※2 コラム vol. 2 2 参照

ているわけではなく、建設業者として最高ランクのグループに属している企業が、「国際競争入札」とも云うべきステージ（WTO基準額以上の大規模工事の入札）で談合を行った場合には社会的影響が非常に大きいことから厳罰に処するという意味であると理解して下さい。

この第2項の違約金特約が発動される条件は、以下のとおりです。

- ① 入札妨害、刑法談合の刑が確定したときで
- ② 次のいずれかに該当したとき
 - ・ 主導的役割をしたことで課徴金が加算された場合
 - ・ 違反行為の首謀者であった場合
 - ・ 繰り返し違反行為であった場合（10年以内の再犯）
 - ・ 違反行為を行っていない旨の誓約書を提出している場合

第63条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 パーセント（国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率）の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第63条は、違約金特約（第62条）に対応する違約金支払いの遅延利息に関する規定です。

コラム vol. 2 3 談合情報対応マニュアル

談合とは、独占禁止法の不当な競争制限行為と刑法の競売入札妨害罪を総称したもので、入札参加者の間で事前に落札者を決めておくということが、談合行為の目的です。これにより談合グループは、価格競争を回避しつつ（高利益）、グループ各社で順次、工事を受注していこう（受注調整）と企図します。

では、談合情報とは何でしょうか。談合は犯罪行為ですから公然と行われるものではありませんので、談合行為の内容は秘匿されているはずですが、業界の内部告発等々によって、発注機関に談合行為に関する情報がもたらされることがあります。典型的には次のようなものです。

『〇〇防衛局が△月△日に入札を予定している□□基地の▽▽工事で、談合が行われている。落札は@@建設と決まっている。』

談合情報をもたらす者は、何らかの不満を持つ業界内部の人、マスコミの記者というのが、過去の事例としてありますが、過半以上は匿名です。方法は電話、手紙など多彩です。

談合情報は、地方防衛局のどの部署にもたらされるかわかりません。宛先が「〇〇防衛局御中」の手紙であれば総務課が開封することになるでしょうし、仮に情報提供者が電話交換手に「□□基地の▽▽工事について話したいことがある」と云えば、調達部の▽▽課の□□基地担当の係に電話が廻される可能性もあります。

防衛省職員が談合情報を受けた場合には、工事等に係る談合情報等対応マニュアル^{※1}に従って対応しなければなりません。一度は目を通しておきましょう。

※1 工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（整備計画局長通知）

1 4 あっせん・調停・仲裁

契約書の条項において、「発注者と受注者とが協議して定める」という規定が少なからずあります。双方の意見・主張が異なる場合であっても、話し合いによって解決を図るということが基本ですが、合意することが出来ない場合には、第64条～第65条のあっせん・調停・仲裁によって解決を図ることとなります。

(あっせん又は調停)

第64条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者等、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督官の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

(1) 建設工事紛争審査会^{※1}

建設工事紛争審査会は建設業法第25条に基づくもので、中央建設工事紛争審査会は国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会は各都道府県に設置されています。この審査会は建設工事の請負契約を巡る紛争について、専門家による迅速な解決を図ることを目的としていて、当事者双方の主張・証拠に基づき、民事紛争の解決を行う「準司法機関」であります。紛争処理の方法には、あっせん・調停・仲裁があり、申請人が紛争の性質や緊急性等を判断して、いずれかを選択して申請することとなります。ただし、仲裁の場合には当事者間の合意が申請の前提となります。

審査会の管轄は、原則的には、①当事者の建設業者が、都道府県知事の許可を受けた建設業者である場合には当該都道府県の建設工事紛争審査会が、②当事者の建設業者が、国土交通大臣の許可を受けた建設業者である場合には中央

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第2部第59条 3 建設工事紛争審査会(2)～(3)

建設工事紛争審査会が、それぞれ担当します。

審査会の委員は、弁護士を中心とする法律委員と建築・土木・設備等の技術分野の学識経験者、建設行政の経験者等の専門委員から構成されていて、専門的かつ公正・中立の立場で紛争の解決にあたっています。

(2) あっせん^{※1}

あっせんは、原則として、1名のあっせん委員が、当事者双方の主張を聴き、当事者間の歩み寄りを勧めて解決を図ります。審理回数は、通常1～2回で、調停手続きを簡略化したものと言えます。早急な解決が必要である場合や争点が少ない場合などに適しています。

あっせんが成立した場合には、民法上の効力を有する和解書を作成します。

(3) 調停^{※2}

調停は、3名の調停委員が当事者双方の主張を聴き、争点を整理し、場合によっては調停案を勧告して解決を図ります。審理回数は、通常3～5回程度です。調停は、当事者の互譲により建設工事の実情に即した解決を図るもので、技術的、法律的な争点が多く、あっせんでは解決が見込めない場合に適しています。調停が成立した場合には、民法上の効力を有する調停書を作成します。

(4) 仲裁^{※3}

(仲裁)

第65条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

あっせん・調停は、当事者の一方による申請が可能です。仲裁の場合には、双方合意の上で申請します。仲裁は、3名の仲裁委員が当事者双方の主張を聴き、必要に応じて証拠調べや立ち入り検査を行って、仲裁判断を行います。審理回数は、必要な回数だけ行われます。仲裁判断は、民事訴訟に代わるものであり、確定判決と同じ効力を有します。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第2部第59条 3 建設工事紛争審査会（4）審査会によるあっせん

※2 同上（5）審査会による調停

※3 同上（6）審査会による仲裁

【参考】 紛争処理の実績（令和元年度）

令和元年度の紛争処理状況※¹は以下のとおりです。

○紛争処理の申請 1 2 6 件（前年度 1 4 1 件）

・中央審査会	4 0 件
あっせん	6 件
調停	3 0 件
仲裁	4 件
・都道府県審査会	8 6 件
あっせん	1 2 件
調停	5 4 件
仲裁	2 0 件

○工事種別	建築工事	8 5 件
	土木工事	2 5 件
	設備工事	8 件
	電気工事	5 件
	その他	3 件

○紛争類型	工事の瑕疵	3 5 件
	工事代金の争い	4 5 件
	下請代金の争い	2 3 件
	契約解除	9 件
	工事遅延	4 件
	その他	1 0 件

※ 1 建設工事紛争取扱状況（令和元年度）中央建設工事紛争審査会

<http://www.mlit.go.jp/report/press/content/001355817.pdf>（令2.7月現在）

1 5 契約不適合責任

建設工事請負契約書の定められている規定の大部分は、契約締結の日から、工事目的物の引渡しと支払いの完了をもって、その役割を終えますが、違約金の特約条項（第62条）と契約不適合責任条項（第47条）は、工事完了後も一定期間、契約上の効力を持ち続けます。特に契約不適合条項については、工期内に発動されることは、基本的にありません（ただし、指定部分についてはあり得る）。

(1) 契約不適合責任とは何か

工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（契約不適合）があるとき、受注者が負担する責任をいいます。

建設工事における契約不適合の例としては、漏水、破損、錆、がた、クラック等がありますが、工事目的物の引渡し後において、契約で定められた内容に適合しない点があった場合には、契約書第47条により発注者は修補・代金の減額の責任を請求することができます。

契約不適合であるか否かの判断は難しいことが多いものですが、一般論としては、

- ① その不具合が完成検査時点で発生している → 手直しと → 契約不適合
場合に、手直しを要するものとなるのか → なる不具合
- ② そもそも設計に → 設計に何らの誤りが無く → 契約不適合
誤りがないのか → 施工に起因している不具合
- ③ 施工方法・使用材料について監督 → 特段の指示は無く、 → 契約不適合
官の指示があったのではないのか → 施工に起因する不具合

ということが考えられます。

(2) 契約不適合の修補等の請求

（契約不適合責任）

第47条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は、履行の追完を請求することができない。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者はその不適合の程度に応じて代金の減額を請

求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

○修補又は代替物の引渡しによる履行の追完の請求^{※1}

第1項のただし書を分かり易く書き改めると次のようになります。

修補又は代替物の引渡しに過分の費用を要する場合	→	修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求不可
修補又は代替物の引渡しに過分の費用を要しない場合	→	可

「過分の費用」について、解説書では次のように記されています。

ただし書の過分の費用を要するか否かは、修補に要する費用と修補によって生ずる利益と比較衡量して決めるべきである。

過分の費用を要するときは、修補は取引上の社会通念に照らして不能である扱われ、履行不能に関する一般的な規定（改正民法第412条の2第1項）によって、修補を請求することができず、代金の減額の請求又は損害賠償請求を行うことになります。

○発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完^{※1}

第2項は、受注者が発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることを規定しています。「請求した方法と異なる方法」とは、例えば設置した機械に不具合があったときに発注者が代替物の引渡しを請求した場合であっても、修補によって契約に適合した性能を発揮できるのであれば、受注者は修補による履行の追完を行うことができます。

○代金の減額請求^{※1}

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第3項は、契約不適合がある場合の代金の減額請求について規定しています。発注者は、原則として代金の減額を請求するときには催告が必要ですが、下記の場合には催告をすることなく代金の減額を請求することができます。

①履行の追完が不能であるとき。(第1号)

②受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。(第2号)

③工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。(第3号)

④①から③までの場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。(第4号)

③は、例えば一定期間のみ使用する仮設物を請負った場合など、一定期間後は当該仮設物を使用する必要がなくなるような事項において一定期間が経過したときが該当します。

(3) 契約不適合責任期間等

第59条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、第33条第4項又は第5項（第41条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。

5～8 略

9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

10 略

第1項では、契約不適合があったときに、履行の追完の請求、損害賠償、代金の減額の請求又は契約の解除（以下「請求等」という）をすることができる期間を引渡しを受けてから2年間と定めています^{※1}。

第2項は、第1項の例外として設備機器本体等の契約不適合については引渡しの時に、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ発注者は契約不適合を理由とした請求等を行うことができないこととしています。ただし、一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しから原則として1年が経過するまでは請求等を行うことができることとしています。

第1項及び第2項の請求等を行う場合は、第3項に定める方法で行わなければなりません。

また、第4項は、第1項又は第2項に定める契約不適合に係る請求等が可能な期間の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合で、発注者が当該通知から1年が経過する日までに第3項の方法により請求等を行ったときは、契約不適合責任期間内に請求を行ったとみなすこととしています。これは、第1項及び第2項に規定する担保期間の終了間際に契約不適合が発覚した場合に、発注者に請求まで求めることは酷であり、実態上もこのような短期間で請求まで行うことは難しいと考えられることから規定されたものです。

第9項では、「姉齒事件」を契機として制定された住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「住宅品確法」という）に基づく、構造耐力上主要な部分（基礎、壁、柱、床版、屋根等）、雨水の浸入を防止する部分（排水管等）に瑕疵があったときに、請求等を行うことができる期間を10年間と定めています。第9項で使用されている「瑕疵」とは、住宅品確法第2条第5項に規定されている「瑕疵」であり、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう」とされています。

※1 建設工事請負契約書運用基準 37 第59条関係（契約不適合責任期間等）

(4) 契約不適合責任の消滅・排除

第 59 条 略

2 ～ 7 略

8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

9 略

10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督官の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第 8 項と第 10 項は、仮に契約不適合又は契約不適合に相当する不具合があるときでも、発注者が受注者に対して修補等を請求出来ないケースを規定しています。

第 8 項は、発注者が、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知っていたケースです。直ちに通知しなければ、法的には請求等を放棄したと考えられます。

第 10 項では、契約不適合の原因が、①支給材料にある場合、②監督官の指示により生じたものである場合には、修補等の請求が出来ないことを定めています。

1.6 情報通信の技術を利用する方法

(情報通信の技術を利用する方法)

第 66 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

本条は、電子メール等の情報通信技術利用することが可能となったことから令和 2 年 3 月に追加された規定で、第 1 条等に書面により行わなければならないとされる規定について、情報通信技術を利用して意思表示を行うことを可能とする

ものです。

この情報通信技術として令和元年 7 月より防衛省の建設工事等において電子契約システムが試行されています^{※1}。

1 7 契約書に定めのない事項

(補則)

第 6 7 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

第 6 7 条は、契約の締結後、契約書の規定以外に予知することが出来ない事態が発生した場合には、発注者と受注者との協議によって、問題の解決を図るべきという趣旨です。

なお、「この契約書」には契約書第 1 条第 1 項で定める設計図書の定めも含まれます。

※ 1 電子契約システムの試行について（通知）防整施第 4 7 5 5 号（令和元年 7 月 2 4 日）（整備計画局施設計画課長通知）

コラム vol. 2 4 総合評価落札方式の神髄

皆さんが、何かを買うとしたとき、より良いものになるべく安く買いたいと思うのではないのでしょうか。また、少々高くても、高機能な家電製品を選んだり、健康に良いと考えて農薬を使っていない野菜を購入したりする場合もあると思います。ところが、既にメーカー・型式を決めている何かの電気製品を買うとしたら、少しでも安い販売店や通販などを探すでしょう。

建設工事の入札において、総合評価落札方式に対するものは価格競争です。国が行う入札の基本（会計法）は価格競争です。建設工事の場合では、工事目的物は設計図書で指定されていて、受注者が誰であれ一定水準のものが造られるという前提に立ち、長い間、価格競争によって落札者を決定していました。ところが、平成17年に公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行され、各発注機関は、一気に総合評価落札方式へと舵を切り始めました。この方式の心は「少々高くても、より良いものであれば買う」というものです。「より良いもの」とは、高機能、高品質、長寿命、省エネ、エコといった工事目的物の性能に代表されます。

皆さんが買い物をする場合では、感覚的に「価格と性能等」を比較して購入するものを決定していると思いますが、総合評価落札方式においては、ルールがきちんと決まっていて、性能等の点数を入札価格で除した（割り算）数値（評価値）が一番大きくなる入札参加者が、落札者となります。

また、皆さんが買い物をする場合では、自分自身が「高く払った金額」について納得していますので何らの問題ありませんが、国が発注する工事では「高く払った金額」については、「その金額分について、国としてどのようなメリットがあるのか」ということについて説明責任があるということを意識しておかなければなりません。

特に、入札時に技術提案を求めた工事については、その提案は契約事項の一つとして受注者と発注者を縛ります^{*1}。受注者は提案した工事目的物の性能等を満たす義務がありますし、発注者は検査を行わなければなりません。監督官としては、受注者の提案内容について十分に理解し、監督業務にしっかりと反映させて、より良いものとなるように努めて下さい。

※1 建設工事請負契約に係る総合評価落札方式の実施について（通知）
工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン
（公共工事発注省庁申合せ）

終 章 建設工事請負契約書が目指すもの

当省の建設工事請負契約書の基になっている公共工事標準請負契約約款（以下「標準約款」といいます。）は、昭和25年に制定されて以来、15回以上の改正を経ていて、今後も改正が行われていくことと思われます。そこで、本解説の終章では、「建設工事請負契約書が目指すもの」と題して、これまでの主要な改正経緯に若干触れながら、どのような方向性・考え方で改正が行われて来たのかということと、最近の改正内容などを説明することで、契約書の考え方について理解を深めて頂ければと思います。

1 片務性の解消

建設業は、受注産業ですので、注文者が発注して、受注できなければ建設業者は仕事になりません。従って、特に数多くの工事を発注する官公庁と受注者の関係は、明治以来、発注者が上位者であるとの考えが根強く、請負契約において受注者に不利な取扱いがされたりする「片務性」がみられていました^{※1}。

昭和25年に標準約款が制定される際には、片務性の主要なものとして次のようなことが掲げられていました^{※2}。

- ・ 請負代金の支払時期が不明確であること
- ・ 工事中止や設計変更の場合の損害は受注者に負担させていること
- ・ 受注者には課している不履行に対する損害賠償等の義務が、発注者の場合には無いこと
- ・ 発注者にはある契約の任意解除権が受注者に無いこと
- ・ 天災等による損害負担が受注者であることなど

このような状況を打破するために標準約款が制定されたわけですが、その後も、より一層の双務性のあり方が議論され、契約条件の明確化や適正化の観点で改正が行われてきました。

2 契約条件の明確化

契約書に明文規定が無い事項については、発注者と受注者の協議によって決定することとなります。この場合、「発注者が優位」との気風が強い場合には、

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第1部第1章 3 標準請負契約約款 「片務性」の是正

※2 同上 第1部第2章 1 昭和25年の標準約款制定 (1)片務性の打破

どうしても受注者にとって不利となる結論になりがちとなりますので、想定し得る契約条件については、明文化しておいた方が、より対等性を確保できますので、契約条件の明確化ということはとても重要です。また、この点以外でも契約履行の円滑化に資するべく、契約条件の明確化が図られてきました。これまでの標準約款の改正で盛り込まれてきた代表的なものは以下のとおりです※¹。

- ・ 発注者の工事用地の確保義務
- ・ 関連する工事について、発注者が必要な調整を行うこと
- ・ 監督官と現場代理人の権限内容
- ・ 書面主義
- ・ 発注者と受注者との協議の開始日等
- ・ 費用負担（検査費用、工期延期の伴うもの等）
- ・ 期間に関する定めを「遅滞なく」といった表現から、「○日以内」といった定めに極力改めること
- ・ 受注者の守秘義務
- ・ 日本円、日本語の使用 等々

3 契約条件の適正化※²

建設工事は、その特性上、施工条件に不確定要素（地中の状況等）を含まざるを得ず、また天災その他の不可抗力については予期し得ず、さらに長期にわたる工事については、物価等の変動によって請負代金額が不適當となる場合も生じます。そのために、このような事態が生じたときは、工期又は請負代金額の変更を行う等の適切な対応が必要となりますので、契約条件の適正化を図るために必要な改正が行われてきました。

- ・ 設計図書と現場の不一致、設計図書の不明確等の場合には、必要な工期又は請負代金額の変更を行うこと。
- ・ 工事の一時中止に伴う増加費用・受注者の損害については、発注者が負担すること。
- ・ 物価等の変動が生じた場合の請負代金額の変更方法の適正化
- ・ 天災その他の不可抗力による損害の発注者負担についての適正化

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第1部第2章 3 第5回改正（昭和47年12月18日）の経緯と概要

同上 6 第8回改正（平成7年5月23日）の経緯と概要

※2 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第1部第2章 3 第5回改正（昭和47年12月18日）の経緯と概要

4 受注者の自主施工の促進^{※1}

「自主施工の原則」については、現在の標準約款に規定されておりますが（当省の建設工事請負契約書では第1条第3項）、その一方で、監督官が施工に立ち合うことや材料検査を行うことなど発注者が関与することの規定があります。

従前は、監督官が全ての材料検査を行う等の規定ぶりで、発注者関与の頻度が多かったのですが、昭和47年の改正により合理化が行われました。

- ・ それまで、全ての材料について監督官が検査することとされていた規定を設計図書に定めたものに限定
- ・ 上記と関連して、必要と認められる場合に、発注者が破壊検査を行えることを規定。
- ・ また、設計図書等に特段の定めがある場合を除いて、施工方法等については受注者が決定する旨を、確認的に規定。

これらの改正は、当時の公共工事の増大に対処し、その円滑な施工の確保を図り、あわせて施工の効率化、省力化等を進めるためには、受注者の自主的施工をより一層促進することが要請されていたという背景がありました。

5 近年の標準約款の改正について

近年とは云っても、ここでは10年位前から現在までの改正の内容・方向性についてお話しします。

この10年位の経済状況はデフレ基調が続き、公共事業費は抑制されてきています。また、従前までは「建設工事の入札と云えば指名競争入札」であったのが、原則的に一般競争入札へとシフトし、また、価格競争から総合評価落札方式の導入という、建設工事を取りまく様々な環境や制度が大きく変化してきました。

また、この10年位は、建設工事関連の新たな法律が次々と制定されてきた時代でもあります。これらの法律を次に掲げます。

- ・ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年）
- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年）
- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年）

これらの法律制定によって、標準約款は、瑕疵担保責任の強化、一括下請負の全面的禁止、契約書への再資源化等に関する事項の記載義務等について、所要の改正が行われてきました。

※1 「公共工事標準請負契約約款の解説（改訂5版）」（大成出版社）

第1部第2章 3 第5回改正（昭和47年12月18日）の経緯と概要

平成２２年の改正では、建設業界の厳しい経営状況を踏まえ、現場代理人の現場常駐義務の緩和、発注者の責による工期延期の場合における増加費用・損害賠償の発注者負担の義務について、追加されたところです。

さらに、発注者優位の印象を与える「甲・乙」を「発注者・受注者」に改めるといったことや、受注者が暴力団と関係があることが判明した場合の発注者の契約解除権の追加といった内容も追加されました。

平成２６年の改正では、建設業者として加入すべき健康保険法等に基づく社会保険に加入していない建設業者と下請契約を締結した受注者に対する制裁金を科すことが追加されました。

令和元年の改正では、約１２０年ぶりとなる民法の改正を踏まえ、また、建設業界の働き方改革や担い手の確保等を目的とした、担い手三法の改正を踏まえ大きく改正されたところです。

今後の改正内容やその方向性については、論ずることは出来ませんが、建設関連法令の動向や社会情勢の変化、建設業界を取りまく環境の変化等に応じて中央建設業審議会において議論され、公共工事標準請負契約約款は必要な改正が行われていくことでしょう。

おわりに

本解説では、防衛省が制定している建設工事請負契約書の各条項について説明しました。建設工事の契約内容についての全体像が、何となくでも頭の中で組み立てられていますか？改めて契約書の全ての条項をみると、各工事に対して、①必ず適用されるもの、②場合によっては適用されるもので、その頻度が比較的多いもの、③場合によっては適用されるが、その頻度が比較的小さいもの、④不測の事態が発生した場合にのみ適用されるものといった具合に、イメージとして分類できると思います。

契約書の条文は、暗記する必要はありませんが、監督業務として必須と言える条項（上記①②）については、正確に理解して内容を頭に入れておかなければなりません。一方、上記③④については、「契約書にはこういう趣旨の定めがある」くらいは頭に入れておきましょう。必要となった時には、条文を読み返して詳細な規定を確認して下さい。

これで、皆さんは最小限の契約書の理解は得られたはずです。これからは実務において、契約書を使いこなして的確な監督業務を行って下さい。

ご健闘を祈っております。 Do your best !

コラム vol. 2 5 防衛技官の存在意義

本解説の最後のコラムは、「防衛技官の存在意義」と題しました。これまでのコラムでは、用語の解説や制度の説明等を行ってきましたが、最後に皆さんへお話しすることは、皆さんの仕事の本質を理解して頂くことを目的としているものです。少々長いものとなりますが、一読下さい。

工事監督官の皆さんの官職は防衛技官です。防衛技官は、自衛官、防衛事務官等と並んで自衛隊員であります。皆さんが防衛省に採用された際には、サービスの宣誓^{*}をしました。この宣誓は、防大生等を除く一般の自衛隊員共通の文面です。皆さんの職務において、「国民の負託にこたえる」とは具体的には何なのでしょう。我々は何のために、誰のために働くのでしょうか。

各省庁で担う施設の整備（建設工事）には、それぞれ特色があります。例えば、国土交通省の公共土木系では陸海空の基幹輸送に係る施設や治水等、法務省では刑務所等矯正施設、文部科学省では大学等教育施設、環境省では国立公

園内の整備、厚生労働省では病院、等々とイメージできるでしょう。

駐屯地や基地等の防衛施設は、自衛隊及び在日米軍の活動の基盤です。例え、工事目的物としては国土交通省が整備するものと同様なもの（例えば飛行場施設）ではあっても、防衛省が整備する場合には、その使用目的は防衛の用に供することに特化されております。

また、防衛施設では、他の公共工事では絶対に造らない特殊な構造物も我々の独自の技術で建設しています。特殊な構造物を設計するためには、装備品の性能や運用方法、要求される抗たん性能といったことを十分に理解し、設計を行わなくてはなりません。そのためには、ユーザーである部隊等との十分な打ち合わせは欠かせませんし、必要に応じて勉強も必要ですから、通常業務をしながらではとても大変なことだと思います。逃げ出したくなることもあるかもしれません。しかし、このような特殊な施設整備に精通し、知見を有する者は防衛技官である皆さんしかいないのです。皆さんの力なしには成り立たないのです。

ところで、皆さんは「防衛大綱」を知っていますか？防衛大綱は昭和51年に初めて作られ、その後の国際情勢の変化等を踏まえ数度の見直しが行われ、現在の防衛大綱は平成30年12月に国家安全保障会議と閣議において決定されたものです。防衛大綱は我が国の安全保障の基本方針を定めているもので、国際社会との関係や防衛力整備の考え方などについて示されております。また、防衛大綱に従って、5年毎に具体的な防衛力整備の中期計画を示す中期防衛力整備計画が定められます（現在のものは平成31年度～平成35年度）。この計画には装備品や部隊編制についての計画、攻撃に対する対処能力、国際平和協力活動への対応能力等々について示されています。

これらの計画を具体化する上で、例えば、新たな航空機を取得しようとするれば格納庫や機体整備施設等が必要となります。施設の整備は、これらの防衛力整備計画の一環として、装備品の取得や部隊編制と連動して計画・実施されます。

具体的には、装備品取得等と連動して、必要な施設整備を予算要求し、予算成立後、工事基本計画を防衛大臣が定め、地方防衛局は基本計画書を踏まえ、実施計画書を作成し承認を受けた後に、実際の調査・設計・工事の実施へと事務を進めます。皆さんは防衛大臣の執行命令の下で仕事を行い、出来上がった施設は、例えば新たに配備される航空機等の装備品と、又は新編（改編）された部隊と共に運用され、施設は、装備・人員と三位一体となって防衛力を発揮します。

以上の我が国の防衛力整備の基本方針における施設整備の位置付けから理解

出来るように、皆さんの仕事は、我が国の防衛力整備に他ならないわけですから、施設建設を担う防衛技官としては、防衛力の基盤整備に任じているという強い自覚を持ち、使命感と責任感をもって、自らに与えられた仕事に取り組み、やり遂げなければなりません。

また、防衛省職員は、一部の例外を除いて国家公務員特別職です。特別職としては、国会議員、裁判官、国会・裁判所職員、自衛隊員等が挙げられ、労働組合を結成できない等の労働三権の全てがありません。皆さんも一般のサラリーマン等と同じ給与所得者ではありますが、就いた職は、一般の労働者とは明らかに異なる身分であって、崇高な使命をもつ仕事であるということを改めて自覚しつつ、仕事に取り組んで下さい。

皆さんがそれぞれ担当している仕事は、日本国で貴方（貴女）だけしか行う人がいないのですから。

※ 自衛隊法施行規則第39条（抜粋）

宣 誓

私は、我が国の平和と独立を守る自衛隊の使命を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、一致団結、厳正な規律を保持し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、技能を磨き、政治的活動に関与せず、強い責任感をもって専心職務の遂行に当たり、事に臨んでは危険を顧みず、身をもって責務の完遂に務め、もって国民の負託にこたえることを誓います。

改訂を終えて

昨年6月に、大臣官房施設監がチーム長となり、「防衛施設業務最適化チーム」が設置され、地方防衛局等における施設整備に携わる職員の業務効率化などが図られてきました。当室においても、少しでも地方防衛局等の職員が業務を遂行する上で効率化、最適化が図られることを目指し、各種業務の見直しや関連文書の改正を行ってきました。

この「新人監督官のための建設工事請負契約書の解説」についても、本省や地方防衛局における各技術研修での資料として活用されることを念頭に、杉山施設監指導のもと改訂しましたが、研修資料としてのみならず、広く監督官の皆さんの手に取って頂き、少しでも皆さんの業務に役に立っていただければ幸甚です。

令和3年8月

契約制度企画室長 御園只士

謝辞

本解説を改訂するにあたり、様々なアドバイスや内容のチェック、全体の体裁を整える作業に尽力頂いた赤松善人、池田宗晴、井上淳、上田絃太、佐藤美鈴、丹部知子、三河博光、山本真敬、吉野祐也(五十音順、敬称略)の各氏に感謝申し上げます。

新人へのメッセージ

・平成23年7月14日（木）配信

「序章」を読んでみて、どのような印象を持たれたでしょうか？

ちょっとプレッシャーがかかるように、意識的に書いてありますが、肝心なことは最後の部分です。

今回から具体的な条項の解説をしていきます。「真っ白な」新人向けに極力わかりやすく書いているつもりですが、よくわからない場合には、課長又は先輩・上司にどんどん教えを請いましょう。ただし、忙しそうにしている時には声を掛けないように。

・平成23年7月21日（木）配信

今回は現場代理人等について書きました。彼らは経験豊かな技術者です。皆さんはいずれは、技術力で太刀打ちできるようにならなければなりません、残念ながら当面は実力に差があるということを自覚しながら修行に努めなければなりません。

皆さんが新人であるということは、現場代理人達にはバレバレです。新人には実力がないことも理解していますが、監督官として「立てて」くれます。ここに落とし穴があります。私にも覚えがありますが、監督官業務で『知ったかぶり』ほど恐ろしいものはありません。

学校では、お金を払って教えて貰うわけですが、監督官の場合には、給料を貰いながら教えて貰うことが出来ます。

監督官が「わからない」と言えば、現場代理人等の技術者は理解出来るまで丁寧に教えてくれます。こんな良いことはありません。ただで家庭教師を雇っているようなものです。

現場代理人に限らず、先輩や上司に「わからないので教えてください」と堂々と言えるのは新人にのみ許された特権のようなものです。ただし、教えを請うには「作法」があります。その作法とは、まず自分で勉強することです。

例えば、明日現場に行って排水管理設の施工状況の確認に行くとしします。係長に「明日排水管を見に行ってきますが、何見てきたらいいですか？」と尋ねたとしたら・・・。バツ3つです。係長から拳骨を貰う覚悟をして下さい。

すべきことは事前に図面、特記・材料仕様をつぶさに見て・読んで、関連する共通仕様書の部分をよく読んでみて、それで理解出来ないことがあれば質問するといったことです。

ちょっと長々と書きましたが、理解出来たでしょうか。日々努力して下さい。

・平成23年8月4日（木）配信

今回で5回目の配信となりました。

毎週の「連載」に穴をあけないように鋭意執筆しています。

皆さんの多くは、昨年度まで学校に通っていたのでしょうから、今頃は夏休みであったと思います。建設工事現場では、伝統的に「お盆」の頃が休止期間となります。

休止期間においては当然、現場は無人となりますから、事前に安全対策を徹底的に点検しておく必要があります。

工事関係者以外の侵入防止、掘削部・開口部の転落防止、資材等の養生・飛散防止、台風対策等々やらなければならないことは数多くあります。

皆さんはまだ監督官ではありませんが、自分の担当地区等は決まっていると思いますので、現場の建設業者がどのような対策を施すのかを、（上司と相談した上で）現場で良く確認して、どのような対策が必要なのかを野帳などにメモをしておくといいでしょう。年末には監督官として現場を見廻らなければならないのですから。

その際には「なぜ？、どうして？等々」と現場代理人等に聞きまくることをお勧めします。彼らの経験を吸収するチャンスです。

あつてはならない事故ですが、事故は「盆・暮れ・正月・工期末」のあたりで発生しやすいと相場は決まっています。

その原因は、気の緩み、あせりといった現場で働く人達の心が、注意深い行動や慎重な判断などを妨げる結果となりやすいからです。安全対策は何よりも優先されます。このことは常に肝に銘じておいて下さい。

・平成23年8月11日（木）配信

今回で1章はおしまいです。

次回からは、いよいよ監督官のお仕事について基本的なことを解説する第2章が始まります。

契約書は、全部で約60条からなっていますが、第1章で解説したものは7つの条だけです。

まだまだ先は長いですね。お互い頑張りましょう！

私の勤務地の東京はこのところ、とっても暑いです。数年前まで勤務していた沖縄は、32度程度で安定していましたが、むしろ過ごしやすかったと感じています。

皆様、油断せずに熱中症に気を付けましょう。

・平成23年8月18日（木）配信

今回から監督官の基本的な業務を中心とした内容の第2章に入ります。

また、全体の構成を見直して、当初お伝えしていた目次を変更して「検査と支払」を第4章としています。（各章の細部項目はまだ変更の可能性があります）

・平成23年9月1日（木）配信

今月から9月ですね。

皆さんは今月で6ヶ月の任用期間を了し、10月から監督官デビューです。

それから、全く関係のない話ですが、共済組合の貯金も利用出来るようになります。毎月、

すくなくとも1万円位は頑張って積み立てましょう。

・平成23年9月8日（木）配信

今回で10回目の配信となりました。これまでに解説した条文数は、19条で全体の3分の1程度です。

まだまだ先は長いですが、お互いに頑張りましょう！

これから年度末に向かって「発注シーズン」となり、益々忙しくなります。

皆さんは、自分の業務スケジュール管理をしていますか？

スケジュール管理といっても、特段難しいことではなく、カレンダーに書き込むだけでOKです。

書き込む内容は、「〇〇工事の図面セット」とか「△△現場に置く」等々で、その日にやるべきことを予定しておいて、その通りに実施することを目標として仕事に臨みます。もし、飛び込み仕事などで予定通りできなかった場合などには、スケジュールの見直しをしたりします。新人の皆さんは、「ある仕事の期限」を書き込むことに加えて、「毎日すべきこと」も書き込んだ方が、より実践的なスケジュール管理となるでしょう。

「忙中閑あり」ということわざを知っていますか。

これは、どんなに忙しい最中でも、何とか暇を見つけることができるものだという意味です。しかし、「忙しい、忙しい」と呪文のように唱えているばかりでは、暇を見つけることはできません。

腕を上げて同じ仕事に要する時間を短くするように自らを鍛えつつ、スケジュールをしっかりと管理して、自分の時間を作ってください。たまには職場の仲間と呑みに行って、上司を肴に一杯やるのもストレス解消の一助となるでしょう。週末にはデートもしたいですね。

・平成23年9月15日（木）配信

今回から第3章に入ります。

内容は、皆さんの職場で「設計変更」、「工期延期」という言葉で表現されているものです。

新人監督官としては、比較的難易度の高い仕事ですので、基礎をしっかり学んで下さい。

・平成23年9月29日（木）配信

今回で第3章は終わりです。来週からは検査と支払い関係を解説する第4章が始まります。

来週といえば10月です。監督官の発令を受ける人も多いと思います。

忙しいとは思いますが、現場に行くことは監督官の基本です。行けば、現場代理人などから「監督さん、ここの部分の施工なんですけど、どうしましょうか？」などと相談されたりしますが、皆さんは多くの「???」で、的確な指示をすることはできないでしょう。

新人の皆さんはわからなくて当然です。以前にもお話しましたが、「知ったかぶり」と「監

督官は偉いとの錯覚」は最も危険です。当面は「わからないので、持ち帰って乗しと相談し、直ちに連絡する。」と堂々と云いましょう。そして、技術者としての修行を積んで、「即決即答」できる監督官を目指して下さい。

・平成23年10月27日（木）配信

今回の「国債の特則」については、さっと読んだくらいでは理解が難しいと思いますが、国債工事では、各年度で支払い限度額を決算していかなければなりませんので、しっかりと勉強して基礎を身につけて下さい。

次回からは、第5章に入ります。このシリーズも年内には何とか終わることが出来ると考えております。

・平成23年11月24日（木）配信

私の執筆活動はようやく最終段階に入り、長かったこのシリーズは、おそらく第25回をもって終了となりそうです。

もうすぐ12月です。12月は「既済検査のシーズン」とも言えます。必ずしも全ての工事で、部分払いを請求してくるわけではありませんが、従業員へのボーナスの支払い、資材購入等で振り出した約束手形の決済等々で、年末は何かとお金が必要な時期です。

本文でも度々述べておりますが、自分の担当工事について、現場代理人と良く調整しておきましょう。

・平成23年12月1日（木）配信

12月となりました。12月は「先生も走る師走」ですから、皆さん何かと忙しいことと思います。夏に送信した小欄で、「事故は盆・暮れ・正月・工期末のあたりで発生しやすい」と述べました。来年の3月に工期末を迎える工事については、今頃が最盛期であるものも多いと思います。

- ・遅れ気味の工事の現場代理人や主任技術者は、工程表と「にらめっこ」して「年末年始休みの前までには、最低ここまでは・・・」と考えているかもしれません。
- ・最盛期ということは、現場に数多くの下請け業者が入り、作業員も多いわけですから。そして各下請け業者は、同じ施工現場で、それぞれに独立した仕事をしていて、工程に余裕がなければ、作業現場が輻湊しています。また、資機材の搬入も盛んです。
- ・単身で働きに来ている作業員等は、帰省が近づき、家族のことなどを考えているかもしれません。
- ・そして、寒さは人間の行動を横着にしがちです（コタツから足を伸ばしてTVのリモコンを引き寄せたことなどありませんか？）。

これらのことは、以前お話したとおり「現場で働く人達の心が、注意深い言動や慎重な判断などを妨げる」状況を生み出しかねません。

監督官：「年末が近づいているし、安全管理をしっかりとやって下さいね」

現場代理人：「はい、わかってます。これまでもキチンとやってますから大丈夫です」

これでは、言わないよりはマシという程度で、おそらく現場代理人等による安全対策の再点検にはつながらないでしょう。

監督官には、労働安全衛生法上の権限・責任はありませんので、個々具体的な指示は禁物です。

ポイントは、監督官からの注意喚起によって、現場代理人等が、日常の安全管理を改めて点検したり、見直すなどの行動を、促し得るか否かです。

では、何をどういう風に云えば良いのか。それは現場の作業状況、安全管理体制、日常の安全対策活動、安全教育の状況等を皆さんが把握して、上司の指導を得て考えて下さい。

・平成23年12月12日（月）配信

今回をもちまして、契約書の条文解説は終了です。

次回の最終配信では、「終章 建設工事請負契約書が目指すもの」をお送りします。まだ執筆中ですが（汗）・・・